

北海道国民年金 事案 93

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月及び58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月
② 昭和58年4月から59年3月まで

市で国民健康保険の加入手続をした際、市の担当者から国民健康保険も国民年金も両方加入し、保険料も両方とも納付しなければならないと指導を受け、国民健康保険と同時に国民年金に加入し、これら保険料の納付も自分で毎月又は数か月分まとめて納付していた。

今回、年金の記録確認を照会したところ、13か月分の保険料について未納と回答された。納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間は、1か月及び1年とそれぞれ短期間であるとともに、申立人は申立期間以降、国民年金第1号被保険者から第3号被保険者への切替手続の際に生じた1か月の未納期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

2 申立人は国民年金に加入した経緯について、会社を退職した当時、虫歯が多く歯の治療費が高額になるため、国民健康保険に加入しなければならなかったところ、市役所で健康保険の加入手続をした際に、市の担当者から国民健康保険と国民年金は、同時に加入し、保険料も両方とも同時に納付しなければならないとの指導を受けたためであるとしており、加入の動機及び保険料の納付期間の記憶が明瞭である。

また、申立人は保険料の納付方法について、国民健康保険と国民年金の

保険料を同時に1か月ごと又は数か月ごとにまとめて駅前のA銀行で納付したとしているが、B市では、申立期間の昭和58年度から、国民年金について、それまでの3か月ごとの納付方法から年度当初に年度分の納付書計14枚を送付し、毎月または数か月分をまとめて納付可能な方式に改め、一方、国民健康保険についても、年度当初に計10枚の納付書を送付し、毎月又は数か月まとめて納付する方法を採用し、国民年金と国民健康保険の保険料を同時に納付できるようにしており、申立人の主張と一致する。

さらに、申立人は、申立期間は親と同居して生活費が不要であり、自分も不動産会社（マンションのモデルルーム）に週6日、日8時間勤務し、保険料を納付する資力は有していたとしているところ、申立人の父親は公務員で共済組合加入者であり、母親は専業主婦で昭和36年の国民年金制度発足当時から国民年金に任意加入し保険料の未納は無い家庭環境であること、及び申立人は当時勤務していた不動産会社の資料を所持していることから、申立人が保険料を自分で納付する資力は有していたとの主張にも、不自然な点は認められない。

- 3 一方、申立人は申立期間以外についても未加入期間及び未納期間があるが、当該期間については申し立てておらず、自ら保険料を納付していた期間とそうでない期間を明確に認識しており、申立人の主張は基本的に信用できる。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 94

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間当時、実家を離れ A 市の美容室で働いていた。国民年金保険料は、実家のある B 町で父が兄の国民年金保険料と一緒に自分の分の国民年金保険料を支払ってくれた。

父が国民年金保険料を支払ってくれた期間、兄の国民年金保険料については、納付済みとなっているのに、私の国民年金保険料だけ一部短期間だけ未納となっていることはあり得ないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間及び厚生年金保険から国民年金への切替時の 1 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付していた実家の父及び母は、制度開始当初から国民年金に加入し、保険料の未納は無く納付意識は高い。

さらに、実家の父が申立人の国民年金保険料と共に納付していたとされる申立人の兄の国民年金保険料については、申立期間について納付されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から44年3月まで

年金の受給手続の時に、昭和41年4月から46年3月まで未納があると言われた。44年4月から46年3月までの分は領収書があり、納付を認められた。申立期間の保険料は、A市B出張所に赴き納付しており、当時の領収書は度重なる引っ越しのため紛失したが、領収書が無いから納付を認めないというのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、当初、申立期間を含む昭和41年4月から46年3月までの期間について、未納とされていたが、その後、申立人が所持する国民年金保険料の領収証書により、44年4月から46年3月までの期間の納付事実が認められ、納付記録が追加されており、社会保険庁の記録管理が不適切であったことが認められる。

また、上述の納付記録が追加された期間には、特例納付の期間が含まれるが、特例納付は制度上、先に経過した未納期間から納付することとされていることから、申立人が特例納付を行った時点では、申立期間の国民年金保険料は納付されていたと考えるのが合理的である。

さらに、申立人は、国民年金制度発足当初より任意加入をしており、申立人の納付意識は高かったと思われるほか、申立人が申立期間当時、3か月ごとに保険料を納付しに行っていたとされる市の出張所は、当時から存在し、国民年金保険料の納付を取り扱っていたなど、申立内容にも不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 96

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

国民年金の納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けた。国民年金制度発足を知った時に自ら進んで加入手続を行い、昭和36年4月からA町役場に毎月保険料を納付していたので、未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足する前の準備期間である昭和35年10月に、自ら国民年金の加入手続を行い、国民年金に加入している。

また、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しているほか、納付日を確認できる昭和46年度から49年度までの国民年金保険料は、いずれも期限内に納付していること等から国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の妻に、申立期間に係る申立人の国民年金保険料の納付状況について聴取したところ、①当時は、申立人が一家の収入源であるとの意識から申立人の国民年金保険料を優先して納付していたこと、②申立人の妻に対しては、国民年金保険料の未納があるとして、昭和49年に特例納付の通知が送られてきたため、経済的事情から一部の期間についてのみ国民年金保険料を納付したが、申立人には特例納付の通知がなかったことなどを鮮明に記憶している。社会保険庁の記録によると、申立人主張のとおり申立人の妻については、49年に一部の期間について国民年金保険料が

特例納付されていることが確認できたことなど、率直に当時の事情を申し述べていると思われ、そのほか、申立内容に特に不自然な点はみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

函館国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 44 年 2 月に会社を辞め、46 年 7 月ごろから父親と一緒に暮らし始めた。父親と暮らす前は国民年金に加入していなかったが、父親が、「年金は継続して掛けることが大切だから、国民年金に加入した方がいい」と言って加入手続を行い、44 年 3 月から 46 年 3 月までの保険料をさかのぼって納付してくれた。46 年 4 月以降も、父親が納付したはずであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 7 月 12 日に払い出しされていることが確認できる。また、申立人の所持している領収書から、昭和 46 年 8 月 6 日に、44 年 3 月から 46 年 3 月までの保険料が特例納付及び過年度納付されたことが確認できることから、申立人の国民年金加入手続及び納付を行っていたとされる申立人の父親は、納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、「申立期間中は、アルミサッシの取付関係の個人事業所に勤務して、給料を父親に渡して保険料を納付してもらっていた」と申し立てており、申立人の雇用保険加入記録から、申立人は昭和 44 年 4 月から 48 年 12 月まで継続して市内の事業所に在籍していたことが確認できることから、申立期間当時は、申立期間を含めて保険料を納付できないような状態には無かったと推定できる。

加えて、未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ 3 か月と短期間である。その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から42年3月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、「昭和41年11月から42年3月までの期間及び45年10月から46年3月までの期間については未納である。」との回答を受けた。国民年金の加入手続を自ら行った記憶は無いが、保険料は毎月、町役場の集金人に支払っていたと記憶しているので、未納は無いはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、当時の妻と連番であり、同日付けの昭和44年4月22日に払い出されているが、その時点においては、申立期間①の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録及びA町被保険者名簿では、申立人の納付記録は、昭和42年度及び43年度分の保険料は過年度保険料として、町役場で納付されているが、過年度分である申立期間①の保険料を集金人に支払っていたとする申立人の主張は不自然である。

2 申立期間のうち、②については、町役場職員による集金組織の存在が確認できるとともに、申立人と連番で手帳記号番号が払い出されている当時の妻の保険料は納付済みになっているにもかかわらず、申立人の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立期間は6か月と比較的短期間であり、昭和42年4月から

- 平成 18 年 10 月まで、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 2 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 47 年 10 月当時は、勤務していた会社の社長宅に住んでおり、社長の奥さんをお願いして保険料納付に行ってもらっていた。48 年秋ごろにアパートへ転居した後は、アパートの管理人（現在の妻）に納付を頼んでいた。結婚後は妻が納めていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和 49 年 3 月 15 日であり、申立期間のうち、①の期間は納付することが可能な期間であった。しかし、申立人が保険料の納付を依頼していた、当時の申立人の勤務先の社長の妻は、申立人から頼まれて何回か納付に行ったことはあるが、納付時期及び納付場所や納付方法等の詳細は覚えていないと述べている。また、昭和 48 年秋以降、申立人が保険料の納付を頼んでいた申立人の妻が、申立人が居住するアパートへ転居した時期は 50 年 3 月 1 日であることは公簿で確認ができることから、申立人の供述内容の時期に整合性が無く、保険料を納付していたとは考え難い。

一方、申立期間のうち、②の期間は、納期内に納付できず何回か督促されたが遅れても必ず納付していたと申立人の妻が述べているとおり、昭和 55 年度及び 56 年度の保険料の一部が過年度納付されていることが確認でき、申立内容に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 71

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月

昭和40年4月から42年3月までの納付記録を社会保険事務所に照会したところ、40年4月から41年7月までの分及び41年9月から42年3月までの分については、納付済みに訂正された一方、41年8月分については訂正されなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に近接する時期の申立人の国民年金納付記録については、当初未納とされていたが、社会保険事務所の被保険者台帳及びA市の被保険者名簿に基づき、納付済みに記録が訂正されている。

また、申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から 56 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 1 月から 56 年 5 月まで
② 昭和 61 年 2 月及び同年 3 月

私は、仕事の関係で海外に行くことが多かったが、昭和 54 年当時は海外へ転出しておらず、また、43 年に国民年金の加入手続を行って以降、引き続き、妻が私の保険料を納付していたはずである。それにもかかわらず、54 年 1 月に資格喪失とされていることには納得できない。

また、海外に転出しているからといって、昭和 61 年 2 月及び同年 3 月だけが国民年金に未加入となっているのはおかしいと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入記録によると、昭和 54 年 1 月 10 日に資格喪失とされているが、加入当時から引き続き自営業を営んでいる上、他の公的年金に加入した形跡は見当たらないほか、その時期は海外に転出していないことから、資格喪失届を提出する合理的な理由も見当たらない。

また、当初、社会保険庁の記録で未納とされていた昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間について、市町村の被保険者名簿により納付済みであることが確認できたことから記録訂正が行われているほか、申立期間①のうち昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの期間について、社会保険庁の特殊台帳では、資格喪失期間であるにもかかわらず納付済みとなっており、その期間の国民年金保険料を還付した記録も無いことから、納付記録について誤りのある可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付を開始した昭和 43 年 4 月以降 60 歳に到達する平成 14 年 9 月までの期間について、申立期間を除き、

保険料をすべて納付している上、延べ54か月間の任意加入期間が有ることから、申立人の納付意識は高いものと認められる。

一方、申立期間②については、戸籍の附票によると国内に住所を有しておらず、制度上、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが確認できる上、納付された保険料が還付済みとなっていることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和54年1月から56年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から56年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、妻が、私と義母の分を併せて納税組合に納付したはずである。

私は、主にりんごの栽培で収入を得ており、過去に台風の被害に遭ったときでさえ国民年金保険料の免除を申請せずに納付してきた。今まで一度も保険料の免除を申請した覚えが無く、休まずに納付してきたにもかかわらず、申立期間が免除とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を開始した昭和50年7月から資格を喪失する平成16年5月までの期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、申立人の分と併せて納付したとされる申立人の義母の保険料については、申立期間を含め、すべて納付済みとなっていることから、過去に台風の被害に遭ったときでさえ保険料の免除を申請せずに納付し今まで一度も免除を申請した覚えが無いとする申立内容に信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立人は、昭和58年7月以降、付加保険料を納付していることから、納付意識が高かったものと認められ、国民年金保険料の納付を開始した50年7月以降の加入期間(347月)のうち、申立期間の6か月のみが免除とされていることは不自然である。

さらに、当時、申立人が居住していた地区において、納税組合が存在

していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から56年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、私が、夫と母の分を併せて納税組合に納付したはずである。

私は、主にりんごの栽培で収入を得ており、過去に台風の被害に遭ったときでさえ国民年金保険料の免除を申請せずに納付してきた。今まで一度も保険料の免除を申請した覚えがなく、休まずに納付してきたにもかかわらず、申立期間が免除とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を開始した昭和50年7月から資格を喪失する平成19年7月までの期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、申立人の分と併せて納付したとされる申立人の母の保険料については、申立期間を含め、すべて納付済みとなっていることから、過去に台風の被害に遭ったときでさえ保険料の免除を申請せずに納付し今まで一度も免除を申請した覚えが無いとする申立内容に信憑性^{びよう}が認められる。

また、申立人の夫は、昭和58年7月以降、付加保険料を納付していることから、納付意識が高かったものと認められ、申立人が国民年金保険料の納付を開始した50年7月以降の加入期間(385月)のうち、申立期間の6か月のみが免除とされていることは不自然である。

さらに、当時、申立人が居住していた地区において、納税組合が存在

していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から46年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、養父が、私と妻及び養母の分を併せて納付していたはずである。

妻と養父母の分は納付済みとなっているにもかかわらず、私の分だけが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された養父名義の預金通帳において、昭和44年1月から48年3月までの払戻状況をみると、申立人の分を含めた4人分の国民年金保険料額が引き出されていることが確認できる上、その金額は当時の国民年金保険料額と一致していることから、申立期間のすべてについても納付していたものと推認するのが合理的である。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を開始した昭和41年4月以降、資格を喪失する平成15年9月まで、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、申立人の分と併せて養父が納付したとされる申立人の妻及び養母の保険料については、この申立期間を含め、すべて納付済みとなっている。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとされるその養父の保険料も、昭和36年4月から死亡喪失する直前の46年9月までについて、申立期間を含め、すべて納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 3 月の国民年金保険料については、二重に納付していたものと認められることから、納付記録を訂正のうえ、還付することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月

平成 10 年 3 月の保険料を納付した領収書が 2 枚あることを発見したため、重複納付ではないかと社会保険事務所に申し出たところ、重複納付の事実が確認できなかったとの回答があったが、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収書によれば、申立人の平成 10 年 3 月の国民年金保険料が、A 市町村の B 銀行 C 支店で 9 年 12 月 15 日付け及び 10 年 5 月 28 日付けで二重に納付されたことが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録によれば、同年同月に係る保険料は納付済みであるが二重に納付されたとの記録が無く、還付処理や他の未納期間に充当処理されたとの記録も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を二重に納付していたものと認められることから、還付する必要がある。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 11 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 11 月から 54 年 3 月まで

夫婦の国民年金保険料は、地区の集金人に納付してきた。夫の保険料には未納は無いが、私の保険料が 5 か月分未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人によれば、夫婦二人分の保険料は、地区の集金人に納付していたとのことであるが、A 市町村の資料から申立期間当時、集金人による集金が行われていたことが確認できる。

また、申立人は昭和 52 年 11 月から平成 9 年 7 月まで（第三号被保険者であった 6 か月を除く。）、継続して付加保険料を納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間の 5 か月を除き保険料をすべて納付しており、夫は国民年金加入期間について、申立期間を含め保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月

私は、昭和 50 年 12 月に特例納付を行い、未納であった昭和 39 年 6 月から 44 年 3 月までの期間の保険料は、その際、すべて納付したはずであるが、44 年 3 月分だけが未納とされている。A 市町村の記録ではすべて納付済みとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保険料を納付したとされる期間は、第 2 回特例納付期間（昭和 49 年 1 月 1 日から 50 年 12 月 31 日まで）である。

しかも、社会保険事務所の現金納付者名簿によれば、申立人が昭和 50 年 12 月に行った特例納付は、納付期間については 39 年 6 月から 44 年 3 月までと記録されており、58 か月の期間であるが、納付金額は 5 万 1,300 円と記録されており、これは 57 か月の保険料の合計に相当する金額である。

社会保険事務所における申立人の納付記録は、上記の納付金額に基づき 57 か月とされたことが推認でき、一方、A 市町村に対しては、社会保険事務所から、特例納付の金額ではなく、納付期間が通知されたことから同市町村の納付記録ではすべて納付済みとされていると推認できる。

しかし、当時の実際の納付金額がいくらであったのかを確認できるほかの資料は無く、申立人が、58 か月分の特例納付を行うに当たり、あえて 1 か月分を納付しなかったことは不自然であることから、申立人が 58 か月分の保険料を納付し、社会保険事務所において納付金額を現金納付者名簿に記入する際に、間違った保険料の金額を記入した可能性は否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの期間及び37年5月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から37年3月まで
② 昭和37年5月から同年9月まで

社会保険事務所に納付記録を照会したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間当時は、私が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人宅に持参しており、申立期間について、私の夫の国民年金保険料は、納付済みとされているにもかかわらず、私の分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金保険料の納付状況を見ると、申立期間前後は、いずれも印紙（現年度）納付していることが確認でき、夫婦二人分の保険料を集金人に持参していたとする申立人の主張に沿ったものと認められ、同居していた申立人の夫の保険料だけが納付済みとされていることは不自然である。

また、申立人は、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降、申立期間を除き、通算して33年間にわたり国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立人の夫は、申立期間を含め、国民年金保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの期間及び62年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和47年10月から48年3月まで
②昭和62年4月から同年9月まで

昭和36年4月から夫が開設した幼稚園が法人化されるまでの間、国民年金に加入していた。当時は、支所職員が国民年金保険料を集金しており、必ず夫婦一緒に納付してきた。A市に転入してからも保険料の免除申請や納付は必ず夫婦一緒に行ってきたので、申立期間に夫の保険料だけが納付済みで自分の保険料が未納なのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者資格の取得、喪失及び申請免除等に係る手続の時期は、申立人の夫とすべて一致しているとともに、国民年金手帳の検認記録によれば、申立期間①以前の昭和41年4月から47年3月までの国民年金保険料の夫婦の納付日もすべて一致しており、申立人の夫の申立期間の国民年金保険料は納付済みとなっている。

また、申立期間①については、申立人の特殊台帳には、申立期間の直後の期間が後から納付済みに訂正された形跡が認められること、申立人の夫の特殊台帳には当初未納とされていた記録が、A市の国民年金被保険者名簿の検認記録を基に訂正されていること等、社会保険庁における納付記録の管理が必ずしも適正に行われていたとはいえない状況が見受けられる。さらに、申立人の主張する支所職員は、B市の調査により、申立期間当時、同市の支所に勤務していたことが確認され、申立内容と一致する。

加えて、申立期間②について、申立人は、昭和63年8月ごろにA市役所で過年度納付したと思うと述べているが、申立人の夫の国民年金保険料は、A市の国民年金被保険者名簿の検認記録から同月に納付されたこと、及び

その当時は、市役所にある銀行の出張所で過年度納付することが可能であったことが確認できたことから、申立人の主張は信用できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 66

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年1月から同年3月まで
年金記録を照会したところ、申立期間について未納とされていたが、申立期間の国民年金保険料については、A市役所B出張所又はC銀行D支店で納付しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年1月から国民年金に任意加入しており、それ以後、申立期間を除き、保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと認められ、申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間を含め、A市役所B出張所又はC銀行D支店で定期的に保険料を納付したとしているが、申立期間当時、同出張所が国民年金保険料収納事務を行っていたこと、及び同支店が既に営業していたことが確認されており、その内容に不合理な点は認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 67

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年7月から41年3月まで

申立期間について、A区役所B出張所で国民年金保険料を納付した記憶がある。昭和40年7月に会社を退職後、しばらくしてから夫婦で国民年金加入手続を行った。出張所の職員に勧められ、夫婦二人分の保険料を遡及して納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付している上、申立期間は9か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年度に払い出されていることが確認でき、41年4月に申立期間の国民年金保険料をA区役所B出張所の案内で納付することは可能であったと考えられる。

さらに、昭和48年度の国民年金保険料収納記録について、当初未納となっていた記録が納付済みに訂正されているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年7月から41年3月まで

申立期間について、A区役所B出張所で国民年金保険料を納付した記憶がある。昭和40年7月に会社を退職後、しばらくしてから夫婦で国民年金加入手続を行った。出張所の職員に勧められ、夫婦二人分の保険料を遡及して納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付している上、申立期間は9か月と短期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年度に払い出されていることが確認でき、41年4月に申立期間の国民年金保険料をA区役所B出張所の案内で納付することは可能であったと考えられる。

さらに、昭和49年4月から57年6月までは、その夫が厚生年金保険に加入中であったため、任意加入期間（保険料は納付済み）となっており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

加えて、昭和57年4月から同年6月までの国民年金保険料収納記録について、当初未納となっていた記録が納付済みに訂正されているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 71

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から44年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

申立期間については、国民年金保険料は勤務先（飲食店）の事業主が他の同僚の分も含め代わって納付していたので、申立期間について未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①のうち、昭和43年4月から44年3月までについては、①昭和43年度の途中に国民年金手帳が職権適用によりA区から送付されているが、申立人を含む従業員の国民年金保険料を代わって納付していたとする事業主による他の同僚及び事業主自身の納付状況からみて、申立人について昭和43年度分の保険料を納付していないとすることは不自然であること、②現年度（昭和43年度）であれば年度当初の4月にさかのぼってA区で納付することは可能であり、当時同区では現年度納付を勧奨していた可能性が高いこと、③当時の申立人の国民年金保険料月額は200円から250円と低額であり納めやすい金額であること等を考慮すると、昭和43年度の国民年金保険料については納付されたものと考えることが妥当である。
- 2 申立期間①のうち、昭和41年10月から43年3月までについては、納付が行われたとすれば過年度納付による納付ということとなるが、事業主が代わって納付していたとする申立人の主張以外、このことをうかがわせる情報

が無いため、保険料の納付が行われたと認めることは困難である。

- 3 申立期間②については、記録上納付済みの期間を挟んで3か月間未納となっているものであるが、当時の同僚の国民年金保険料の納付記録を見ると切れ目無く納付している状況がみられることから、代わって保険料を納付していた事業主が申立人についてのみ納付を3か月間中断することは不自然である。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から44年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 72

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
社会保険庁に納付記録の照会をしたところ、申立期間の国民年金保険料納付が確認できなかったとの回答を得たが、申立期間は口座振替で保険料を納めてきたはずであり、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和 43 年 12 月に国民年金に任意加入して以降、家計簿により保険料額をきちんと把握した上、当時の A 銀行 B 支店の窓口で納付し、その後昭和 50 年代後半から同銀行同支店の口座振替によりすべて納付してきたとの主張は、C 市役所納税課が保管していた申立人の口座振替申込書により、57 年 4 月から口座振替納付が行われていたことが確認できたことから、基本的に信用できる。

また、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、社会保険庁保管の特殊台帳には、オンラインデータ上納付済みになっている昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの期間についてその記載が無く、行政側の記録管理に不整合が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 73

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から2年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間が未納となることが分かった。申立期間については、督促状が送付されたことを契機に、父から借金して平成3年9月にA社会保険事務所でまとめて納付したので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料納付を行う契機となったとしている国民年金集合徴収（年金相談）案内状には、申立期間が未納であることが示され、集合徴収を行うので来場を請う旨の記載があり、当時のカレンダーには平成3年9月25日にA社会保険事務所に出向いたことがうかがえる記載があることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人は、納付を行う際、父から未納があることを怒られ、納付に必要な金額を父から借りたとしているところ、そのことは申立人の父からも証言が得られた。申立人の父は当時、会社の役員をしており収入も高かったため、納付に必要な金額を無理なく用意できたものと考えられ、その内容に不自然な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 78

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、①昭和43年4月から44年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から44年11月まで
② 昭和44年12月から47年6月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和43年4月から44年11月までの期間及び44年12月から47年6月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。44年12月に結婚してからしばらく後に、私と夫が今後は自分で保険料を納付するように両親から言われたことを鮮明に記憶しているので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和43年4月から44年11月までの期間については、申立人が、申立期間当時、実家で同居していたその兄の証言として、申立人の父が兄夫婦を含む家族全員の国民年金保険料を市役所で納付していたと主張しており、事実、申立期間における申立人の父、母、兄及び義姉の保険料は納付済みとなっていることから、申立人のみの保険料が未納となっているのは不自然である。

2 一方、申立期間のうち、婚姻後の任意加入期間（昭和44年12月6日加入）である②44年12月から47年6月までの期間については、47年7月から48年3月までの任意加入期間の国民年金保険料が49年9月に納付（過年度納付）されていることから、時効により納付することができなかったことがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間のうち、②昭和44年12月から47年6月までの期間の国民年金保険料について、その父が市役所で納付していたと主

張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人は記憶が不確かなため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、
①昭和43年4月から44年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 79

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料も含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。52 年 10 月に任意加入した当初から第 3 号被保険者期間を除くすべての国民年金加入期間の保険料を口座振替により納付しており、1 年も引落しが無かったという記憶は無いので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 10 月に国民年金に任意加入した当初から、国民年金第 3 号被保険者期間を除く国民年金加入期間のすべての保険料を口座振替により納付していたと主張しており、事実、社会保険庁が保管する平成 3 年 10 月以降の保険料収納記録から口座振替により保険料を納付していることが確認できることから、申立期間当時も口座振替により保険料を納付していたと考えられ、申立期間の前後において申立人及びその夫の仕事や生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間のみが未納とされているのは、不自然である。

また、申立人は、昭和 52 年 10 月に任意加入した当初から申立期間の前月まで、付加保険料を含めた国民年金保険料を納付しており、かつ、60 歳以後の平成 16 年 9 月以降も任意加入し、16 年 10 月からは併せて付加保険料を納付しているなど、国民年金制度への理解も深く、納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料も含め納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 80

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月

A町(当時)に住んでいた時、役場から国民年金保険料未納の通知が送られてきたので、それまでの未納分の保険料を納付した。その際、申立期間の保険料も納付したはずである。納付書発行の手續及び保険料の納付については妻が行い、保険料をB郵便局で納付したと記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を他の未納期間と一緒に特例納付したと主張しており、事実、社会保険庁の記録では、申立人が特例納付する前に未納であったと考えられる昭和40年12月から43年3月までの保険料が特例納付により納付されている。

また、申立人は、特例納付の際、納付書が複数枚発行されたと主張しており、申立期間についても納付書が発行されていた場合、通常、納付書は昭和40年12月から43年3月までのものと申立期間のものとの計2枚が発行されることになることから、申立期間についても納付書が発行されていた事実がうかがえる上、申立人の妻が発行された納付書により保険料をすべて納付したことを記憶しているなど、申立期間の保険料を他の未納期間の保険料と一緒に特例納付したとする申立人の主張は、基本的に信用できる。

さらに、申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 81

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月及び同年3月

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和60年2月及び同年3月の国民年金保険料が未納とされていた。申立期間当時は定期的に納税組合が組合員全員の税金及び国民年金保険料を徴集して役場に納付しており、未納であれば連絡があったと思われるし、自分でも2か月分だけ納付し忘れるとは考えられないので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立期間の前後において申立人の仕事や生活状況に大きな変化は認められないこと、及び申立人は申立期間当時に農業及び自営業をしていたことから、申立期間の国民年金保険料を納付するのに経済的な問題は無く、申立期間のみが未納とされているのは、不自然である。

また、申立人が居住していた地域では、申立人の主張のとおり、申立期間当時に納付組織が存在していたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

国民年金保険料は、主に妻が夫婦分を一緒に納めていたはずであり、申立期間について、妻の国民年金保険料が納付済みになっているのに自分の国民年金保険料が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、共に国民年金保険料を現年度で納付するようになった昭和44年4月から、共に全額申請免除となる60年3月までの期間について、申立期間を除き保険料はすべて納付している。

また、当該期間のうち、納付日が確認できる記録については、夫婦の保険料の納付日はおおむね同一となっていることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立期間について、妻の保険料は納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から昭和 56 年 9 月まで
② 昭和 58 年 10 月から同年 12 月まで

申立期間の国民年金保険料について、社会保険庁の記録では未納とされているが、申立期間当時に納税組合の組合長を務めていた父親が納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号の払出しが昭和 59 年 7 月であることから、申立期間①はすべて時効により納付できない期間である。

さらに、20 歳到達時前後の昭和 47 年 8 月から 50 年 4 月までの期間において、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事実も確認できなかった。

2 申立期間②については、社会保険庁が保有する国民年金保険料収納記録上は未納となっているが、市役所の被保険者名簿においては「過（4-3）」と記載されており、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの保険料が過年度納付されたことを意味する記載と考えられることから、申立期間②を含む昭和 58 年度の保険料は納付されていたものと考えられ、行政側の記録管理に瑕疵^{かし}のあったことが推察される。

また、申立人の保険料納付済期間のうち大半（約 5 分の 4）は、付加保

険料を上乗せして納付しており、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 94

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年1月から同年3月まで
② 昭和48年4月から49年9月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和52年始めに旧知の間柄である市役所主税課の課長に依頼して納付書を作成してもらい、過去の未納分を清算しており、また、納付の記録が記載された家計簿もあるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、過去の未納分を解消するため、国民年金保険料をまとめて納付したと主張しており、事実、附則13条の特例納付により、昭和41年4月から46年9月までの国民年金保険料をさかのぼって納付しているが、その際、申立期間①の保険料を一緒に納付しなかったとするのは不自然と考えられる。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

2 申立期間②について、申立人は、市主税課の課長に依頼して交付してもらった納付書で過去の未納期間をすべて清算しているので申立期間②の国民年金保険料は未納であるはずがないと主張しているが、主税課においては国民年金を取り扱っていなかったことが確認でき、申立人の主張には矛盾があると考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付した証拠として提出された家計簿において、納付日とされている昭和52年4月3日が日曜日となってい

るなど、証拠としての信憑性^{びよう}は低いと考えられる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 4 月から 47 年 2 月まで
② 昭和 48 年 4 月から 53 年 3 月まで
③ 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 48 年 4 月に A 区に転入して間もなく、同区役所又は同区の出張所に行き国民年金の加入手続をした。その際、「2 年間分をさかのぼって納付すれば 20 歳から納めていた形になる。」と言われ、2 年間分の保険料をさかのぼって納付した。その後は、随時、同区役所又は同区の出張所で納めていた。未納とされているが納得できない。

昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を納付したはずなのに定額納付とされている。納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、昭和 48 年 4 月に A 区へ転入後間もなく、国民年金の加入手続を行うとともに、2 年間分の保険料を同区役所又は同区の出張所の加入手続をした窓口と同じ窓口で納付したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、53 年 7 月に払い出されており、事実、申立人から提出のあった申立人の国民年金手帳の住所欄には、51 年 4 月以降居住していた住所地が記載されているなど、申立内容には不合理な点が見受けられる。

また、区では過年度保険料の収納事務を行っていない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 申立期間③について、申立人は、昭和 53 年 7 月に付加保険料の納付を申し出て以後、現在に至るまで申立期間③を除きすべて付加保険料を納付しており、申立期間③のみ定額保険料を納付したとするのは不自然である。
また、申立期間③は、当初未納となっていたが定額納付に記録訂正されており、行政側の記録管理に不備があったものと考えられる。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 59 年 1 月までの期間及び 59 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 7 月から 59 年 1 月まで
② 昭和 59 年 3 月

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の納付が確認できなかったとの回答をもらった。私は、当時 A 市で納税組合を通じて夫の分と一緒に保険料を納付していた。夫の国民年金保険料が納付済みになっているのに私の分が未納のはずがない。

申立期間の領収書等はないが、国民年金に加入して保険料を納付していたと思うので未納があることについては納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は連番で付与されており、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月以降、申立人夫婦が同様に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立人の申立期間のみ未納となっていることは不自然と考えられる。

また、申立人は、昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで国民年金保険料の申請免除承認を受けていたが、後日追納によって当該期間の保険料を完納していることから、納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする夫は、複数回に及ぶ厚生年金保険と国民年金の切替手続を適正に行っていたことも確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 104

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付が確認できなかったとの回答をもらった。私は社会保険事務所発行の昭和42年7月から43年3月までの保険料を納付した領収証書を持っているので、申立期間は保険料を納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、21年3か月の国民年金加入期間のうち、申立期間である1か月を除いて保険料をすべて納付しており、そのうち17年5か月間を任意加入していることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間を含む「納付目的、国民年金保険料、自昭和42年7月分、至昭和43年3月分、8月間、1,600円」との記載がある領収証書を所持しているところ、その領収額は1か月分相当の200円が不足しており、当時、社会保険庁では、申立人に対し期間訂正の通知をするとともに不足額の納付書を送付したものと考えられることから、申立人は、当該保険料を納付せず、そのまま未納にしていたとは考え難い。

さらに、申立人は、20歳以降、国民年金又は厚生年金保険のいずれかに加入していることから、年金制度に対する理解も高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が夫婦二人分を市役所へ納めに行った。申立期間について夫は保険料が納付済みとなっており、私の分が未納とされていることは納得できないので申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚してからその夫が厚生年金保険に加入するまでの間、国民年金保険料について夫婦二人分を一緒に納めていたと主張しており、事実、社会保険庁の被保険者台帳に記載のある前納の納付日が同一となっていることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

また、申立期間は保険料の納付方法が印紙検認方式から納付書方式に切り替わった時期で、申立人が市役所に納付書と国民年金手帳を持参して納付した時に、市役所職員から「今回から納付書で納めていただきますが、手帳は大切に保管してください。」と言われたとの主張の信憑^{びよう}性は高く、一緒に保険料を納付した夫の保険料が申立期間について納付済みとなっているのに、申立人の保険料が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金加入期間のうち、申立期間の6か月以外に未納は無く、約13年間は前納により保険料を納付しているほか、国民年金の種別変更手続を適正に行っており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和58年4月から63年3月までの期間及び63年10月から平成元年10月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から63年3月まで
② 昭和63年10月から平成元年10月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の付加保険料について納付が確認できなかったとの回答をもらった。昭和53年6月に、国民年金保険料の集金に来ていた人に勧められて付加保険料納付の申出をし、国民年金の資格を喪失するまで納付していたはずである。

私は、付加年金をやめる手続きもしていないし、また、やめる理由も無いので、申立期間の付加保険料が納付済みとなっていないことは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の付加保険料については、当時居住していた役場の被保険者名簿及び社会保険庁の被保険者台帳において、申立人が昭和53年6月1日に国民年金の付加保険料納付の申出を行い、その後、平成元年11月の資格喪失の前月まで付加年金加入者として扱われていたことが確認できることから、申立期間については、役場が定額保険料のみの納付書を作成し、かつ、定額保険料のみ収納していたとする行政側の記録には矛盾がある。

また、申立人の昭和63年4月から同年9月までの国民年金保険料納付記録において、社会保険庁の被保険者台帳は付加保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、役場の被保険者名簿は定額保険料のみの納付記録となっていることなど、行政側の記録管理は適正に行われていなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、国民年金加入期間である20年11か月の保険料をすべて納付していること、及び数回の国民年金と厚生年金保険の切替手続きを適正

に行っていることなどから、保険料納付意識は高かったと考えられる。

加えて、当時申立人は自営業で生計を立てていたところ、その妻においても病院に勤務していたことから、申立人の家族は、国民年金の定額保険料に加え、付加保険料である 400 円を同時に納付するには十分な資力があつたと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 107

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から41年3月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。当時は町内会の集金人が集金に来ており、その都度自分で保険料を納付していたので未納期間があるとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「町内会の集金人が集金に来た時には、お店の主人や奥さんに知らせてもらい、自分で直接保険料を納付した。」と納付方法を具体的に述べていることから、申立人の申立内容は信憑性^{びよう}が高いと考えられる。

また、申立人は、20歳で国民年金の加入手続を行い、申立期間を除く38年9か月間の国民年金保険料をすべて納付しており、昭和47年10月から平成16年12月までの32年3か月にわたり付加保険料も納付していることから、納付意欲が高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年2月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、申立期間が免除となっており、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。当時は働いており、収入があったので免除申請の手続をしたはずもなく、申立期間の保険料は納付していたと思うので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

当時同居していた申立人の兄は、「経済的に余裕があったとまでは言えないが、収入があったので免除に該当するような状況ではなかった。」と証言しており、事実、申立人と同居していたその母親や兄及び兄の妻の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、生計を同じくする世帯の中で、申立人のみが免除とされていることは不自然である。

また、申立人は、当時勤めにより収入を得ていたので免除申請をしたはずが無いと主張しており、申立人の兄の聴取内容からも申立人は当時収入があったと推察されることから、申立期間について免除申請を行ったとする事由を見出すことは困難と考えられる。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、当時、同居していた家族も国民年金保険料の未納期間は無いことなどから、申立人の家族における保険料の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 7 月まで
夫と一緒に国民年金制度発足時から国民年金に加入し、保険料を納付した。保険料は、夫が市役所に行って納付していた。
社会保険庁の記録では、①申立期間の国民年金記録が取り消され、昭和 40 年 3 月 29 日に 1,200 円の還付を受けたことになっているが、還付を受けた記憶は無いし、②転出となっているが、昭和 33 年 11 月の結婚以後、住所を変更したことは無いので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

所轄社会保険事務局は、昭和 35 年 11 月 30 日に払い出された申立人の国民年金手帳記号番号の誤適用による取消、前納金 1,200 円の還付及び転出記録について、何らかの事務手続の誤りによって行われたものと認められることから、申立人の 36 年 4 月から 37 年 3 月までの 12 か月の保険料は納付したものと認めることができるとしている。

また、申立期間当時、申立人の義母及び夫は戦死した義父の遺族給付金を受けながら、中規模程度の農業を営んでいた上、近隣の住民も、当時、申立人宅が生活に困窮したような話は聞いたことが無いと証言していることから、当時、申立人は保険料を納付する資力が十分にあったものと推察されるところ、申立人が昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの 12 か月の保険料を納付したとすると、同年 4 月から同年 7 月までの 4 か月の保険料のみを納付していないと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年6月まで

申立期間の保険料が未納とされているが、申立期間を未納にしてそれ以降の保険料を納付するはずはなく、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、制度発足当初の昭和36年4月に国民年金に任意加入し、61年4月に第3号被保険者となるまでの長期間にわたり、保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間は3か月と短期間である。

また、保険料を納付し忘れないよう、納付書を常に同じ引き出しに入れておき、買い物のついでにA銀行に立ち寄り、公共料金と併せて保険料を納付していたとの申立人の保険料の納付状況及び場所に関する記憶は詳細かつ具体的であり、不自然さは無い。

さらに、申立期間に近接する昭和59年7月から60年3月までの期間の納付記録が未納から納付済みに訂正されており、申立人に係る行政の納付記録の管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から46年3月まで

申立期間当時、私の居住している地域では、納付組織による集金があり、私の父母が当該組織を通じて、父母と私の分をまとめて国民年金保険料を納付しており、申立期間の保険料が私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間中に払い出されたことが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿で確認できる。

また、申立人の国民年金保険料が未納とされている期間は申立期間のみであり、かつ10か月と短期間である。

さらに、申立人が居住しているA市では、申立期間当時に国民年金保険料の集金を納付組織に委託する制度が存在し、申立人が所属していたと主張する納付組織は国民年金保険料の取扱団体として登録されていたことが確認でき、申立人が、申立人の保険料と併せて納付したという申立人の両親の保険料は、申立期間について、すべて納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月及び同年 3 月

申立期間の国民年金保険料については、社会保険事務所から未納通知が来たので銀行で納付したのにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保険料が未納とされている期間は、申立期間の 2 か月だけで、短期間であり、その後、平成 7 年 9 月厚生年金保険に切り替わるまでの 17 年余の期間は夫婦共納付期限に保険料を納付している。

そして、申立人が国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳記号番号の払出しを受けたのは昭和 53 年 12 月 4 日であるので、その時点では、申立期間は過年度分であることから市町村窓口での納付はできないものの、申立人は、未納通知を受けて納付したことがあると述べており、社会保険事務所が発行した過年度保険料の納付書を用いれば金融機関で納付することが可能であるので、申立期間について保険料を納付したという申立人の主張は否定しがたい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付したものと認められる。

千葉国民年金 事案 91

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月から3年3月まで

私は、20歳のときに市役所から案内が届いたので、市役所に出向き国民年金に加入し、昭和63年2月から国民年金保険料の納付を始め、給料が支給されるたびに税金と一緒に保険料も納付してきたのに、申立期間について未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった直後に自ら国民年金への加入手続を行って以来、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間は13か月と比較的短期間である。

また、申立人自身が年4回、住民税の納税のため市役所に自動車で出向き、その際に国民年金保険料も一緒に納付していたとの主張は具体的であり不自然さはみられない。

さらに、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適正に行われており、かつ、申立期間を含む平成元年から7年までの間に勤務先が3か所変わっているものの、申立期間に収入が減少し保険料を納付できなかった等の事情は見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月及び同年3月

平成3年2月に、夫の死亡により国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への切替手続をするためA市B地区市民センターへ行き、そこで申立期間の保険料を現金で納付したにもかかわらず、申立期間について未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更をして以来、申立期間を除き、国民年金の加入期間の保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間は2か月と短期間である。

また、申立人は、自ら被保険者種別の変更手続を行ったにもかかわらず、その直後の期間である申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、被保険者種別の変更手続も適正に行っていることなどから、申立人の国民年金に関する理解が深いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案93

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで

年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納になっていた。当該期間の国民年金保険料は、納税組合を通じて家族全員の分をまとめて支払っていたので、自分の保険料だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間は12か月と比較的短期間である。

また、申立人の夫が国民年金保険料をすべて納付している上、同居している義父母も、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降60歳を迎えるまで、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人及びその家族の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の居住していた地域に納税組合が存在していたことが確認でき、申立期間当時の納税組合への納付方法についての記憶も鮮明であり、同居していた4人のうち、申立人だけが申立期間の国民年金保険料を納付していないとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から同年 12 月まで

私は、前の夫との離婚後、自分の力だけで生活していかなければならず、将来のことも考えて、昭和 54 年 4 月に国民年金加入手続をした。

それ以降、国民年金保険料はすべて納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 4 月の国民年金加入以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間は 3 か月と短期間である。

また、申立人は、保険料は市役所へ自ら納付に行き、仕事が忙しいときなどは、母に依頼し納付したとしており、被保険者種別の変更手続なども適正に行っていることから、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の社会保険庁記録の被保険者原票には、昭和 54 年度からオンライン化前の 58 年度まで申立期間を除き現年度納付していることが確認できることから、申立人は、生活環境が変わり国民年金加入後、本人又はその母が申立期間を含め保険料をすべて納付したとする申立内容の信憑性は高いとみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から同年 11 月まで
② 平成元年 1 月から 3 年 1 月まで

夫が昭和 57 年 11 月に死亡し、翌月の 12 月に国民年金の任意加入をやめたが、申立期間①の国民年金保険料については口座振替で納付していたはずであり、未納とされていることに納得できない。

また、申立期間②の保険料は、区役所で加入手続を行った後に送られてきた納付書で納付しており、家計簿にもその記載があることから、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②平成元年1月から3年1月までの国民年金保険料については、申立人から提出された家計簿は、申立期間を含め20年に及び記載され、紙質及び記載内容から当時作成されたものと確認でき、また、この家計簿には納付した保険料の金額の記載があること、毎月約6万円から10万円の預金を確認でき保険料を納付する資力はあったものと考えられることなどから、申立内容は基本的に信用できる。

しかしながら、申立人の国民年金保険料は、申立人の夫の預金口座から口座振替されていたが、夫が死亡し同年11月にその預金口座が解約されていることから、申立期間①昭和57年10月から同年11月までの保険料は、翌58年1月に口座振替が行われる予定であったものの、口座振替により保険料を納付することはできなかったことが確認できる上、ほかの納付方法により保

険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から3年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から41年3月まで

母親が私と父親の分の国民年金保険料を市役所で納付していたと聞いたことがある。両親は自営業を営んでおり、母親は、仕入れの代金、税金、保険料などを何よりも優先して支払っていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の6か月を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、長期間にわたり付加保険料を納付しているほか、複数回の厚生年金保険と国民年金との切替手続を適切に行っている上、また、申立人の保険料を納付していたとする同居の両親は、申立期間を含め保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号の払い出された以前の8か月分の保険料がさかのぼって納付されていたことが確認でき、申立期間の保険料についても、納付することが可能であったにもかかわらず、申立期間の保険料のみ納付していないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、申立期間当時、私たち夫婦及び義弟夫婦の4人分の国民年金保険料を区役所の集金人に納付していた。義弟夫婦の保険料を納付して、自分の保険料を納付しなかったとは考えられないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、また、申立人が一緒に納付したと主張する申立人の夫及び義弟夫婦は、義弟が死亡する直前の2か月を除き、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

さらに、申立人は、4人分の保険料を集金人に納付し、国民年金手帳に印紙を貼付^{ちょうふ}していたことを明確に記憶しているほか、申立期間当時に貸事務所を所有しており、保険料を納付する資力もあったことから、義弟夫婦の保険料を納付して自分の保険料を納付しなかったとは考えられないとの申立内容に不自然さは無く、基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、娘のピアノ教室の近くの銀行で3か月分ずつ納付していた。1か月分の保険料は娘のピアノの月謝より少し高いと感じたことを覚えている。年金は老後の糧と考え、厚生年金保険から国民年金への切替等についても、きちんと手続をしてきたので、申立期間の保険料を未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚して以降、厚生年金保険の加入期間を除いて国民年金に任意加入し、国民年金保険料をすべて納付しているほか、厚生年金保険から国民年金への切替手続、数度の転居時及び夫の退職に伴う第3号被保険者から第1号被保険者への切替時の手続をいずれも適切に行っている上、長期間にわたって付加保険料を納付しているなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の保険料の納付についての説明は、当時の保険料とおおむね一致する額を小学生になったばかりの娘のピアノの月謝との比較で記憶しているなど、詳細かつ具体的である上、保険料の納付場所等についても申立内容のとおりであることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から14年3月までの国民年金保険料については、前納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から14年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、平成12年4月から14年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。保険料は前納すると割引があると言われ、平成12年度から13年度の保険料は前納したはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年7月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しているほか、加入手続直後の同年10月から保険料の前納を開始していることや、厚生年金保険と国民年金との切替手続も適切に行っていることなど、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、厚生年金保険被保険者期間を除く申立期間前後の平成10年10月から12年3月までの期間及び18年4月から20年3月までの期間について国民年金保険料を前納していること、及び申立人は、申立期間は家業の手伝いをし、毎月20万円から30万円の収入があったことから、申立期間の保険料を前納したとする主張に不自然さは見られない。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付書が送付されてすぐ前納したとする申立人の主張は、行政が保険料の納付書を発送した時期及び前納が可能な時期と一致していることから、その内容に矛盾や齟齬^{そご}は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を前納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から同年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和40年1月から同年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。この3か月以外はすべて納付済みとなっており、当時、実家の母親が保険料を納付してくれていたはずであるので、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年1月に実家から都内に転居し、それに伴う国民年金の転入手続は同年4月2日に行われ、行政側の申立人に係る被保険者台帳の移管は同年5月21日であったことが確認できることから、それまでの間に実家の母親が国民年金保険料を納付したとする主張に不合理な点は見られない。

また、申立期間は申立人の実家がある自治体では、顔なじみの町内会役員による集金が行われていたため弾力的な対応がなされており、国民年金手帳が提示されない場合であっても集金が行われていた可能性は否定できないとの証言が得られている。

さらに、申立人とその母親は、申立期間の3か月を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識は高く、申立期間の保険料のみを納付しないとするのは不自然と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から同年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和55年1月から同年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。近隣の郵便局で保険料を納付していたはずであり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった直後の昭和50年8月に国民年金の加入手続きを行い、平成3年8月以降は国民年金基金にも加入し、国民年金保険料は口座振替により納付していたことから、納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立人が国民年金に加入した20歳以降、申立期間を除き、すべて保険料を納付していることから、申立期間の保険料のみを納付しないとするのは不自然と考えられる。

さらに、申立人は、当時、実家の自転車店の経営を任されていたことから、経済的にも問題は無かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。その期間の領収証は持っていないが月額 3,500 円から 4,000 円くらいの保険料であったと記憶している。未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保存しているマイクロフィルム（国民年金被保険者台帳）によると、申立人の昭和 55 年 9 月 1 日に転居した記録が 57 年 3 月に処理されていることや、同年 8 月 31 日の資格喪失記録が記載されていないことなど、社会保険庁の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

また、申立人は、昭和 49 年 9 月から国民年金に任意加入し、領収証が保存されている 52 年 3 月までの期間について一度を除き、すべて納期限内に納付していたことが確認できる。さらに、49 年 9 月から 51 年 12 月までの期間及び 53 年 1 月から 6 月までの期間は付加保険料も併せて納付していたことから納付意識は高く、申立期間の保険料のみを納付しないとするのは不自然と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から同年 8 月まで
② 昭和 62 年 8 月及び同年 9 月

申立期間の国民年金保険料が社会保険庁の記録では未納となっていた。

昭和 59 年 4 月から同年 8 月までの保険料については、昭和 61 年 3 月ごろ国民年金の加入手続をし、未納であった申立期間の納付書を送ってもらいまとめて納付したと記憶している。また、昭和 62 年 8 月及び同年 9 月の保険料については、区役所の窓口で毎月きちんと納付していたので、未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が住居を定めていた A 区では、昭和 46 年 10 月から納付書により国民年金保険料を納付することになっており、申立人が区役所で納付書により保険料を納付していたとする証言に不自然さは見られない。

申立期間①について、申立人は昭和 61 年 3 月ごろ国民年金に加入後、^{そきゅう}遡及して保険料を一括納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは 61 年 9 月ごろであったことが確認でき、申立期間①については時効のため一括納付することが不可能であったと推察される。

また、申立期間②は、昭和 61 年 9 月の国民年金手帳記号番号払出しの後であり、すでに保険料を納付したことが明らかとなっている 61 年 9 月から 62 年 7 月までの期間と、62 年 10 月に挟まれた 2 か月であり、申立期間②のみが未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付記録では、平成 17 年 7 月から同年 9 月までの分について未納であるとして納付書が送付され、申立人はこれを納

付したが後になって社会保険庁の記録が間違っていたことが判明し、申立人に保険料が還付された記録が確認できることから、申立期間についても誤りがあった可能性が考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和62年8月及び同年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から48年3月まで

過去にさかのぼって国民年金保険料を納付することができるという広報が区役所からあり、妻からの強い勧めで、商売も順調だったこともあり、区役所で私の国民年金の加入手続を妻が行い、特例納付で2年分の保険料を納付した後、残りの期間の保険料を納付すれば保険料が完納になると言われたことから、2度目の納付をしたはずである。申立期間の保険料を未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続は、手帳記号番号の払出日から昭和49年8月ごろに行われたと考えられ、この時点では特例納付の実施期間中で、特例納付により未納分の国民年金保険料を一括納付することが可能であった上、申立人の主張のとおり、申立期間以前に特例納付により2年分の保険料が納付されていること、申立人が居住していた区では、特例納付の実施期間中に、区報により9回以上の広報活動を行っていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、国民年金への加入及び特例納付することを申立人に勧めたとされる申立人の妻は、結婚して以降、申立人の申立期間を含め保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から50年12月まで

私は、昭和53年に区役所窓口で国民年金保険料の特例納付に関するパンフレットを見せられ、未納期間の保険料をさかのぼって納付すれば、最初から保険料を納めた人と同額の年金額を受給できるという説明を受けた。夫の仕事が無くなったときに年金が必要と考え、自分名義の預金口座から現金を引き出し申立期間の保険料を納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したと主張する昭和53年11月は、特例納付の実施期間中で、未納分の保険料を一括納付することが可能であり、申立人が納付したとする保険料が金融機関から引き出されていたことが金融機関取引明細書により確認でき、その額は当時の保険料額とおおむね一致している。

また、国民年金の加入手続や保険料の納付状況に関する申立人の説明は、特例納付の納付書を受領した時期及びその機関名並びにその納付書により保険料を納付した金融機関などについて、詳細かつ具体的であり、その内容も当時の状況と合致し、不自然さは見られない。

さらに、申立人は、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から50年12月まで

私の妻は、昭和53年に区役所窓口で国民年金保険料の特例納付に関するパンフレットを見せられ、未納期間の保険料をさかのぼって納付すれば、最初から保険料を納めた人と同額の年金額を受給できるという説明を受けた。私は、仕事が無くなったときに年金が必要と考え、自分名義の預金口座から現金を引き出し申立期間の保険料を納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したと主張する昭和53年11月は、特例納付の実施期間中で、未納分の保険料を一括納付することが可能であり、申立人が納付したとする保険料が金融機関から引き出されていたことが金融機関取引明細書により確認でき、その額は当時の保険料額とおおむね一致している。

また、国民年金の加入手続や保険料の納付状況に関する申立人の説明は、特例納付の納付書を受領した時期及びその機関名並びにその納付書により保険料を納付した金融機関などについて、詳細かつ具体的であり、その内容も当時の状況と合致し、不自然さは見られない。

さらに、申立人は、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 65

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を夫の分と一緒に婦人会の集金人に納めており、実際、夫の分は納付済みとなっているのに、自分の分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、申立人の分と併せて保険料を納付していたと申立人が主張するその夫の保険料は、申立期間を含め、すべて納付済みとなっている。

また、申立人が、申立期間当時居住していた市では、申立内容のとおり、国民年金保険料の徴収を婦人会等の納付組織に委託していたことが確認でき、さらに、国民年金被保険者台帳において保険料の納付日が確認できる昭和 41 年度から 45 年度までの国民年金保険料は、夫婦が同一日に納付していることが確認できることから、申立人が、申立人と夫の分を併せて婦人会の集金人に納付していたという申立内容は信憑性^{びよう}があると考えられる。

加えて、申立人は、当時、夫と靴店を営み、経理関係は税理士に任せていたと述べており、仮に、夫婦の一方の保険料を納付していなければ、確定申告の時に税理士に指摘されるはずであるという申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 69

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 10 月及び同年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年ごろから 49 年 6 月まで
② 昭和 52 年 10 月及び同年 11 月

私は、A市役所の準職員として勤務していた昭和 49 年 7 月に国民年金に加入した。その後、5年間さかのぼって国民年金保険料を納めることができる制度があることを同市役所の職員から聞き、44 年ごろまでさかのぼって保険料を納付したが、申立期間①が未納となっている。また、婚姻後は集金人に保険料を納付していたが、52 年 10 月及び同年 11 月（申立期間②）の保険料も未納となっており、これら二つの期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和 44 年ごろから 49 年 6 月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に聴取しても保険料の納付状況についての記憶が曖昧であり、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の約 5 年分の保険料を一括納付したと主張する時期は、特例納付が実施されていた期間中ではあるが、申立人が所持している国民年金手帳、当時居住していた市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録により、国民年金の未加入期間で納付ができない期間であることから、申立内容には不合理な点がある。

2 申立期間のうち、②昭和 52 年 10 月及び同年 11 月の期間については、申立期間が 2 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金の被保険者資格を取得した 49 年 7 月以降、その資格を喪失する平成 19 年 10 月まで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高か

ったものと考えられる。

また、申立期間②当時、申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿と社会保険庁の国民年金被保険者台帳において、申立期間②に係る納付記録が相違しており、行政側の記録管理に不手際があった可能性がうかがえる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、②昭和 52 年 10 月から同年 11 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 70

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、年金の裁定請求書を申請するため A 社会保険事務所へ行き、その時初めて、国民年金保険料の納付記録が昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで未納とされていることが分かった。申立期間当時、米国へ留学中で、母親からの手紙で、国民年金制度が発足し、学生も加入できるので早速手続を行い、集金人に納付している、と書かれていたものが 36 年に届いた記憶があり、最初の年度だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、申立期間当時、申立人が学生であり任意加入であったにもかかわらず、国民年金制度準備期間の昭和 36 年 2 月 15 日に加入手続を行っており、国民年金制度への関心と、国民年金保険料の納付意識が極めて高かったものと考えられる。

また、申立期間は、任意加入開始月を含む期間であり、その後の国民年金加入期間は保険料がすべて納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 48 年 3 月まで

私が結婚する前は、父が国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付をしてきていた。結婚後は、私や夫が二人分の保険料を、自治会の集金人を通じて納めていた。自宅が火事に遭い、保険料免除の申請をし、後に追納をしたことがあるが、夫と異なる時期に保険料を納付したのはこの追納した時だけであり、夫と一緒に納付した期間について夫の保険料は納付済みとなっているのに私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親から昭和 39 年の成人式の際に、国民年金の加入手続をし国民年金保険料を納付していることを聞いたこと、及び婚姻した際に、国民年金手帳を渡され、今後の国民年金保険料はその夫に払ってもらおうと言われたことの記憶が明瞭^{りょう}である。

また、申立人は、婚姻前の住所地は市内他所になっていたが、成人式の案内状及び選挙の投票所入場整理券等は実家に送付され、最初の選挙も実家近く^{びょう}の小学校で投票したとの主張も具体的で鮮明であることから信憑性が認められ、何らかの理由で申立人は実家が住所地とされ、国民年金の加入手続及び保険料の納付も実家で父親が行っていたとしても不自然ではない。

さらに、昭和 40 年 2 月の婚姻後は、夫婦二人分を一緒に納付していたとしているが、社会保険庁の国民年金保険料収納記録において、納付年月日が確認できる 59 年 11 月から 60 年 5 月までの期間及び平成 2 年 4 月から 5 年 7 月までの期間の納付年月日は同一日であり、申立内容には信憑性^{びょう}が認められる上、夫は国民年金制度発足時の 36 年 4 月から 60 歳まで保険料を完納しており、保険料の納付意識は高かったと認められ、夫婦共に婚姻後、国民年金保険料を納

付していたと考えても不自然ではない。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 48 年 12 月 28 日の時点では、申立期間の大半は時効により納付できない期間であるが、A 市はこの時期に職権適用を実施していたとみられ、申立人と同一日に払い出された国民年金手帳記号番号の中に資格取得日が 35 年 10 月 1 日の被保険者がいることから、すでに国民年金手帳記号番号を取得している被保険者に対しても番号が重複して払い出された可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年2月から同年7月まで

昭和44年1月ころ、父親から「20歳になったから国民年金に加入しなければならぬので、市役所で加入申込みしてきた」と言われた。国民年金保険料の納付については、父親が家族全員分の保険料、税金等をまとめて徴収員宅に持参しており、父親の都合が悪い時は、自分でも納めに行っていた。

保険料納付については、我が家では義務と心得ていたし、農村社会において、集落旧家の方である徴収員（集金人）に迷惑をかけないように十分に注意して、必ず納付を励行してきたはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続の時期及びその当時の状況等について、記憶が鮮明であること、及び申立期間について、申立人及びその父親が保険料を納付したと申し立てている金額は、当時の保険料額と一致していることから、その主張は具体的であり、申立内容には信憑性が認められる。

また、申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたとされるその父親及び同居の母親は、保険料を完納しており、申立期間及びその前後の期間において、夫婦同一日に納付していたことが確認できることから、農家の長男であり、実際に農業を手伝っていた申立人の保険料のみ納付していないのは、不自然である。

さらに、申立内容のとおり、申立期間当時は、集金人による国民年金保険料

の集金が行われていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 96

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から同年9月まで

申立期間当時は結婚して5か月過ぎたころで、夫は厚生年金保険被保険者、私は専業主婦であり、私の国民年金保険料は私が市役所の窓口で納付していた。

納付した時に領収書を受け取ったと思うが、今は持っていないので納付を証明することはできないが、確かに納付した記憶があるので、未納は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間である40年間について、保険料をすべて納付しており、結婚後は国民年金に任意加入しているほか、記録上未納とされた6か月の申立期間があるため、国民年金を満額受給できるように60歳以降も6か月間任意加入しており、国民年金保険料の納付意識は高いと認められる。

また、申立期間の前後を通じて申立人の生活環境に大きな変化が認められないことから、申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間当時の納付場所は、申立てどおり、市役所の窓口のみだったことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 97

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から同年 9 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答を得た。

領収書は無いが、当時、区役所の出納員が集金していた記憶がある。今まで納めるべきものは納めてきたので、申立期間が中抜けの状態でも未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、昭和 46 年 4 月以降、申立期間を除き、国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している。

また、申立人は、当時、居住していた区役所の出納員による手書きの国民年金保険料の領収書を所持しており、申立人の主張する出納員の集金が行われていたことが確認できる。加えて、申立期間の前後は納付済みとなっており、年度途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、実家の都合により申立期間の翌年に帰郷しているが、国民年金の手続も適切に行われており、保険料も納付していることなどから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 49

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで
昭和60年8月にA市から国民年金保険料が未納であるとの連絡があったので、同年8月にA市で夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて20万円弱納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回のみで3か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったと認められる。

また、申立人が、昭和60年8月に申立人夫婦の過去の国民年金保険料未納分を併せて20万円弱納付したという主張は、申立人の59年12月から60年9月までの保険料及び申立人の夫の59年4月から60年9月までの保険料を合計した金額（18万400円）と符合している。

さらに、A市は申立期間当時、国民年金の過年度保険料を一時的に預かり、社会保険事務所に納付したケースがあり得ることを否定しておらず、市役所の窓口で保険料を納付したとする申立人の主張と矛盾しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 50

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年9月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年4月から同年9月まで
② 昭和60年1月から同年3月まで

昭和60年8月にA市から国民年金保険料が未納であるとの連絡があったので、同年8月にA市で夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて20万円弱納付したはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間が2回あるが、合計9か月と短期間で、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金保険料の納付意識は高かったと認められる。

また、申立人が、昭和60年8月に申立人夫婦の過去の国民年金保険料未納分を併せて20万円弱納付したという主張は、申立人の59年4月から60年9月までの保険料及び申立人の妻の59年12月から60年9月までの保険料を合計した金額（18万400円）と符合している。

さらに、A市は申立期間当時、国民年金の過年度保険料を一時的に預かり、社会保険事務所に納付したケースがあり得ることを否定しておらず、市役所の窓口で保険料を納付したとする申立人の主張と矛盾しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 51

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで

私は、昭和36年4月の制度発足時に国民年金に加入し、当時はA市B区にあるC商店の従業員が保険料を徴収に来るので納付していた。

私は昭和51年3月に転居するまでC商店で保険料を納付していた記憶があり、自分の年金加入期間のうち昭和37年度だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時から任意加入し、昭和36年4月以降、資格喪失までの約30年間、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間の国民年金保険料の納付に関する申立人の記憶は具体的であり、基本的に信用できると認められる。

なお、申立人は、国民年金保険料をC商店に納付し、国民年金手帳もC商店に預けていたとしているが、A市ではこのような本来の納付方法とは異なる納付方法が行われていた可能性はあるとしている。

さらに、申立人が保有している国民年金手帳の検認記録をみると、A市において通常行われていた検認方法と異なる方法で行われており、収納業務が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から同年6月まで

昭和49年2月にA県B市からC県D市に転居した際、B市で納付していたはずの国民年金保険料が未納となっていることが判明した。47年2月に会社を辞め、自宅近くのB市役所に国民年金及び国民健康保険の受付や保険料納付に何度か出向いた記憶があり、未納とされていることには納得できず、D市で調査してもらったが、結局、納付記録は確認されなかった。

確かに納付したはずであるので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は、22歳から62歳の現在に至るまでの40年間、申立期間を除き、国民年金保険料及び厚生年金保険料をすべて納付していることから、年金保険料に対する申立人の納付意識は高かったものと思われる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、D市に転入した昭和49年2月に初めて国民年金の加入手続を行ったとされているが、申立人は、D市に転入した際に、B市で加入していた国民年金の加入記録が確認されなかったことにより、改めて加入手続を行ったとしており、申立人が申立期間後の47年7月に加入した厚生年金保険の資格を喪失した同年10月に、申立人が国民年金に加入せず、申立人の妻だけが加入手続を行っているのは不自然である。

さらに、申立人は、その後の国民年金と厚生年金保険との切替手続は適切に行っていることから、申立期間についても国民年金の加入手続を行っていたと考えられ、申立人の妻は、納付年月日が確認できる昭和47年11月から48年6月までの間については国民年金保険料をB市で現年度納付していることか

ら、申立人についてもB市で国民年金保険料を納付していたものと推認される。
その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金
保険料を納付していたものと認められる。

富山国民年金事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月から 45 年 3 月まで

申立期間当時は、母が家族全員分の国民年金保険料を納付しており、定期的に町内の集金係へ保険料を手渡していたと記憶しているので、申立期間について、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 43 年 7 月から現在まで、結婚後も任意加入するなどして全期間国民年金被保険者資格を有するとともに、申立期間を除き国民年金保険料の未納が無い。

また、申立期間に同居していた家族についても、当該期間を含む国民年金加入期間において保険料がすべて納付済みとなっているなど、全体を通じて申立人の主張に不合理な点は見られない。

さらに、申立人に係る昭和 45 年度及び 46 年度の保険料の納付記録については、社会保険庁のオンライン記録では納付が確認されるが、同庁が保有する国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）では記録されていないなど、社会保険庁の記録管理が適切でなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

富山国民年金事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から47年11月まで

申立期間の国民年金加入記録が昭和49年8月に取り消され、その期間に納めた国民年金保険料は50年2月に還付されたと社会保険事務所から説明を受けたが、加入記録の取消しに係る届出を行った記憶も還付を受けた記憶も無いので、保険料が還付されなかったことを認め、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料をすべて納付していたことは、申立人が保管している領収書等から確認できる。

一方、国民年金被保険者台帳等には、昭和49年8月に申立人の申立期間(76か月)を含む80か月に係る被保険者資格が取り消され、50年2月に同期間の保険料が還付されたと記録されているが、被保険者資格取消しに関しては、当時、申立人が国民年金被保険者となり得ない条件(被用者年金に加入していた、国内に住所を有していなかった等)に該当していたとは認められないことから、国民年金の被保険者資格を取消す理由は無く、社会保険事務所の事務処理が適正でなかったと推認される。

また、被保険者資格取消前の申立期間については、社会保険庁の記録上、強制加入とされていたが、実際は任意加入の対象となる期間であり、申立人が所持する当時の国民年金手帳の「被保険者の種別」欄にも任意加入を示す「任」のところに印がされていることから、社会保険庁の記録管理に誤りが認められる。

さらに、申立人は、申立期間である昭和42年度から47年度までは前納により保険料を納付していたことから、納付意識が高かったことがうかがわれ、

申立人が、任意で加入し、納付した保険料について後から還付請求を行ったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から61年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から61年4月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料を遅れながらも納付をしていたが、申立期間について、市役所の集金人又は社会保険事務所職員の訪問を受けた時に納付をしており、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和44年7月以降、申立期間を除くすべての期間、国民年金保険料は納付済みとなっており、未納期間は存在しないこと、及び申立期間直後の61年5月以降の国民年金保険料は、夫婦共に口座振替で納付済みであることなどから、申立期間についてのみ、国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、A市に確認したところ、申立人に対して、国民年金保険料の集金に訪問していた事実が確認でき、申立期間に係る国民年金保険料納付についても、市役所の集金人が訪問していなかったとは言い切れず、申立人の申立内容に不合理な点は認められない。

さらに、社会保険庁の記録によれば昭和55年12月から60年1月までの国民年金保険料のうち、一部期間は過年度納付が確認でき、申立人の主張のとおり、遅れながらも国民年金保険料を納付していることが確認でき、その主張は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 3 月から 61 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 3 月から 61 年 4 月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料を遅れながらも納付をしていたが、申立期間について、市役所の集金人又は社会保険事務所職員の訪問を受けた時に納付をしており、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和 44 年 7 月以降、申立期間を除くすべての期間、国民年金保険料は納付済みとなっており、未納期間は存在しないこと、及び申立期間直後の 61 年 5 月以降の国民年金保険料は、夫婦共に口座振替で納付済みであることなどから、申立期間についてのみ、国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、A 市に確認したところ、申立人に対して、国民年金保険料の集金に訪問していた事実が確認でき、申立期間に係る国民年金保険料納付についても、市役所の集金人が訪問していなかったとは言い切れず、申立人の申立内容に不合理な点は認められない。

さらに、社会保険庁の記録によれば昭和 55 年 12 月から 60 年 2 月までの国民年金保険料のうち、一部期間は過年度納付が確認でき、申立人の主張のとおり、遅れながらも国民年金保険料を納付していることが確認でき、その主張は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から同年 6 月まで
当時、納税組合があり、班長が集金をし、60 戸余りの市民税・固定資産税等とともに、国民年金保険料も区の会計担当が一括して金融機関に納付し、検認印を押印してもらった記憶がある。国民年金手帳に国民年金印紙が貼付^{ちょうふ}されており、未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住している A 市では、申立期間当時、国民年金保険料の集金を納付組織に委託する制度が存在し、各区の国民年金係に委託し国民年金印紙を貼付^{ちょうふ}し、同市職員が出張し検認印を押印していたことが、同市の広報誌により確認できる。

また、申立人の所持している国民年金手帳に、A 市による検認印の押印が無いものの、申立期間の国民年金印紙が貼付^{ちょうふ}してあることから、申立人の主張するように、区の会計担当が一括で納付した後、国民年金印紙が貼付^{ちょうふ}されたものと推定される。

さらに、申立人は、申立期間以外は国民年金保険料を完納しており、昭和 45 年度から 15 年間、国民年金保険料を前納し、また、60 歳以降、国民年金に任意加入し国民年金保険料を納付するなど、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 69

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 12 月から 46 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月から 46 年 12 月まで

昭和 49 年 1 月に結婚し、転居の手続をした際、過去に 3 年間の国民年金保険料が納付されていないことが判明したので、申立期間を含む未納分の保険料を全額納付した。当時、同市の白髪の職員が対応してくれ、かなりの金額をまとめて納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 13 か月と比較的短期間であり、申立期間後に国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人は国民年金の第 3 号被保険者制度開始以前、すべての任意加入対象期間について、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることから、申立人は国民年金に対する納付意識が高かったと認められる。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとされる申立人の夫は、厚生年金保険から国民年金へ 6 度切替しているが、その都度、夫婦共に適切に手続し、国民年金保険料を納付しており、申立人単独の場合でも、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、国民年金保険料を納付していることから、申立人及びその夫の国民年金に対するまじめな姿勢がうかがえる。

加えて、申立人が国民年金の加入手続をした時点では、申立期間の国民年金保険料は既に時効であったが、当時は特例納付制度が実施されていた時期であり、社会保険庁の記録上、申立人は昭和 49 年 3 月に過年度保険料を納付していることから、同様に申立期間に係る国民年金保険料を特例納付で納付したとの主張は不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる

静岡国民年金 事案 70

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの期間及び46年6月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで
② 昭和46年6月から同年7月まで

昭和44年11月に4年半勤務した会社を退職し、国民年金加入手続をした。それ以降、国民年金保険料を未納無く、納付してきたはずであった。申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間において、申立期間以外には、国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和46年4月であり、申立人が会社を退職した44年11月までさかのぼって資格取得したとする処理がされ、同月から45年3月までの期間の保険料が過年度納付されていること、及び46年4月から同年5月までの期間の保険料が納付済みとされていることからみて、これらの期間の間の①の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人が証言している申立期間当時の保険料の納付方法（住民の便宜を図り、住民税、固定資産税等と併せて、年額から日額を計算し、日々、役場職員が集金し、世帯ごとに管理して、これらの納付に充てたとするもの）は、確かに申立人の居住する地域で行われており、申立人の証言には信憑性^{しんぴやう}が認められるほか、この納付方法により、申立期間中、実質的に、申立人の世帯の税金等を納付していたとするその養母は、申立期間を含め、未納無く保険料を納付していることから、②の申立期間についても納付されていたとみるのが合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和45年4月から46年3月までの期間及び46年6月から同年7月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から同年 12 月まで

昭和 47 年 1 月に、母が私のために国民年金の加入手続をし、51 年 6 月に結婚するまで保険料を支払ってくれていた。

結婚後も継続して加入しておくようにという母の強い勧めもあって、結婚後も引続いて任意加入し、保険料は制度改正があった昭和 61 年 3 月まで 3 か月分をまとめて納付書により納付してきた。

申立期間だけ未納になっているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 1 月に国民年金に加入し、51 年 6 月に結婚して以降も引き続き任意加入しており、制度改正により任意加入制度が廃止されるまで、申立期間を除き、国民年金保険料を完納しており、納付意欲には極めて高いものがあると認められる。

また、申立期間前後の保険料の納付状況を見ても、3 か月ごとに定期的に納期限より早めに納付しており納付に遅れは無い。

さらに、未納とされている期間が 3 か月と短い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から同年6月まで

昭和47年6月から国民年金に任意加入した後、保険料を市役所窓口にて継続して納付していたが、50年4月から同年6月までの納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間前後に係る領収書をすべて保管していた。

申立期間の前に当たる昭和49年12月から50年3月までの分の領収書からは、50年5月28日にまとめて過年度納付されていることが確認できる。

また、昭和50年7月から同年9月までの分についての領収書があるが、その納付月はいったん50年4月から同年6月までと記入された上で、市役所により50年7月から同年9月までの分と訂正されていることが訂正印により確認できる。この領収書は50年11月20日付けの領収印が押されており、現年度納付であることから、当時、市役所として50年4月から同年6月までの分についての申立人の保険料は納付済みであるとの認識をもっていたことがうかがわれる。

さらに、申立人は、昭和47年6月から任意加入するとともに付加保険料を納付しており、納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 49

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から同年9月まで
年金記録を社会保険事務所で確認したら、昭和48年7月から同年9月までの3か月が未納となっていた。
昭和47年2月に加入して以降、夫婦一緒に3か月分ずつ納付しており、この1回だけ納付していないことは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和47年2月に会社を退職後、国民年金に加入して以降、申立期間を除き、夫婦一緒に国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は納付方法が納付書方式となった昭和48年以降は、領収書を年金手帳に貼付^{ちようふ}していたと申し立てしているところ、保管していた国民年金手帳によると、申立期間に係る大半の領収書は紛失^{ちようふ}しているものの、申立期間を含む48年度を始め各年度とも貼付^{ちようふ}していた痕跡が認められるほか、社会保険庁の特殊台帳を見ても申立期間に関し、催告を行った形跡は認められなかった。

さらに、申立人の妻は、国民年金加入以前に未加入期間があったことから、高齢任意加入し完納するなど、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 50

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から同年9月まで
年金記録を社会保険事務所で確認したら、昭和48年7月から同年9月までの3か月が未納となっていた。
昭和47年2月に加入して以降、夫婦一緒に3か月分ずつ納付しており、この1回だけ納付していないことは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和47年2月に会社を退職後、国民年金に加入して以降、申立期間を除き、夫婦一緒に国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人は納付方法が納付書方式となった昭和48年以降は、領収書を年金手帳に貼付^{ちようふ}していたと申立てしているところ、保管していた国民年金手帳によると、申立期間に係る大半の領収書は紛失しているものの、申立期間を含む48年度を始め各年度とも貼付^{ちようふ}していた痕跡^{こんせき}が認められるほか、社会保険庁の特殊台帳を見ても申立期間に関し、催告を行った形跡は認められなかった。

さらに、申立人は、国民年金加入以前に未加入期間があったことから、高齢任意加入し完納するなど、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から平成2年3月まで
② 平成5年5月から同年8月まで

昭和61年4月に国民年金に加入し、保険料は口座振替で納付してきた。会社退職後2、3年は加入しなかったが、加入後はすべて支払っている。口座の残高不足もありえないので、当該期間が未納とされていることについては納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について見ると、夫婦とも同一期間が未納となっているが、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料は、すべて口座振替で納付されており、申立人は申立期間以降60歳に到達するまで国民年金保険料をすべて納付している。

申立人は保険料の納付について、一貫して口座振替を行ったとしており、当時、複数の金融機関の口座を振替窓口として度々変更して用いていた。

ところで、申立期間に近接する平成5年3月分の国民年金保険料については、夫婦とも重複納付となり保険料が還付されている。このことから保険料振替口座の変更に伴う何らかの事務手続誤りがあったことが推認され、引き続き同年4月分の国民年金保険料の納付記録は確認できるが、その後の申立期間について何らかの手続誤りが継続していた可能性は否定できない。

一方、申立期間①についてみると、申立人は国民年金保険法改正に伴い基礎年金制度が導入され強制加入となった昭和61年4月からの納付を申し立てているが、申立人の国民年金手帳番号の払出日が前後の番号の状況から平成2年9月であると特定できるが、保険料はすべて口座振替で現金納付はない

との申立てからすると、申立期間に係る保険料は過年度保険料となり口座振替では納付することができず、申立内容に矛盾が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年5月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から同年8月まで

昭和55年7月に国民年金に任意加入し、加入後は保険料をすべて口座から振替で納付してきた。口座の残高不足もありえないので、当該期間が未納とされていることについては納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について見ると、申立人夫婦とも同一期間が未納となっているが、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料は、すべて夫の口座から振替で納付されており、申立人は昭和55年7月に国民年金に任意加入し、申立期間の4か月を除き、すべて納付期限内に納付していることから見て、納付意識は高かったものと考えられる。

申立人は保険料の納付について、一貫して夫の金融機関の口座から振替により納付したとしており、当時、夫は複数の金融機関の口座を振替窓口として度々変更して用いていた。

ところで、申立期間に近接する平成5年3月分の国民年金保険料については、夫婦とも重複納付となり保険料が還付されている。このことから保険料振替口座の変更に伴う何らかの事務手続誤りがあったことが推認され、引き続き同年4月分の国民年金保険料の納付記録は確認できるが、その後の申立期間について何らかの手続き誤りが継続していた可能性は否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福井国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から同年9月まで

昭和60年3月に県内の短期大学を卒業後、同年4月からA事業所に就職し、同年10月からB共済組合員になった。

昭和60年3月ごろ、C市役所から国民年金関係書類が自宅に届き、父親が地区の集金場所で60年3月分の国民年金保険料を納付した。

その後、昭和60年10月ごろにC市役所から国民年金保険料の未納通知があり、自分で同市役所の窓口に出向いて6か月分の保険料を納付したが、社会保険庁の記録では未納となっているので、記録を訂正してほしい。

なお、当時の国民年金保険料は、1か月約7,000円で、6か月まとめて4万円から4万2,000円までの範囲で納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人がC市役所から国民年金関係書類が送付されてきたとしていることについては、当時、同市が満20歳経過の未届者を対象に強制適用の事務処理をしていたことが確認でき、父親が支払ったとしている昭和60年3月分の国民年金保険料については、納付済みとなっており、申立内容を裏付けるものとなっている。

また、同市役所から昭和60年4月から同年9月までの国民年金保険料の未納通知が送付されたとしていることについては、納付期限経過後の同年11月以降に未納通知を送付したことが、当時の国民年金事務担当者の証言により確認でき、申立内容と合致する。

さらに、申立人が国民年金の未納通知に基づいて納付したとする金額は、当時の国民年金保険料額にほぼ合致し、申立内容に不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月

私の夫は、転職を繰り返しているため、国民年金に加入する必要がある期間については、私が必ず町役場において、加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付していた。

ところが、社会保険庁の記録では、昭和 63 年 8 月の国民年金保険料が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金の種別変更手続を 15 回行っているが、申立期間を除き、いずれも、適切に手続を行っており、年金制度に対する理解が深く、納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、当時の町役場の国民年金担当職員からは、申立人夫婦に申立期間の国民年金保険料が納付できることを説明し、納付書を作成したことを記憶しているとの証言が得られている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月

私は、転職を繰り返しているため、国民年金に加入する必要がある期間については、妻が必ず町役場において、加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付していた。

ところが、社会保険庁の記録では、昭和 63 年 8 月の国民年金保険料が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を 7 回行っているが、申立期間を除き、いずれも、適切に手続を行っており、年金制度に対する理解が深く、納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、当時の町役場の国民年金担当職員からは、申立人夫婦に申立期間の国民年金保険料が納付できることを説明し、納付書を作成したことを記憶しているとの証言が得られている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付したものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

社会保険庁の記録では、昭和52年1月から3月までの国民年金保険料が未納とされている。当時、夫が離職し再就職するまでの間、夫婦で国民年金に加入し、納付書が届くと、毎回、私が夫婦二人分の保険料を町役場窓口で納付していた。夫の分が納付済みになっているのに私の分だけ未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び申請免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間後の夫の離職及び再就職に伴う2回の第1号被保険者及び第3号被保険者の被保険者種別の変更手続も適切に行っており、国民年金制度に対する理解が深く、納付意識も高かったものと考えられる。

さらに、申立人の主張のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号はその夫と連番で払い出されており、申立人の夫は、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人のみが申立期間について未納とされていることは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間当時の納付状況及び就労状況を詳細かつ具体的に記憶しており、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 36

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年9月から50年9月まで

私は、高校卒業後、一人息子として親の自営業を手伝い、これまで住民票を現住所地から異動した事実も無い。国民年金保険料は町内会の班別持ち回り制で集金されており、集会所に勤務していた女性に取りまとめていた。申立期間当時の家計は母親が管理しており、家族三人分の保険料を母親が支払っていた。両親の保険料は国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳まで納付済みであるのに、私の申立期間の保険料のみが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、現在に至るまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が居住する地区では、町内会を班別に区分し、各家庭が持ち回りで国民年金保険料や税金の集金を行い、集会所に勤務する女性に取りまとめた上で市役所に国民年金保険料等を納付していたと申し立てているが、申立期間当時、申立てのと通りの制度が存在していたという同市元職員の証言が得られている。

さらに、申立人の両親は国民年金制度が発足した昭和36年4月から60歳到達時までの国民年金保険料をすべて納付しており、班内の家庭の家族構成を十分に承知していたと考えられる集金人が申立人の国民年金保険料のみを集金していなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間を含む昭和30年4月1日から63年5月31日まで国民健康保険に加入し、国民健康保険税が納付されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人の平成12年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年1月から同年3月まで

平成12年8月末に会社を退職し、同年9月29日に、市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続をした。国民年金の適用漏れの期間が有るという指摘があり、併せて加入期間の訂正手続も行った。

私の母は、税金、保険料等公的な納付については、非常に厳しく、家に催告状等の通知が送付されると怒られた。後日、申立期間の保険料の催告状が届いたので、母から早く納付するように言われ、母と一緒に市役所に行って国民年金保険料を納付したことを覚えているので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民健康保険の加入時に申立期間に係る国民年金の被保険者期間の訂正手続を行った後、市役所から催告状が届いたため、申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てしているところ、申立てのとおり、平成12年9月29日に国民健康保険の加入手続及び国民年金の被保険者期間の訂正手続が行われていることが確認できるとともに、市役所は、当時の状況について、「現年度分の保険料だけでなく、時効が到来していない国民年金の過年度分保険料についても、偶数月に催告状と未納通知書を送付する等、被保険者に対する納付指導を行っていた。」と回答しており、申立内容に不自然さは無い。

また、申立人が納付したと主張する金額は、申立期間の国民年金保険料の合計額とおおむね一致しているとともに、申立人は、申立期間以前の国民年金の被保険者期間において、同様の適用漏期間があった際にも、当該期間の保険料を納付していることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人と一緒に申立期間の国民年金保険料を市役所に納付しに行ったとされる申立人の母親は、その時の状況を明確に記憶している上、当時、市役所では、保険料の過年度納付のための国庫金納付書を備え付けており、庁舎に隣接する銀行の支店が存在していることから、申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から41年6月までの期間、42年8月、43年2月及び同年3月並びに46年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年8月から41年6月まで
② 昭和42年8月
③ 昭和43年2月及び同年3月
④ 昭和46年7月及び同年8月

同居していた父母が、新聞記事で知った国民年金保険料の特例納付を行うというので、昭和50年12月に母親に同行してA市役所に行った。

帰宅後、父母から私と夫も特例納付をするよう勧められたため、後日、母と一緒に市役所に行ったところ、特例納付できる国民年金の未納期間を確認するために過去の職歴を書き出すよう指示があり、資料を作成の上、再度、市役所に行った記憶がある。

夫婦二人分の特例納付保険料及び過年度分保険料を手持ちの現金で10万円程度一括で納付したが、社会保険庁の記録では、特例納付した保険料が未納とされているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が特例納付したと主張する昭和50年12月は、第2回特例納付の実施時期であり、申立てのとおり、申立人の夫及び両親は、納付期間は異なるものの、当該時期に特例納付を行っていることが確認できる。

また、申立人が所持していた領収書により、申立人の夫の特例納付保険料及び過年度納付保険料の納付日と同一日に同一銀行で、申立人自身の過年度納付保険料を納付していることが確認できるとともに、申立人が一括納付したと主張する金額は、申立人及びその夫の特例納付保険料及び過年

度納付保険料の合計金額とおおむね一致している。

さらに、A市は、当時、特例納付保険料や過年度納付保険料に係る国庫金納付書を発行し、金融機関等で支払うよう案内していたと説明しており、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年9月まで

昭和46年4月に会社を退職したので、父親が自身の付加保険料の納付申出書の提出に併せて、私の国民年金と国民健康保険の加入手続をしてくれた。昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料は、父が、母と私を含む家族三人分の保険料を一緒に納付していたので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が自身の付加保険料の納付申出書の提出に併せて、申立人の国民年金への加入手続を行ったと主張しているところ、父親の付加保険料の納付開始時期の記録と申立内容とに矛盾は見られない。

また、申立人が会社を退職した昭和46年4月に父親が行ったとする加入手続及び保険料の納付方法については、当時の状況と一致しており、申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、家族三人分の国民年金保険料を納付したとされる申立人の父親及び母親は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年8月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月から38年3月まで
② 昭和58年9月から同年11月まで

私は、国民年金制度が始まった昭和36年ごろに、市から加入勧奨を受けて国民年金に加入した。任意で加入していたので、申立期間について未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和36年8月から38年3月までの期間については、申立人の配偶者（夫）は、当該期間当時、共済組合加入者であり、申立人は国民年金に任意加入していたものであること、及び当該期間後、申立人は、55年2月の合算対象期間（カラ期間）までの16年10か月間すべて国民年金保険料を納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和36年8月28日に払い出されていることが確認できることから、国民年金手帳記号番号の払出し直後の当該期間について、未納となっているのは不自然である。

2 一方、申立期間のうち、②昭和58年9月から同年11月までの期間については、市が保管する国民年金保険料収滞納リストでは、当該期間の国民年金保険料が納付された記録は無い。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、①昭和 36 年 8 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

私の居住する地域では、納付組織（隣組）による集金が行われ、毎月未納無く納付していた。当時、近所付き合いの中でも、お金のことについては特に気を付けていたので、1年間も未納となっていることは考えられず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住している A 町（旧 B 町）では、国民年金保険料の集金を納付組織（隣組）に委託する制度が存在していたことが確認でき、申立人が所属する隣組は、申立期間当時、国民年金保険料の集金を委託されていたことが推認できる。

また、申立人は、当時の納付組織における国民年金保険料の集金方法について、詳細かつ具体的に説明しており、確認できる当時の状況と一致しており、申立内容は信用できる。

さらに、申立人の未納期間は申立期間のみであることに加え、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、納付日が確認できる昭和 36 年度から 55 年度までの期間については、いずれも納期限内に納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、国民年金制度が発足したとき、早速、加入した。今回、社会保険事務所に照会したとき、国民年金手帳のことを尋ねられたが、手帳をもらった記憶は無く、また、保険料の支払については、当時、美容室を経営しており困ることも無く、毎月来てくれた集金人に100円ずつ支払っていた。当時のことを証言してくれる人はもういないが、間違い無くきちんと支払ってきたので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度開始後すぐに加入し、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金加入期間中に、付加保険料を12年以上納付しているなど、納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人の居住地には、市役所の出張所が置かれており、国民年金保険料の徴収時には、申立てのとおり、国民年金手帳を被保険者から預かる場合もあったことが確認でき、納付していたとされる金額も当時の国民年金保険料額と一致し、申立内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

平成 7 年から 8 年にかけて、子供の進学用の融資を原資として、免除申請していた 3 年分の国民年金保険料を一括納付した。前後の免除期間については納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間のみ未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、子供の進学時期に合わせ、平成 9 年 11 月に金融機関から貸付を受けており、その貸付額は、入学に要する費用及び 3 年間の免除期間に係る追納保険料を賄えるだけのものであったことが確認できる。

また、申立人が追納したと申し立てている金額は、申立期間の国民年金保険料を追納した場合の金額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、国民年金保険料の追納に当たっては、申立人自ら社会保険事務所に申し出て手続を行ったとしているほか、申立人が初めて国民年金に加入した時は任意加入であり、付加保険料も納付しているなど、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

京都国民年金 事案 75

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

社会保険事務所に照会したところ、当初、昭和46年10月から48年3月までが未納とのことであったが、その後、47年4月から48年3月までは保険料の領収書があり納付済みに記録が訂正された。

夫の仕事上転勤が多く、引っ越しの際に領収書の一部を処分してしまった。欠かさず納付してきたはずなので、再調査をして納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度準備期間内の昭和36年3月10日に任意加入している上、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間直後の昭和47年4月から48年3月までの期間については、当初、未納とされていたものが、申立人が所持していた国民年金保険料の領収証書により、納付済みに記録が訂正されている。

さらに、申立人が所持している領収証書によると、申立期間前後については、それぞれ6か月分を一括納付していることから、申立期間である昭和46年10月から47年3月までの6か月分の国民年金保険料についても、申立人が一括納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 91

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 7 月から 40 年 3 月までの期間及び 46 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 37 年 4 月に結婚して以降、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていた。婚姻前から妻の実家の家業を手伝っており、当時は経済的に国民年金保険料を支払えない状況ではなく、また、妻の性格上、自分の国民年金保険料だけ納付するとは考えられない。

社会保険庁の記録で私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 6 月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金保険料の納付状況等が不明であり、申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当該期間は申立人の妻も未納となっている。

一方、昭和 41 年 4 月から 47 年 6 月までの期間については、申立人及びその妻が現在所持している国民年金手帳の検認記録を見ると、申立人の国民年金保険料が納付済みとされている期間の大半の納付年月日が妻と一致しており、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を併せて納付していたことがうかがえるとともに、夫婦の納付年月日が異なる場合でも、申立人が妻よりも先に納付していることが確認できる。

また、昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの期間については、妻の国民年金保険料は納付済みとなっており、申立人のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、妻の国民年金保険料が納付済みとなっている昭和 38 年 7 月から 40 年 3 月までの期間及び 46 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年9月までの期間及び46年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から同年9月まで
② 昭和45年4月から48年3月まで
③ 昭和53年1月から同年3月まで
④ 昭和53年10月から同年12月まで

私は、国民年金保険料を昭和43年1月から、自分で集金人を通じて納付してきた。それにもかかわらず、社会保険庁の記録では、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和44年4月から同年9月までの期間及び46年4月から48年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の印紙検認記録欄に、納付済期間となっている昭和44年1月から3月までの期間と同種の納付済みをつかがわせるメモが記載されており、このメモは当時、申立人が納付した際に書かれたものであると推認される。

一方、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの期間及び同年10月から同年12月までの期間については、A市の国民年金被保険者名簿において、当該申立期間は口座の残金不足で振替できなかった旨の記録があり、残金不足のまま未納になったものと考えられる。また、申立人は、集金人に納付したと主張しているが、同市の収滞納一覧表では、申立期間前後の納付は口座振替によるものとなっており、集金人に納付したという申立人の主張は認め難い。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から同年9月までの期間及び46年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年12月から50年3月まで

年金記録問題が社会的に取り上げられる前に、市役所の年金相談に行ったところ、昭和49年12月から50年3月までの納付が確認できなかった。

何度か引っ越したので、納付を証明する領収書は所持していないが、母親が私の分と一緒に納付してくれていたと思うので、何らかの手違いか、データ未入力で未納とされているとしか思えない。

現在も、老後のために国民年金保険料を^{ねん}捻出して支払っており、社会保険庁の記録で4か月間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人が結婚（昭和52年4月）するまで一緒に納付していたとする申立人の母親の国民年金保険料は、申立期間において、納付済みとなっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和50年5月22日であり、申立期間に係る国民年金保険料の過年度納付が可能な期間であるとともに、申立人の母親は、48年11月から任意加入しており、自らの国民年金保険料について、未納期間をなくすため、度々、過年度納付を行っているなど納付意識が高いことが確認できることから、申立人の国民年金保険料も未納期間があれば、過年度納付で納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は納付されていたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 94

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月

私は、昭和 56 年 3 月 15 日に会社を退社後、同年 3 月又は同年 4 月ごろ、市役所の国民健康保険課に赴き、国民健康保険の加入手続を行った。

その際、国民年金の話になり、国民年金保険料約 5,000 円を納付したと記憶している。

国民年金の加入手続を、どこでどのように行ったのか、領収書を受け取ったのかなどの詳しい記憶は無いものの、国民健康保険料としてではなく、国民年金保険料として納付したと記憶しており、社会保険庁の記録で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、また、前納による納付、付加保険料の納付、免除期間に係る国民年金保険料の追納などを行っており、申立人の国民年金への納付意識の高さがうかがわれる。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間直後の昭和 56 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料が 57 年 12 月 20 日に納付されているのが確認できる。その際、申立期間を含む 56 年 3 月から同年 12 月までの国民年金保険料に係る過年度納付書が、申立人に送付されていたと考えられ、過年度納付書の送付を受けた申立人が、過年度納付が可能な申立期間 1 か月のみの国民年金保険料を納付せず、その直後の過年度保険料を納付したとは考えにくく、申立期間を含む納付可能なすべての過年度保険料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで

義母に任意加入を強く勧められて老後のためにずっと納付してきた。義母には、任意加入をして国民年金保険料を納付しておけば老後にお金がもらえるので納めなさいと言われたのを覚えている。

同じように勧められた義姉も、任意加入をして加入期間の保険料はすべて納付済みである。

申立期間について、保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入をした昭和48年10月から第3号被保険者となる前の61年3月まで、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付している。

また、申立人の義母から同じように任意加入を強く勧められた義姉の保険料も任意加入後すべての期間が納付済みとなっており、義姉及び申立人の夫から、申立人も義姉と同じように納めていたとの証言が得られている。

さらに、申立人は、義母から任意加入を勧められた状況を詳細かつ具体的に説明しており、申立内容は信用できるとともに、任意で国民年金に加入した当初より国民年金保険料を納めていないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 40 年 9 月までの期間及び 41 年 4 月から 44 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 44 年 3 月まで

私が、妻と一緒に生活を始めてからは、妻が集金人に私と妻の二人分の国民年金保険料を一緒に支払っていた。国民年金保険料を集金人に支払った時、領収書などはもらっておらず、集金人が用紙にチェックを入れていた。

未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年度に国民年金に加入して以降、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の妻も、国民年金加入期間について、6 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人が居住していた地区において、集金人による国民年金保険料の納付が行われていたことが確認できるとともに、夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていたとされる申立人の妻は、集金人の氏名を記憶しており、当該集金人が実在していたことが確認できる。

さらに、市役所に保管されている国民年金被保険者名簿には、申立人に払い出された国民年金手帳記号番号と相違した記号番号が記載されているとともに、申立人宅に集金に来ていた集金人に係る同市の国民年金被保険者名簿にも、当該集金人に払い出された国民年金手帳記号番号と相違した記号番号が記載されている。加えて、当該集金人の被保険者名簿には、昭和 38 年 6 月から 40 年 3 月までの期間は「時効消滅」、また 41 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 42 年 1 月から同年 3 月までの期間が「未納」となっているととも

に、同市における年度別の被保険者名簿では国民年金保険料が納付されたときの係員の領収印が押印されていないにもかかわらず、この3か所の期間の記録が、後日、未納から納付済みに訂正されているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

このほか、申立人の妻から提出された家計簿から、夫婦二人分と推認される国民年金保険料の支払いが記載されていることの確認ができるとともに、申立人の妻の納付状況を見ると、確認できる範囲において、すべて納期限内に納められており、納付意識が高かったものと認められる。

一方、申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に支払っていたと申し立てているが、昭和40年10月から41年3月までの期間については、申立人の妻の国民年金保険料も未納となっていることから、当該期間については、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年4月から40年9月までの期間及び41年4月から44年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 60

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月から 50 年 3 月まで

結婚翌月の昭和 50 年 2 月に、私の夫が勤務する商店経営者の妻が、居住地の役場で国民年金業務を担当していたことから、この者から特例納付制度を教えられ、早速役場に出向き未納分を納付した。

保険料は、嫁ぎ先の義父が工面してくれ、そのことを知った実家の母親が、工面してくれた額を義母に渡してくれた。結婚当初のことなので、私の保険料を義父に工面してもらい肩身が狭かったことを数年後に友人に聞いてもらっていた。特例納付した期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料の未納分を納付したとする昭和 50 年 2 月は、第 2 回目の特例納付が行われていた時期であるとともに、申立期間は、強制加入期間である。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している。

さらに、申立人は、納付した金額を正確には記憶していないものの、原動機付自転車 1 台を余裕で購入できた金額であったと記憶しており、当時の原動機付自転車 1 台の価格と未納保険料額はおおむね一致していることが確認できる。

加えて、結婚当初に特例納付の保険料を義父に工面してもらった経緯を、数年後に友人に話したことについての証言があるほか、申立人が特例納付制度を教えられたとする役場職員が当時在職していたことが確認できるなど、申立内容の全体を通じて申立人の主張に不合理な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

奈良国民年金 事案 63

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで

私の国民年金保険料の納付記録は、20 歳となった昭和 37 年 5 月から納付を始め、38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間のみが未納となっている。家族分をそろって母が納付していたのに、私の分だけが、途中の 1 年間だけ未納となっているのは不自然である。未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人と同居していた兄については、母親が家族分まとめて保険料を納付していたとされる期間について、未納期間が無いことが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により、同居していた兄嫁と連番で昭和 39 年 5 月 18 日に払い出されたことが確認できる上、兄嫁は、申立人の母が申立人の分と一緒に過年度納付をしてくれたことを証言しており、兄嫁については、同人が保管していた国民年金手帳により、20 歳となった 38 年 7 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料を 39 年 8 月 12 日に過年度納付していることが確認でき、申立内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 64

第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から10年3月まで

私は、平成10年5月に、国民健康保険の加入手続に市役所に出向いた際、併せて、国民年金保険料について、平成10年度分と未納であった過年度6か月分を市役所窓口で納付した。

ところが、平成11年度に、この過年度分が未納であるとして、社会保険事務所から催告状が届いたため、抗議に社会保険事務所、市役所に行ったが、過年度分は市役所で納付できない、そのようなことはあり得ないとするだけで、相手にもしてもらえなかった。

平成10年の確定申告時には、この額を含めて申告しており、市役所の職員に渡したことに間違いはない。納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料を完納しており、平成11年度以降は定額保険料を前納するなど、納付意識は高いものと考えられる。

また、申立人が保管していた平成10年の確定申告書には、申立期間の国民年金保険料を含めたと推定される額の社会保険料控除額が計上されている。

さらに、市役所に行ったとする日に、国民健康保険税及び現年度の国民年金保険料を納付したことが確認できる上、申立てのとおり、同日に医療機関で受診した記録があるなど、申立内容全体を通じて申立人の主張に不合理な点は見られない。

加えて、市役所では過年度分の国民年金保険料は受け取れないとしているが、社会保険事務所で保管している領収済通知書の中には、市役所が作成した手書きのものがあり、それらは特定の金融機関で納付されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 67

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月及び同年 3 月、37 年 9 月及び同年 10 月並びに 38 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 37 年 9 月及び同年 10 月
③ 昭和 38 年 2 月及び同年 3 月

私は、国民年金加入当時は役場職員の集金により納付し、また昭和 38 年 9 月からは郵便局での振込みにより、夫婦二人分の国民年金保険料を併せて納付していた。

過去に役場で納付記録を確認した際、昭和 37 年度が 7 か月未納と言われ、調べた結果、領収書が出てきたので 3 か月分の記録が訂正となった。

申立期間の領収書は残っていないが、未納期間を放置したことは無く、役場から集金に来ない時は、役場で確認をし、未納があればその都度納付していた。未納期間があると言われても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金制度発足前の昭和 36 年 2 月に国民年金の加入手続を行い、制度発足の昭和 36 年 4 月から 60 歳になるまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間は無い上、申立人は、役場職員の集金により納付をしていたにもかかわらず、役場から集金に来ない時は、役場において納付記録を確認していたとするなど、国民年金保険料の納付意識は高かったものと思われる。

また、申立人が保管していた領収書により、当初、未納とされていた申立期間に近接する昭和 37 年 11 月から 38 年 1 月までの期間について、国民年金被保険者記録が納付済みに訂正されていることから、行政機関の納付記録管理が適正でなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、昭和 38 年 4 月及び 39 年 4 月に、国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、それぞれの時点で、過年度の未納期間を確認していたものと考えられ、申立期間については、既に納付済みであったと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、集金に来ていた役場職員の氏名を記憶しており、申立期間当時、当該職員が役場に在職していたことの確認ができるとともに、申立人は、申立期間当時、親の代からの商売をし、店も繁盛していたとしており、国民年金保険料を納付するのが困難な状況ではなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月及び同年 3 月、37 年 9 月及び同年 10 月並びに 38 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月及び同年 3 月
② 昭和 37 年 9 月及び同年 10 月
③ 昭和 38 年 2 月及び同年 3 月

私は、国民年金加入当時は役場職員の集金により納付し、また昭和 38 年 9 月からは郵便局での振込みにより、夫婦二人分の国民年金保険料を併せて納付していた。

過去に役場で納付記録を確認した際、昭和 37 年度が 7 か月未納と言われ、調べた結果、領収書が出てきたので 3 か月分の記録が訂正となった。

申立期間の領収書は残っていないが、未納期間を放置したことは無く、役場から集金に来ない時は、役場で確認をし、未納があればその都度納付していた。未納期間があると言われても納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金制度発足前の昭和 36 年 2 月に国民年金の加入手続を行い、制度発足の昭和 36 年 4 月から 60 歳になるまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間は無い上、申立人は、役場職員の集金により納付をしていたにもかかわらず、役場から集金に来ない時は、役場において納付記録を確認していたとするなど、国民年金保険料の納付意識は高かったものと思われる。

また、申立人が保管していた領収書により、当初、未納とされていた申立期間に近接する昭和 37 年 11 月から 38 年 1 月までの期間について、国民年金被保険者記録が納付済みに訂正されていることから、行政機関の納付記録管理が適正でなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、昭和 38 年 4 月及び 39 年 4 月に、国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、それぞれの時点で、過年度の未納期間を確認していたものと考えられ、申立期間については、既に納付済みであったと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、集金に来ていた役場職員の氏名を記憶しており、申立期間当時、当該職員が役場に在職していたことの確認ができるとともに、申立人は、申立期間当時、親の代からの商売をし、店も繁盛していたとしており、国民年金保険料を納付するのが困難な状況ではなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から50年3月まで

昭和42年当時、勤務先で国民年金保険料が納付されていると思い、自ら納付していなかった。しかし、市町村役場から督促が来たので、国民年金保険料が納付されていないことを知ったが、友人も納付していなかったので、私も納めずにいた。

昭和50年11月に結婚が決まり、母から世帯を持つことから、国民年金保険料を納付するよう諭され、20歳にさかのぼり、それまで未納であった分を含め一括して、郵便局で納付したはずであるので、未納となっている当該期間の記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したとする昭和50年11月当時は、第2回特例納付の実施期間中であるとともに、申立期間のうち、42年2月から48年3月までは、特例納付可能期間である。

また、申立人が20歳にさかのぼって納付したとする保険料額は、第2回特例納付を行った場合の保険料額、昭和48年度及び49年度の過年度納付保険料額並びに50年度の現年度保険料額の合計とほぼ一致するとともに、申立人は、納付額は当時毎月、郵便局に貯金していた額とほぼ同額であったと申し立てているが、当時の貯金していた額ともほぼ一致する。

さらに、申立人は、当時、通知書、納付書及び封筒について市町村役場から送付されてきたと明確に記憶しており、確認できた当時の状況と一致し、申立人の申立内容を裏付けるものとなっている。

加えて、申立人は、婚姻を契機に、国民年金保険料を納付し始めたと申し立てているが、昭和50年度以降については、国民年金保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 70

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月及び5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月及び5月
国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について未納となっているとの回答があった。国民年金に加入してからは、生活が苦しいときも歯を食いしばってすべて納付を行ってきており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料はすべて納付済みとされており、未納とされている期間も2か月と短期間である。また、申立人は、申立期間以降、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回行っているが、いずれも適正に手続を行っている。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料の納付場所、納付方法等の申立内容は詳細かつ具体的であり、納付したとする金額についても当時の保険料額と合致している。

加えて、申立人は、申立期間直後に、同一事業所でパートタイム勤務の職員から正規職員に昇格しており、当該事業所から正規職員になる前に国民年金をきちんと納付しておくようにとの指導があったと述べているが、当該事業所でもそのように指導していたと証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 74

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 62 年 3 月まで

私はいつも夫と二人分の保険料を一緒に納付してきた。昭和 61 年度の保険料は昭和 63 年になってから夫婦の保険料を 3 か月分ずつ納付したはずである。

申立期間について、夫の保険料は納付済みとなっているのに、自分の保険料だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人は昭和 49 年 4 月から 60 歳到達月（平成 15 年 6 月）まで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付し、平成 19 年 7 月から高齢任意加入するなど、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、一緒に納付したとする申立人の夫の国民年金保険料は、昭和 49 年 4 月から死亡月の前月である平成 10 年 12 月まで、申立期間を含め、すべて納付されている。

さらに、申立人及びその夫の納付年月日が分かる平成 8 年度から 10 年度までの納付年月日を見ると、申立てのとおり、1 か月分を除き、同一日に納付していることが確認でき、申立人の主張に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月から平成元年 3 月まで
納付できないときは免除申請を行い、納付可能なときは定額納付や前納により納めてきた。昭和 63 年度は 4 月のみ納付し、5 月以降の上記期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

未納となっているのは申立期間のみであり、期間も国民年金加入期間約 26 年間のうち 11 か月と短期間である。

また、申立人は、納付可能なときは、前納や申請免除期間の追納を行っていたことが確認できることから、国民年金保険料を納付する意欲が高かったと認められる。

さらに、申立期間の前年度である昭和 62 年度までの 4 年間は、申請免除期間であることから、申立人は、納付できないときには適切に免除申請を行っていたことがうかがわれる。加えて、仮に申立期間について納付困難だったのであれば、その時点で免除申請を行っていたと考えられ、63 年度について 4 月のみ保険料を納付し、5 月以降は未納のままにしておくのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められること、及び 57 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 5 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月まで

平成 14 年に離婚したが、それまでは妻と一緒に国民年金保険料を払ってきており、①の期間は納付、②の期間は申請免除されていたはずである。上記期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 40 年 3 月の婚姻から平成 14 年 12 月の離婚までの約 38 年間、妻と一緒に国民年金保険料を納付し、納付できないときは免除申請を行ったとしている。申立人と妻の国民年金の加入記録を確認したところ、申立期間及び婚姻当初の 3 か月を除き、納付の期間、未納の期間もすべて一致している。

さらに、免除の申請日が確認できる平成 3 年以降に 11 回免除申請が行われているが、申請日は 1 回を除き一致しており、申立人は、夫婦で免除申請を行い、納付も一緒であるはずとの主張を裏付けるものとなっている。

加えて、婚姻していた期間において、申立人の国民年金に係る手続等を行っていた申立人の元妻も、国民年金保険料の納付及び免除申請に係る記録は、夫婦で同一であるはずと証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から同年 8 月までの付加保険料を含む国民年金保険料及び 53 年 4 月から 54 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から同年 8 月まで
② 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

被用者年金被保険者の配偶者も国民年金に加入できると聞き、A 市に転入したときに加入手続をし、申立期間①について、付加保険料も含めて納付したが、未加入とされているのは納得できない。

また、A 市から B 市に転居した直後の申立期間②について、付加保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 9 月から 60 歳まで継続して国民年金に任意加入し、しかも付加保険料も納付しており、申立期間を除いて未納が無いことから、国民年金に対する意識が高いものと認められる。

また、申立期間①については、昭和 52 年 4 月に A 市に転入手続をしたことが確認でき、申立人は、国民年金の加入手続を行った場所や経緯等を具体的に記憶しており、申立人の主張は信憑性^{びよう}が高いことが認められる。

さらに、申立期間②に係る定額保険料は前納で納付されているが、B 市の国民年金被保険者名簿に昭和 52 年 9 月から付加年金に加入したとの記録があり、かつ、申立期間に付加保険料の納付を辞退したとの記録は無いこと、申立期間の前後は付加保険料を納付済みであることから、申立期間についても付加保険料を含めて B 市より国民年金保険料の請求が行われたと推認され、申立人は、付加保険料も納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料及び付加保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人の平成12年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月

国民年金に20歳で加入し、収入がなかった時期で免除申請していた期間を除いては、毎月又は1か月遅れで銀行で保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料は、申立期間及び免除期間を除きすべて納付済みである。

また、申立人が保険料納付を開始した平成11年4月以降の納付記録を見ると、申立てどおり、ほぼ毎月定期的に納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間前後の納付方法や状況を詳細に記憶していることから、申立期間のみ納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
昭和 51 年 12 月まで A 信用金庫に勤務し、その後、国民年金に加入して保険料はずっと払っていたので、未納があるとは思ってもいなかった。未納と分かっていたら、その時すぐに払っていたと思う。納付方法は、はっきりと憶えていないが、A 信用金庫に行って納付書でいつも払っていたように思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることから、申立期間のみ未納とされていることは不自然である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 53 年 5 月に払い出されたものであるが、その時点で申立期間は時効になっておらず納付可能である。

さらに、申立人はその後の国民年金保険料を前納していることから、国民年金保険料を納付する意欲は高かったと考えられ、昭和 53 年 4 月から B 市内の金融機関でも現年度分の国民年金保険料が納付可能となったことから、申立人が現年度分の保険料と併せて、未納であった申立期間を含む過年度分の保険料を A 信用金庫で納付したと考えても不合理でない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 11 月から 43 年 10 月まで
② 昭和 47 年 4 月から同年 6 月まで

昭和 47 年 3 月に婚姻したのを契機に妻から国民年金の未納分を納付するように言われ一括して納付した記憶がある。この度、未納があることを知ったが納付できない。妻が納付したので、納付場所は憶えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間中は経済状況が良好であったことが申立人から提出された資料により確認できる。

申立期間のうち、②昭和 47 年 4 月から同年 6 月までの期間については、国民年金手帳記号番号の払出しが 49 年 9 月下旬となっていることから、その時点では過年度保険料として納付することは時効により納付できない。しかし、その後、43 年 11 月から 47 年 3 月までの保険料を第 2 回の特例納付で納付しており、申立期間のみを納付しなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間のうち、①昭和 42 年 11 月から 43 年 10 月までの期間については、資格取得日が、本来は 20 歳に到達した 42 年 11 月 26 日であるべきものが、社会保険庁の記録では 43 年 11 月 26 日となっており、行政側において事務処理上の誤りが認められるが、未加入期間とされた申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、これ以前に別の国民年金手帳記号番

号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から54年3月まで

昭和54年4月にA市役所B支所で加入手続を行い、過去2年分をC信用金庫又はA市役所B支所で一括納付した。

一括納付後にC信用金庫で納付した領収書は何枚か確認できたが、肝心の申立期間の領収書は無かった。納付を証明するものは何も無いが、納付したことは間違いないので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付しているとともに、申立期間後に口座振替による納付を開始していることから、納付意識は高かったと思われる。

また、申立期間のうち、昭和53年1月から54年3月までの期間については、国民年金手帳記号番号の払出しが55年3月下旬となっていることから、その時点で過年度保険料として納付可能であり、申立期間後の期間については遡及納付^{そきゆう}されていること及び前述の納付意識が高かったことを併せて考えると、申立人は、加入手続の時点で2年分をさかのぼって納付したものと解することが相当である。

一方、申立期間のうち、昭和52年4月から同年12月までの期間は、国民年金手帳記号番号の払い出された時点で、時効により納付できない期間であり、これ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、当該申立期間について、申立人が主張するとおり昭和54年4月に国民年金の加入手続が行われ、国民年金保険料が納付されていたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 69

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月から 58 年 12 月まで
② 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

社会保険庁から、申立期間①について、国民年金保険料の納付の事実が確認できなかった旨回答があったが、当時は、母親に依頼して、市役所で国民年金保険料を納めていたはずであり納得できない。また、申立期間②について、国民年金保険料の納付を全額免除されたこととなっているが、当時は、私が経営していた会社の業況は順調であり、国民年金保険料の納付を免除する必要はなかったはずであり、こちらも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和 57 年 10 月から 58 年 12 月までの期間については、申立人は、母親に依頼して国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料は無く、申立人自身は国民年金保険料の納付にほとんど関与しておらず、手続きを行ったとされる母親も既に亡くなっていることから保険料の納付状況等が明確でない。

また、申立人は、同期間中に 3 度住所を変更し、国民年金関係手続を適正に行っていたことが関係市町村の記録等から確認できるにもかかわらず、そのいずれから、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

2 一方、申立期間のうち、②昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間につい

ては、国民年金保険料納付記録によれば、申立人の国民年金保険料は、昭和59年1月から61年3月までの期間の国民年金保険料が、61年4月30日に過年度納付されている上、61年4月以降の国民年金保険料が現年度納付されているにもかかわらず、当該期間の国民年金保険料の納付が免除となっているのは不自然である。

また、制度的には、10年以内であれば申請免除期間の国民年金保険料は納付可能であり、申立人自らが代表を務めていた会社が昭和63年2月に厚生年金保険の新規適用を受けていることなどから、申立人は、当該期間の保険料を納付できる経済状況にあったはずであり、申立人の年金制度に対する意識の高さを踏まえると、当該期間が申請免除となっていることは不自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、
②昭和60年4月から61年3月までの期間国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 75

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 37 年 3 月までの期間及び 37 年 5 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 37 年 5 月から 38 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間について、「納付事実が確認できなかった」との回答を受けたが納付できない。毎月、自宅まで来る A 市の職員に、国民年金保険料を納付していた。保険料の額は一人当たり 100 円、夫婦二人分で 200 円だった。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の妻は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻は、A 市の職員が集金に来て、毎月 100 円を納付したと主張しているが、同区役所に申立期間当時の国民年金保険料の納付方法について聴取した結果、区役所職員である徴収員（集金人）が、毎月被保険者の自宅を訪問し、集金を行っていたことが確認され、納付金額についても、申立期間当時の国民年金保険料額と合致する。

さらに、申立人の妻は、集金担当者は中年の男性で、ずっと同じ人が集金に来ていたことなど、当時の状況を詳細かつ具体的に記憶しており、いずれの申立期間についても、4 月分のみが納付済みで、それ以外の 11 か月が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 76

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 5 月から 37 年 3 月までの期間及び 37 年 5 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 37 年 5 月から 38 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間について、「納付事実が確認できなかった」との回答を受けたが納付できない。毎月、自宅まで来る A 市の職員に、国民年金保険料を納付していた。保険料の額は一人当たり 100 円、夫婦二人分で 200 円だった。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の夫は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人夫婦の国民年金保険料を納付していたとされる申立人は、A 市の職員が集金に来て、毎月 100 円を納付したと主張しているが、同区役所に申立期間当時の国民年金保険料の納付方法について聴取した結果、区役所職員である徴収員（集金人）が、毎月被保険者の自宅を訪問し、集金を行っていたことが確認され、納付金額についても、申立期間当時の国民年金保険料と合致する。

さらに、申立人は、集金担当者は中年の男性で、ずっと同じ人が集金に来ていたことなど、当時の状況を詳細かつ具体的に記憶しており、いずれの申立期間についても、4 月分のみが納付済みで、それ以外の 11 か月が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案57

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月から42年3月まで

申立期間については、国民年金保険料を納付したが、社会保険事務所の記録によると、私が国民年金被保険者資格を取り下げて還付金を受け取っていることから、申立期間に係る国民年金被保険者記録は無いとのことであった。

私自身、被保険者資格の取下げに係る手続を行ったことは無く、還付金を受け取ったことも無いので、当該期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことは、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿の検認記録により確認できる。

また、社会保険事務所の国民年金保険料還付整理簿によると、申立人に対する還付金は、昭和42年12月26日に支払を決定し、43年2月9日に支払ったことを示す記録があるが、当該整理簿の「還付事由」欄には、「取り下げ」と記載されているのみで、具体的な還付理由は不明であること、及び申立期間について申立人が他の年金制度に加入していたことをうかがわせる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、申立人の国民年金被保険者資格をさかのぼって喪失させたことは、資格得喪手続上、不合理であると認められる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案59

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月

昭和58年6月9日に納付した国民年金保険料^{つづり}に関して、町役場及び社会保険事務所から、国民年金保険料納付書^{つづり}綴に押された領収日では、過年度保険料となり、町役場では収納できないので銀行から返金されているはずだとの説明を受けたが、銀行から返金されたことは無い。保険料は確かに払ったので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が所持する国民年金保険料納付書^{つづり}綴の昭和57年6月の欄には、58年6月9日付けの銀行の領収印が押されていることから、申立人が57年6月の国民年金保険料を、町役場が作成した納付書により納付したことが確認できる。

さらに、町役場では収納できない過年度保険料であるにもかかわらず、当該保険料が還付された記録は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 10 月まで

私は、国民年金制度が始まった昭和 36 年 4 月ごろに、婦人会で国民年金の加入手続を行い、当該婦人会の集金人に国民年金保険料を納付していた。

その後、会社に勤務したが、最初のうちは厚生年金保険に加入できなかったため、勤めながら国民年金保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳については、申立人の氏名及び生年月日に誤記が認められる上、国民年金の資格取得日が昭和 40 年 4 月 1 日とされる合理的な理由は見当たらず、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

また、申立人が居住している市では、申立期間当時、国民年金保険料の集金を納付組織に委託していたことが確認できるとともに、申立人の国民年金加入手続や国民年金保険料の納付状況についての説明は、詳細かつ具体的であり、納付組織の役員から加入を勧められ、当該組織の集金人に保険料を納付したとする申立内容に不自然さは無く、納付したとする国民年金保険料額も当時の金額とおおむね合致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月から39年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から42年3月まで

昭和55年に、市役所から国民年金保険料の未納分をさかのぼって納付できる旨の案内が届いたので、同年5月に市役所に行き、国民年金保険料として10万円を納付した。その際、将来のために余分に納めていた方が良いと言われ、再度市役所に行き3か月分の保険料を納付した。

当時、国民年金保険料として10万円を一括して納付したことをはっきり覚えており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料の未納分を一括して納付したとする昭和55年5月は、第3回目の特例納付の実施時期であるとともに、申立人は、保険料を納付した時の状況を明確に記憶している上、社会保険庁の記録により、55年に3回にわたり、それぞれ3か月分の国民年金保険料が納付されていることが確認でき、一括納付した後に追加して3か月分を納付したとする申立内容が裏付けられるなど、申立内容は詳細かつ具体的であり、基本的に信用できる。

また、申立人は、昭和50年12月に第2回目の特例納付により6年分の国民年金保険料を一括して納付しているが、社会保険庁の記録では、当時、昭和36年度から未納とされていたにもかかわらず、特例納付は先に経過した月の分から行うとされていたことに反して、42年度から47年度までの期間が納付済みと記録されているなど、申立人の納付記録には不合理な点が見受けられる。

一方、申立人は、63か月の未納期間すべてについて国民年金保険料を

納付したと申し立てているが、昭和 55 年当時の特例納付の保険料月額が 4,000 円であったことを踏まえると、納付したとされる 10 万円は 25 か月分の保険料に相当し、申立期間のうち、37 年 1 月から 39 年 1 月までの 25 か月分の国民年金保険料が納付されたものと考えるのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 1 月から 39 年 1 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年10月から43年3月まで
20歳のころ、理容店に見習で勤務していた時、店の奥さんの勧めで国民年金に加入し、集金人に保険料を納めていた。
国民年金手帳や領収書等は引っ越しの際に無くしたが、納めていないとされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人と一緒に勤務していたとする同僚は、当時の経営者が見習の人に対し、20歳になったら国民年金に加入するよう勧めており、申立人も国民年金に加入し、保険料を納付していたと証言しており、店の経営者の勧めで国民年金に加入し、保険料を納付していたとする申立人の主張は裏付けられ、申立内容は基本的に信用できる。

また、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和43年2月21日に払い出された申立人の国民年金手帳記号番号が取り消されていることから、申立期間当時、既に別の国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されていたことがうかがわれる。

さらに、申立人は、60歳になるまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

高知国民年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 42 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 42 年 2 月まで

私は社会保険庁の記録によると、昭和 41 年 4 月から 42 年 2 月までの国民年金保険料が未納とされているが、国民年金手帳の検認記録の 41 年 4 月から 42 年 2 月までの欄には、「納」の印が押印されており、また、一括して支払った記憶もあるにもかかわらず、申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 11 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

また、申立人は、当時の国民年金保険料の納付方法等について、妻が保険料納付のため、知人から金銭を借りた経緯及び市町村職員とのやり取りを詳細かつ具体的に説明しており、当該市町村職員からも、そのことを裏付ける証言が得られ、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人が提出した国民年金手帳の昭和 41 年度の「国民年金印紙検認記録」の申立期間の各欄には、当時の社会保険庁が定めた検認印とは異なるものの、「納」印が押印されていることは、国民年金保険料の納付があったことを示すものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 6 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から平成元年 3 月まで

私は、20 歳のころから自営業の父と一緒に保険料を納付してきた。

申立期間について、父の保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料は未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の父親は、昭和 53 年 4 月以降の国民年金加入期間については、申立期間を含め国民年金保険料をすべて納付している。

また、納付日の確認が可能な平成元年 4 月以降の申立人の国民年金保険料の納付日は、すべてその父親の納付日と同一となっており、申立人は、基本的に父親と一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立期間について、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和 63 年 1 月に職権で国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることから、62 年度の納付書については、同時期に A 市から申立人にまとめて送付されていたものと考えられ、その時点で、申立人の父親は既に国民年金保険料を納付していたことからすれば、申立人も父親と一緒に保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 49

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から54年3月まで
昭和54年6月に国民年金に加入し、同年4月分からの国民年金保険料を納付し始めた。

その後、市役所から、未納となっている保険料の特例納付を勧める案内を受けた。

特例納付した当時は、事業が順調で、手持ちの現金があったので保険料を一括で払っており、未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金加入手続き後、市役所から特例納付を案内する通知が来たので特例納付をしたとする昭和55年は、第3回特例納付が実施されていた時期であり、また、過年度納付と特例納付で納付した場合の国民年金保険料と申立人が支払ったとする金額は、おおむね一致している。

さらに、申立人の妻からは、昭和55年前半に申立人から特例納付を勧奨する通知を見せられた際、以前実父が特例納付で未納部分を納付したとの記憶から、特例納付制度に関して知識があったため、申立人に特例納付による保険料の一括納付を強く勧めたとした旨、及び特例納付をした際の手書きの領収書は妻が10年ほど保存した後に廃棄した旨の証言があり、申立人及びその妻の主張に不自然さはみられない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納めたとしている区役所では、特例納付期間には社会保険事務所から職員が帳簿を持って派遣されていたことが確認されるとともに、申立人は申立期間以降については、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 50

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年9月まで

第1回の特例納付が実施された昭和45年当時、A町（現在は、B市）から特例納付の案内通知が来たので、妻の分と併せて1万円程度の未納となっていた国民年金保険料を近くの郵便局で納付した。

妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の分については、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び転職時に未納となっている1か月を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人が納付したと主張している時期は、第1回の特例納付が実施されていた期間であり、妻の分も併せて納付したと主張する金額は特例納付に必要な金額とおおむね一致し、特例納付を行うことができるすべての未納期間について、保険料の納付を行ったとする申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、一緒に特例納付を行ったという申立人の妻の保険料は、申立期間について納付済みとなっているとともに、申立人及びその妻は、申立期間直後の期間について過年度納付を同一日で行っていることが確認でき、当時、夫婦の納付行動は一体であったことが推測できる。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 51

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで
国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間のみが未納とされていた。申立期間についても、それ以前の期間と同様に、A 市役所にて毎月の保険料を納付していたはずなので、記録を訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳から第 3 号被保険者制度が始まるまでの任意加入していた期間を含む国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 48 年 4 月から申立期間直前の 60 年 3 月までの 12 年間については、付加年金保険料も納付していることや、厚生年金保険から国民年金保険への切替えに伴う国民年金の資格取得手続を複数回行っているが、いずれにおいても、未納期間を生じさせることなく適正に行っていることなどから、申立人の納付意識と国民年金制度への関心は高かったものと考えられる。

さらに、未納とされる期間の前後において申立人の住所及びその夫の勤務先にも変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められず、申立期間が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の趣旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から61年9月まで

社会保険庁の記録では、夫婦共に昭和60年12月から61年9月までの期間の国民年金保険料が未納となっているが、市役所から送付してきた納付書により、61年10月又は同年11月に夫婦二人分の保険料として、10数万円を一括して納付したことをはっきり憶えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が一括して納付したとする昭和61年10月又は同年11月の時点では、申立期間は納付可能な時期であり、納付したと主張する金額も、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額におおむね一致している。

また、当時申立人が利用していた銀行の出入金記録において、昭和61年11月1日及び19日に、申立期間の国民年金保険料の原資と推測される預貯金の出金記録が確認でき、申立人の申立内容を裏付けるものとなっている。

さらに、申立期間は10か月と比較的短期間であるとともに、申立人及びその妻は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 49

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の趣旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月から61年9月まで

社会保険庁の記録では、夫婦共に昭和60年12月から61年9月までの期間の国民年金保険料が未納となっているが、市役所から送付してきた納付書により、61年10月又は同年11月に夫婦二人分の保険料として、10数万円を一括して納付したことをはっきり憶えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が一括して納付したとする昭和61年10月又は同年11月の時点では、申立期間は納付可能な時期であり、納付したと主張する金額も、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額におおむね一致している。

また、当時申立人の夫が利用していた銀行の出入金記録において、昭和61年11月1日及び19日に、申立期間の国民年金保険料の原資と推測される預貯金の出金記録が確認でき、申立人の申立内容を裏付けるものとなっている。

さらに、申立期間は10か月と比較的短期間であるとともに、申立人及びその夫は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年12月から51年6月まで

申立期間のうち、独身時代である昭和46年12月から48年3月までの期間については、集金人である婦人会長に国民年金保険料を支払っており、結婚後の48年4月以降は、妻が国民年金保険料を納めていて、48年4月以降、妻の保険料は納付済みとなっている。

また、昭和51年7月から52年3月までの期間に係る国民年金保険料納付記録では、当初、全額申請免除とされていたが、領収書を持っていたことから、同期間を納付済期間として訂正してもらった経緯がある。そもそも、申請免除の手続を行った覚えも無い。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付記録には、申請免除とされていた期間の一部について、申立人が領収書を提示したことから記録の訂正が行われている等、申立期間の申立人に係る行政機関の記録管理に不適切な取扱いがあったことが認められる。

また、申立期間に申立人が居住していたA市では、集金人が国民年金保険料を集金していたことが確認できるとともに、昭和48年4月以降の申立期間について、一緒に保険料を納付していたとするその妻は、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立期間以降、申立人は国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月及び同年3月並びに40年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月及び同年3月
② 昭和40年8月及び同年9月

私は、20歳の時に国民年金に加入し、旧A町の地区納付組織で母親と一緒に国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②については、結婚後にB市の地区納付組織で夫及び^{しゅうとめ}姑と一緒に納付してきた。申立期間①及び②には、母親、夫及び^{しゅうとめ}姑がそれぞれ納付している記録があるのに、私だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳からの国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、未納とされている期間は申立期間のみで、かつ、4か月と短期間である。

申立期間①について、申立人は、旧A町において国民年金に加入し、当時、旧A町に居住していた地区の納付組織で母親と一緒に国民年金保険料を納付したと主張しているところ、国民年金の加入手続を行った翌月の昭和38年4月から40年1月までの期間において、申立人の国民年金保険料の納付日が母親と同一日であることが確認できることから、①の申立期間のみ納付していないのは不自然であり、40年3月まで一緒に納付したという母親の供述は、基本的に信用できる。

申立期間②について、申立人は、夫及び^{しゅうとめ}姑と共に、当時居住していた地区の納付組織で昭和40年7月から国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は40年7月10日にB市への国民年金転入手続を行っていることが確認でき、申立人の同月の納付日は、夫及び^{しゅうとめ}姑と同一日であるうえ、同年10月以降の申立人の納付日も夫及び^{しゅうとめ}姑と同一日であることが確認でき、夫及び^{しゅうとめ}姑の国民年金保険料については、申立期間②は納付済みとなっていることから、申立人のみが未納とされているのは不自然であり、申立人は、

国民年金保険料を夫及び^{しゅうとめ} 姑 と一緒に納付していたものと考えられる。

また、申立人の主張のとおり、申立期間①及び申立期間②に関する地区納付組織がそれぞれ実在していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮崎国民年金 事案 54

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料については、地区内8軒ほどで選出される持ち回りの組長へ、月の定例会で税金、地区関係費等とともに支払っていた。

申立期間については、免除申請をした記憶も無く、すべて納付していたはずであり、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住しているA町では、申立人の主張のとおり、申立期間当時、納付組織が存在し、組長が国民年金保険料を集金していたことが確認できる。

また、国民年金保険料は、世帯主に対し、世帯全員分の金額での請求が行われており、申立人夫婦と同居し生計を共にしているその両親は国民年金保険料をすべて納付しているにもかかわらず、申立人夫婦のみが免除申請していることは不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人は、その父が経営する会社で専務として経営に参加し、会社の業績は順調であったと申し立てていることから、申立人夫婦のみが免除申請を行うことは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮崎国民年金 事案 55

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料については、地区内8軒ほどで選出される持ち回りの組長へ、月の定例会で税金、地区関係費等とともに支払っていた。

申立期間については、免除申請をした記憶も無く、すべて納付していたはずであり、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住しているA町では、申立人の主張のとおり、申立期間当時、納付組織が存在し、組長が国民年金保険料を集金していたことが確認できる。

また、国民年金保険料は、世帯主に対し、世帯全員分の金額での請求が行われており、申立人夫婦と同居し生計を共にしているその両親は国民年金保険料をすべて納付しているにもかかわらず、申立人夫婦のみが免除申請していることは不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人の夫は、その父が経営する会社で専務として経営に参加し、会社の業績は順調であったと申し立てていることから、申立人夫婦のみが免除申請を行うことは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

鹿児島国民年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から49年3月まで

昭和48年5月16日から51年5月1日までA市に在住していたが、申立期間の国民年金保険料については、集落の集金人が、毎月集金に来ており、その都度、集金人に納付していた。申立期間の4か月だけ未納とされているのは不自然である。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年2月に国民年金に加入して以降の国民年金加入期間について、44年2月の結婚後の任意加入期間を含め、申立期間の4か月を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人がA市に在住していた昭和48年度から50年度までの間について、同市の国民年金保険料徴収簿によれば、申立人は、申立期間を除き、期限内納付を励行していたと認められ、申立人及び公務員であるその夫の生活状況等に大きな変化は認められないことなどから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

沖縄国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年8月から53年3月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月から53年3月まで

昭和52年当時、私は兄弟二人で自営業を営んでおり、納付書が届き次第、市役所か銀行で国民年金保険料を納付していた。年末に転居し、転居先でも未納による催告や納付書の送付は受けていない。また、52年8月から53年3月までの期間、兄の国民年金保険料は納付済みになっている上、私の国民年金保険料はこの期間以外は完納となっている。私だけこの期間が未納となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金保険料の納付意識は高かったと思われる。

また、申立人と同居していた申立人の兄は、申立期間について、国民年金保険料を納付しており、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間当時、兄弟二人で自営業を営んでいたとして、申立人についても、国民年金保険料を納付できる経済状況であったことが推測できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立人の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から4年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から4年3月まで

申立期間以前から病気で働けず、持病を持つ子を抱える母子家庭であったが、昭和61年から受けていた生活保護を平成2年10月ごろ打ち切られた。その後、役場の国民年金課窓口で「免除手続は毎年必要」という説明を受け、免除申請手続を行った。国民年金の納付記録が免除ではなく未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断理由

申立人は、申立期間直前の昭和61年11月から平成2年10月までの期間について、生活保護法に基づく生活保護を受けているという理由で、法定免除期間に訂正処理をされている。

また、申立人については、生活保護の給付が停止となった後も生活状況が十分に改善されたとは認められず、福祉担当職員の指導を受けたとしており、免除申請の必要性を認識していたものと推認される。

さらに、申立人は、役場の国民年金課窓口で「免除手続は毎年必要」という説明を受け、免除申請手続を2回行った記憶があると申し立てており、申立期間が2年度にわたっていることと一致している点など、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間についての国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和36年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月1日から37年1月1日まで

社会保険庁の記録では、A社C出張所における厚生年金保険の資格取得年月日は、昭和37年1月1日となっているが、同社へ入社した際に交付された辞令、在職証明書及び給与証明書によると、入社年月日は36年8月1日となっている。また、B健康保険組合においても同年8月1日が資格の取得日となっており納得できないため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及びB健康保険組合の記録により、申立人がA社C出張所に昭和36年8月1日から継続して勤務していたことが確認できる。

そして、事業主が、申立期間当時から厚生年金保険及び健康保険の資格取得に係る手続は同時に行っており、厚生年金保険料も控除していたとすることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年1月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時から厚生年金保険及び健康保険の資格取得に係る手続は同時に行っていたため、昭和36年8月1日に厚生年金保険の資格を取得した旨

の届出を社会保険事務所に対して行ったと考えられるとして、申立期間に係る保険料についても納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に2年間勤務していましたが、昭和42年4月を境に加入の切替えがあったことは知らなかった。当時の給料明細も保管しており、3月分も4月分と同じように厚生年金保険料が控除されている。当該期間については、厚生年金保険の被保険者であったと認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年2月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が既に倒産しており当時の代表者に連絡もつかないため確認できないが、昭和42年4月1日の厚生年金基金設立に伴う本社一括適用時に、A社B工場が全喪（解散）していること、事業主が全喪年月日を同年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年3月31日を全喪年月日（申立人の資格喪失日）として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の

告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA銀行B支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年6月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月12日から同年6月11日まで
社会保険事務所から当該期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。私は何度か転勤はしたが、切れ間無く勤務していたので、この期間を厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年6月11日にA社B支店からA社C支店に転勤）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年10月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月23日から同年7月1日まで
社会保険事務所から当該期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。私は何度も転勤はしたが、切れ間無く勤務していたので、この期間を厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務証明書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和44年7月1日にA社B支社からA社C支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年5月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年8月21日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和37年10月1日に訂正し、37年8月21日から同年10月1日までの標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係るこの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月1日から32年1月1日まで
② 昭和37年8月21日から同年10月1日まで

社会保険事務所に照会したところ、①昭和31年4月1日から同年12月30日までの期間及び②37年8月21日から同年9月30日までの期間が厚生年金保険未加入期間との回答を得た。

①の期間については、Bに勤務し、②の期間については、現在のA株式会社C営業所の前身である有限会社Dに勤務していたが、給料はA株式会社から支給されていたので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

②の申立期間については、A株式会社が保管する人事記録、事業主からの回答及び雇用保険の加入記録より、申立人は同社と平成11年2月16日まで継続して雇用関係にあり、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、②の申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、①の申立期間については、Bにおける申立人の資格取得日は申立期間の後である昭和32年1月14日であり、かつBが厚生年金保険適用事業所になった26年からBで被保険者資格を取得した全員について確認しても、申立人が32年1月14日以前に被保険者資格を取得したことをうかがわせる事情は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として①の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていると認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B。以下同じ。）における資格喪失日に係る記録を昭和37年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月31日から同年6月1日まで
社会保険事務所に照会したところ、昭和37年5月が年金未加入期間との回答を得たが、この期間は、株式会社Bに勤務していた期間であり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び在職証明書により、申立人が申立てに係る事業所に昭和30年11月1日から平成7年6月30日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録から3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和37年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所にこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

秋田厚生年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の（株）A社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和32年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年9月30日から同年10月1日まで
社会保険事務所の記録では、（株）A社に勤務した期間のうち、B支店からC支店に異動した際、被保険者期間に1日の空白が生じ、その結果、1か月の未加入期間が生じている。異動は、10月1日付けの発令であったと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

個人別人事記録カードにより、申立人が（株）A社に継続して勤務し（昭和32年10月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和31年10月の社会保険事務所の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、（株）A社では、資格喪失日の届出を32年10月1日としなければならなかったところ、同年9月30日と誤ったものと思料されるとの意見書を提出しており、社会保険事務所では、同社が誤って届け出た資格喪失日に基づき、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業所主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

秋田厚生年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の（株）A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和22年7月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年7月22日から同年10月10日まで

（株）A社に勤務した期間のうち、昭和22年7月22日から同年10月9日の期間が未加入とされている。

昭和22年4月にC支店に採用となり、同年7月にB支店に転勤となった。同年7月22日付けの資格喪失は転勤によるものと思われるが、資格取得日が同年10月10日となっているのは、事務処理上の誤りによるものと思われる。

第3 委員会の判断の理由

人事記録表により、申立人が（株）A社に継続して勤務し（昭和22年7月22日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年4月の社会保険事務所の記録から500円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付したか否かについては、（株）A社では事務失念等の事由により資格喪失と取得の時期がずれたのではないかと思料されるとの意見書を提出しており、社会保険事務所では、同社が届け出た資格喪失月日及び資格取得月日に基づき、申立人に係る同年7月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA（株）における、申立期間①の資格喪失日に係る記録を昭和48年4月1日に、申立期間②の資格取得日に係る記録を同年12月7日に、申立期間③の資格喪失日に係る記録を51年4月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を6万4,000円、申立期間②の標準報酬月額を7万6,000円、申立期間③の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和48年12月7日から49年1月6日まで
③ 昭和51年3月26日から同年4月1日まで

昭和47年11月から52年3月まで毎年、A（株）に出稼ぎに行ったが、厚生年金保険の加入記録は、私が当時の勤務状況や保険料の控除期間などを記していた日記の記録と相違しているので、保険料が控除されていた期間は厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

日記の記録（勤務状況及び各月の給与から控除された社会保険料の金額を克明に記録）により、申立人がA（株）に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、申立期間①を6万4,000円、申立期間②を7万6,000円、申立期間③を10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①については、確認できる関連資料及び周辺事情は無

いものの、事業主が資格喪失日を昭和 48 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。申立期間②及び③については、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所が既に全喪しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、申立期間②及び③については、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者記録の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

茨城厚生年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 5 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を 51 年 6 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、12 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 51 年 1 月から同年 5 月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 31 日から同年 7 月 1 日まで

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、A 社における厚生年金保険の加入期間は、昭和 51 年 1 月 31 日に資格喪失となっているが、退職したのは同年 6 月末であったはずである。雇用保険被保険者離職票では、離職年月日は同年 6 月 30 日となっているとともに、給与からの保険料の控除が分かる同社の給与明細書を持っているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者離職票により、申立人が申立てに係る事業所に昭和 51 年 6 月 30 日まで勤務したことが確認でき、給与明細書及び源泉徴収票により、申立人が同年 1 月分から同年 6 月分までの給与において、厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。加えて、申立人の当該事業所における資格取得日は 48 年 11 月 21 日であるが、同年 11 月分の給与明細においては厚生年金保険料が控除されていないことから、当該事業所の保険料控除は翌月控除方式であり、申立期間のうち、51 年 1 月から同年 5 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち昭和 51 年 1 月から同年 5 月までの標準報酬月額については、50 年 12 月の社会保険事務所の記録から、12 万 6,000 円とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 51 年 1 月から同年 5 月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は昭和 51 年 6 月 30 日に全喪しており、事業主確認もできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金 事案 11

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 株式会社 B 支店における資格取得日に係る記録を昭和 39 年 5 月 8 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 2 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 8 日から同年 7 月 1 日まで
社会保険事務所の記録では、昭和 39 年 5 月 8 日に株式会社 C (旧 A 株式会社) で資格喪失、同年 7 月 1 日に A 株式会社 B 支店で資格取得とされているが、同年 5 月 8 日に同じ会社内で転勤したもので、退職等はしていない。38 年 4 月に入社以来、平成 10 年 9 月まで継続して勤務していたので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

人事記録により、申立人が A 株式会社に継続して勤務し (昭和 39 年 5 月 8 日に A 株式会社本社 D 地区事業所から同社 B 支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A 株式会社における社会保険事務所の記録から、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤ったとしていることから、事業主が昭和 39 年 7 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月分及び同年 6 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業部における資格取得日に係る記録を昭和43年4月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月17日から同年5月1日まで

社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の被保険者期間が昭和43年4月の1か月空白となっているが、同年3月16日から平成19年6月12日までA株式会社に継続勤務しているため、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録により、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和43年4月17日にA株式会社本社から同社B事業部に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B事業部に係る社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、事業主が昭和43年5月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和43年4月分の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から同年5月2日まで

昭和41年4月1日にA社に入社し、退職まで継続して勤務していた。事実、健康保険組合への加入も入社日と同日となっている。しかし、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年5月2日となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び健康保険組合の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和41年4月1日にA社に入社）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和41年5月のA社B支店における社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「昭和41年4月1日付けでA社研修所において1か月間の研修を受講させた上で、同年5月2日付けで各支店に配属している。社会保険関係の各種届出は各支店から入社日にさかのぼって届け出るように指示している。」としているが、同社B支店が昭和41年4月1日を申立人の資格取得日として届け出たことを確認できる関連資料、周辺事情は無く、また、B支店への配属日である同年5月2日は、社会保険事務所では知り得ない日付であることから、同支店が41年5月2日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は

申立人に係る同年4月分の保険料の納入告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 63

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和22年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月1日から23年1月1日まで
社会保険庁の記録では、A社における厚生年金保険の加入期間は昭和23年1月1日に資格取得となっているが、22年5月1日から勤務しているため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書及び退職給与等支払明細書により、申立人が申立てに係る事業所に昭和22年5月1日から継続して勤務し(昭和22年5月1日にA社に入社)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和23年1月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

東京厚生年金 事案 64

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和35年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得し、37年3月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月1日から37年3月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社に勤務した記録が無いとの回答をもらった。申立期間について、勤務していたことは確かなので被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保有するA社の被保険者名簿において、申立人と同一姓名（ただし、生年が1年相違。以下「B氏」という。）の者が昭和36年1月1日に厚生年金保険に加入していることが確認できる。しかし、B氏の厚生年金保険の記録は、昭和35年10月1日に当該事業所において資格を取得しているC氏（B氏と姓は同じだが、名は相違。生年月日はB氏と同じ。）と二重に資格を取得したとしてC氏に統合されている。なお、申立人は、申立期間において申立人と同一の姓の者はいなかったと証言している。

また、社会保険事務所における調査結果においても、C氏は申立人と同一人物である可能性が高い旨の回答があるとともに、C氏の厚生年金保険の記録は65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことから、C氏の記録は申立人に係るものであると推認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和35年10月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び37年3月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、社会保険事務所のC氏の被保険者名簿より、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は1万とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合本部における資格喪失日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月3日から同年4月1日まで

私は、昭和35年3月3日、A組合に賃金雇用され、同年4月1日、正規職員となった。

同組合では、正規職員となった最初の一年間は、国家公務員共済組合法の適用を除外され、厚生年金保険に加入する取扱いが行われていたが、厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間において、私は継続して勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

辞令書及び人事記録により、申立人がA組合に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年2月のA組合における社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「現在、パート等として雇用している厚生年金保険被保険者の保険料を毎月納付していること等から総合して判断すると、当時も厚生年金保険料を納付していたと思われる。」と主張するが、これらの理由からは保険料納付を認めることはできず、また、同組合は、当時、正式採用後の最初の一年間

は共済年金ではなく、厚生年金保険に加入する取扱いが行われていたと説明していることから、事業主が、申立人が非常勤職員（有期雇用）として雇用された昭和 35 年 3 月 3 日から 1 年後の 36 年 3 月 3 日を A 組合員資格の取得日と誤り、厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続を行ったものと推認され、また、このような事情を知り得ない社会保険事務所が事業主により同年 4 月 1 日に喪失届があったにもかかわらず、3 月 3 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 36 年 3 月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 66

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和51年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月30日から同年10月1日まで
社会保険庁の記録ではA社B工場から本社に転勤した時期の昭和51年9月分の厚生年金保険料の加入記録が無いとの回答をもらった。
A社には昭和49年1月24日に入社し、平成4年2月24日まで継続勤務していたので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び人事記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和51年10月1日に同社B工場から本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、昭和51年8月のA社B工場に係る社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年10月1日と届け出たにも係らず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主はこれを履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和54年6月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月29日から同年7月1日まで

昭和54年6月29日から同年7月1日までの期間について、厚生年金保険の空白期間が1か月生じているが、保険料控除の事実が確認できる在職期間中の賃金明細書があるので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

賃金明細書、人事記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和54年6月29日に同社から同社B支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年5月及び同年7月の社会保険事務所の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険被保険者資格確認通知書における資格取得年月日の記載を誤ったことを事業主が認めていることから、事業主が誤って昭和54年7月1日を資格取得日として届けた結果、社会保険事務所が申立人に係る同年6月分の保険料の納入告知を事業主に行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

新潟厚生年金 事案 6

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 株式会社における資格取得日に係る記録を昭和 62 年 1 月 19 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 9 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月 19 日から同年 2 月 2 日まで

申立期間は A 株式会社に勤務していたのは間違いなく、雇用保険受給資格者証の資格取得年月日欄にも昭和 62 年 1 月 19 日と記載されている。

また、厚生年金保険料を控除されているのが 37 回あり、昭和 62 年 1 月についても加入しているのは間違いないので申立期間について厚生年金被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の厚生年金保険加入期間調査回答書、雇用保険の被保険者資格取得届出確認照会回答書及び給与明細により、申立人は、申立てに係る事業所に昭和 62 年 1 月 19 日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給与明細及び昭和 62 年 2 月の社会保険事務所の記録から 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務については、事業主は、申立人の厚生年金保険の資格取得日を誤って昭和 62 年 2 月 2 日として届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

新潟厚生年金 事案 7

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 工場における資格喪失日に係る記録を平成 11 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 50 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 12 月 16 日から平成 11 年 3 月 31 日まで A 社に勤務し、平成 11 年 4 月 1 日付けで C 社に転勤した。

平成 11 年 3 月分の保険料も給与から控除されており、厚生年金保険の加入期間に空白は無いはずである。

第 3 委員会の判断の理由

事業主から提出された^{てんまつ}顛末書及び雇用保険の記録により、申立人は、A 社及び C 社に、昭和 60 年 12 月 16 日から平成 19 年 1 月 16 日まで継続して勤務し（平成 11 年 4 月 1 日に A 社 B 工場から C 社へ転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該月の前後の標準報酬月額がいずれも 50 万円であることから、50 万円とすることが妥当である。

なお、事業主は申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届に誤った資格喪失日（平成 11 年 3 月 31 日）を記載したことを認めている。したがって、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した

場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長野厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和46年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月30日から同年5月1日まで

C社の系列店であったA社B店から同じ系列店のD社E店への転勤に際して厚生年金保険の被保険者期間が1か月間空白になっている。同じC社の系列店から系列店への転勤であって雇用は継続しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録、厚生年金基金及び雇用保険の記録により、申立人がC社系列のグループ会社に継続して勤務し（昭和46年5月に同社系列のA社B店からD社E店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B店に係る社会保険事務所の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社は、資格喪失日について、昭和46年5月1日として届け出るべきところを同年4月30日として届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長野厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA共済組合（現在は、B共済組合、以下同じ。）における資格取得日に係る記録を昭和29年6月1日に、資格喪失日に係る記録を31年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、29年6月から同年9月までは3,000円、同年10月から30年9月までは4,000円、同年10月から31年5月までは5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から31年6月1日まで

昭和29年3月からC協同組合に勤務し、同年6月1日にA共済組合に異動した。A共済組合は、D共済組合と改称後、E共済組合に編入されたが、32年4月まで継続して勤務しており、厚生年金保険に空白期間があるのは納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A共済組合は、昭和31年3月にD共済組合に改称後、同年6月にE共済組合に編入され、現在は、B共済組合となっている。B共済組合は、「当時、C協同組合とA共済組合は同一人が組合長を兼務していて、協同組合から共済組合への人事異動が行われていた。」と説明しており、また、申立人の元同僚の証言により、申立人が、29年6月1日にC協同組合からA共済組合に異動した後も継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、昭和29年6月から同年9月までは3,000円、同年10月から30年9月までは4,000円、同年10月から31年5月までは5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われていないと考えられる。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年6月から31年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案 4

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 31 年 7 月から同年 9 月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は 31 年 7 月 9 日に申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格の取得、及び同年 10 月 30 日に厚生年金保険被保険者の資格の喪失の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 31 年 7 月から同年 9 月までの標準報酬月額は 9,000 円とすることが妥当である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年ごろから 31 年ごろまで

具体的な期間を記憶していないが、申立期間の 4 年間で短期間、A 社に異なる生年月日を申告して勤務していた。勤務していたことは間違いないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 31 年 7 月 9 日から同年 10 月 29 日までについては、基礎年金番号に未統合の申立人と同姓同名で生年月日の異なる厚生年金保険被保険者記録が、調査の過程で確認されている。

社会保険庁の調査において、全国で申立人と同姓同名かつ同性で、上記の新たに確認された者と同一の生年月日の者の記録は、ほかに確認されていない。

また、A 社では年齢のランクにより給料の額が異なる制度があったため、異なる生年月日を申告したとする申立人の主張は具体的であり、その内容に不合理な点は見られない。

これらのことから、昭和 31 年 7 月 9 日から同年 10 月 29 日までについては、申立人が A 社に勤務し、同期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、昭和 27 年ごろから 31 年 7 月 8 日までの期間については、申立期間

としているものの、同期間中に短期間、A社に勤務していたとする主旨であるとしており、かつ、申立人の申立内容も曖昧であり、厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、被保険者資格を取得していたものと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和31年7月9日に被保険者資格を取得し、同年10月30日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和31年7月から同年9月までの標準報酬月額については、A社の被保険者名簿において、被保険者資格取得時の標準報酬月額が9,000円であることが確認できることから、9,000円とすることが妥当である。

愛知厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月12日に、また、同社B工場における資格取得日に係る記録を38年4月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年3月28日から同年8月1日まで

昭和38年4月12日付けで本社からB工場に転勤になったが、年金記録を確認したところ、同年3月28日に本社において資格喪失、同年8月1日にB工場において資格取得となっている。1日の空白も無く退職まで継続して勤務しているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和38年4月12日にA社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、転勤前後の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしており、また、社会保険事務所が保管する被保険者名簿によると、A社本社における資格喪失日が昭和38年3月28日、同社B工場における資格取得日が同年8月1日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年3月分から7月分の保

険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を平成2年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険加入記録を照会したところ、申立てに係る事業所における資格喪失日が平成2年3月31日となっていたが、昭和62年4月1日から平成2年3月31日まで勤務していたので、資格喪失日は、2年4月1日であるはずであり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書、雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）及び雇用保険受給資格者証により、申立人が申立てに係る事業所に平成2年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成元年12月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成2年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成2年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

静岡厚生年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を昭和32年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月24日から同年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険加入記録を照会したところ、親会社から子会社に出向した際に、厚生年金保険加入記録に空白があることが判明した。当時は月末まで仕事の整理をしていたことは確かであり、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

事業主の証言及び同僚の厚生年金保険の加入記録から、申立人が申立てに係る事業所に昭和32年5月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和32年2月の社会保険事務所の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

三重厚生年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年3月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月10日から同年4月1日まで

昭和47年3月1日から57年3月10日までB社、57年3月10日から同年12月1日までA社の厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、B社での喪失が57年3月10日に、A社での加入が同年4月1日になっており、欠落期間があることが判明した。この二つの会社は系列事業所であり、転勤という理解をしている。57年2月から同年5月の給与明細を添付するので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、厚生年金基金加入員台帳、給与台帳及び当時の人事通達により、申立人がB社に継続して勤務し（昭和57年3月10日付けでA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び昭和57年4月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金基金及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、

当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 57 年 3 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月31日から同年6月1日まで
昭和47年4月1日にA社に入社して以来現在まで継続して勤務している。しかし、社会保険庁の記録では、転勤に伴い厚生年金保険加入期間に1日の空白期間がある。継続して勤務しているのであるから、空白期間を加入期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に継続して勤務し（昭和58年6月1日にA社B事務所から同社C事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは、昭和58年5月分及び同年6月分の給与支給明細書、A社の人事記録、賃金台帳及び雇用保険の記録により認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和58年5月の社会保険事務所の記録から24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管している健康保険・厚生年金被保険者資格喪失確認通知書に資格喪失年月日が昭和58年5月31日と記載されていることから、社会保険事務所は事業主に対し、申立人に係る同年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主も同年5月分の保険料を納付していないとしていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格得喪に係る記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和26年3月25日）及び資格取得日（昭和27年1月5日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年3月25日から27年1月5日まで

私は、A社に昭和25年4月25日に入社し、28年12月10日まで勤務していた。昭和26年3月25日から27年1月5日までB支店へ転勤した。社会保険事務所の記録ではB支店勤務の記録が抜けている。継続して勤務していたので被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の家族の証言により、申立人が、申立期間を含む昭和25年3月25日から28年12月10日まで、A社に継続して勤務していたことが推認できる。

加えて、申立人と同期入社の者を含め、申立人が申立期間にB支店で一緒に勤務していたとする者については、本社において厚生年金保険に継続加入していた記録が確認できること、申立人が申立期間の前後を通じて給与支給額に変化がなかったと記憶していること等から、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年3月25日の資格喪失時の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立人が申立期間にA社B支店へ転勤していたことは社会保険事務所が知り得ない情報であることから、事業主が昭和26年3月25日を資格喪失日、27年1月5日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立

人に係る26年3月から同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず、
(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月21日から38年1月25日まで

私は、昭和37年10月21日付けで、A社C支店から同社B支店に転勤したが、社会保険庁の記録では、37年10月から38年1月までの3か月間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

しかし、私は、昭和34年3月2日から平成10年4月1日まで、転勤はあってもA社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社B支店への転勤を命じる辞令及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

滋賀厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和38年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月1日から同年6月1日まで

社会保険庁の記録では、昭和38年5月1日にA社B工場において資格喪失し、同年6月1日に同社本社において資格取得となっているが、同年5月から給料計算事務が本社に移管しただけであり、勤務場所はB工場のままである。

私は、昭和36年4月1日から平成5年3月21日まで、A社に連続して勤務しており、同社の証明書もあるので、被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の在籍期間に係るA社の証明書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、A社本社における社会保険事務所の記録から、3万6,000円にすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

滋賀厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和31年10月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月30日から同年10月15日まで
社会保険庁の記録では、A社B工場で昭和31年9月30日に資格喪失し、同社C工場で同年10月15日に資格取得となっている。
同じ会社のB工場からC工場に転勤しただけなのに、昭和31年9月が厚生年金保険の未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場における社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったことは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店C出張所における資格取得日に係る記録を昭和25年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月31日から同年10月1日まで

私は、A社（入社当時の社名、昭和47年にD社に合併）に昭和23年3月17日から平成2年4月30日まで勤務していた。しかし、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間について未加入となっていた。当時、E支店からB支店C出張所へ異動した時期であり、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職期間証明書及び人事記録並びに雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和25年5月31日に同社E支店から同社B支店C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B支店C出張所に係る社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険庁に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

京都厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和52年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月21日から同年2月13日まで

私は、昭和51年9月5日から52年5月19日まで、A社B店（現在は無い。）にて、パートをしていた。当初は臨時雇用であり厚生年金保険に加入していなかったが、途中で厚生年金保険に加入する旨、会社から通知され、以前から所有していた厚生年金保険の年金証書を渡した。給与明細もすべて保管しており、それによれば、52年2月から同年5月までの4か月間、厚生年金保険料を控除されている。しかし、社会保険庁に保管されている厚生年金保険の記録には、52年2月14日から同年5月19日の3か月間のみが被保険者期間となっていた。A社では、給料等は毎月20日締め、27日支払いであることから、私は52年1月21日に資格取得し、同年2月の給与から同年1月分の保険料を控除されたのではないかと思われるので、52年1月も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書により、申立人が申立てに係る事業所に昭和51年9月5日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしており、また、事業主が保存している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が社会保険事務所の記録と同じ昭和52年2月14日であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和59年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和59年7月から同年9月までA社に勤務しており、このうち、同年8月及び同年9月分の給与から厚生年金保険料が差し引かれていたが、社会保険事務所の記録では、同年9月について被保険者記録が無い。しかし、私が保管する59年8月及び同年9月分の給与明細では厚生年金保険料が控除されていることから、被保険者記録について調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書の記載から、申立人がA社に昭和59年7月5日から同年9月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和59年8月の社会保険事務所の被保険者名簿の記録及び同年9月分の給与明細書から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所の納入告知書により保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を昭和59年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険

料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

奈良厚生年金 事案 8

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 支店における資格取得日に係る記録を昭和 49 年 7 月 24 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については 9 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月 24 日から同年 8 月 1 日まで

昭和 49 年 7 月 24 日に A 社 B 支店に転勤したが、年金記録を確認したところ、同年 7 月 24 日に同社 C 支店において資格喪失、同年 8 月 1 日に同社 B 支店において資格取得となっている。入社以来継続して勤務しているので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

在籍証明書、職員履歴簿、健康保険資格証明書、雇用保険の記録により、申立人が A 社に継続して勤務し（昭和 49 年 7 月 24 日に同社 C 支店から同社 B 支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A 社 B 支店に係る社会保険事務所の記録から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張するが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無く、A 社 C 支店の資格喪失日及び B 支店の資格取得日が、事業主でなければ把握できない転勤日及び係の配属日で届出されており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 49 年 7 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

奈良厚生年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年5月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月29日から同年6月4日まで

昭和48年5月29日にA社B支店に転勤したが、年金記録を確認したところ、同年5月29日に同社C支店において資格喪失、同年6月4日に同社B支店において資格取得となっている。入社以来継続して勤務しているので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

職員履歴簿、雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年5月29日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したと主張するが、これを確認できる関連資料、周辺事情は無く、A社C支店の資格喪失日及びB支店の資格取得日が、事業主でなければ把握できない転勤日及び係の配属日で届出されており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主はこれを履行していないと認められる。

岡山厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和 43 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 1 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日

昭和 43 年 4 月 1 日にA社B支店から本社に転勤し、同社に継続雇用されていたが、厚生年金保険の加入記録ではB支店の資格喪失日が同年 3 月 31 日になっている。退職しておらず、同じ会社内の転勤なので、厚生年金加入期間が継続していないのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書及び辞令並びに雇用保険加入記録から、申立人がA社に継続して勤務し(昭和 43 年 4 月 1 日にA社B支店から本社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 43 年 3 月の社会保険事務所の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 43 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岡山厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和45年1月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月21日から同年6月21日

昭和42年2月21日から47年3月21日までA社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に確認したところ、本社からC支店への転勤時に加入期間に空白が生じているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

職員名簿及び雇用保険の加入記録から、申立人がA社に継続して勤務し(昭和45年1月19日に本社からC支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年1月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、被保険者原票の進達記録を見ると、資格取得届の処理日が昭和45年7月31日となっており、事業主の過失により資格取得届が遅れて届け出られたと推認され、その結果、社会保険事務所は申立期間に係る保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社本社における資格喪失日及び同社B事業部における資格取得日に係る記録を昭和40年1月10日に訂正し、40年1月10日から41年3月1日までの標準報酬月額を、40年1月から同年4月までは3万6,000円、同年5月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から41年2月までは4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月15日から41年3月1日まで

昭和32年10月にA株式会社(本社)に入社後、39年ごろに、本社の配属のままC支店(現在は、B事業部)で出張手当をもらいながら勤務していた。約1年後、正式にC支店の配属となり、42年4月30日まで勤めた。

A株式会社で10年の勤続表彰を受けており、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者資格取得届出確認照会回答書により、申立人が申立てに係る事業所に継続し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和40年1月10日から41年3月1日までの標準報酬月額については、A株式会社における社会保険事務所の記録から、40年1月から同年4月までは3万6,000円、同年5月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から41年2月までは4万2,000円とすることが妥当であ

る。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は適正な届出を行ったと思われるとして、申立期間に係る保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これらを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

香川厚生年金 事案 8

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を平成 2 年 3 月 1 日に、資格喪失日に係る記録を同年 8 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月から同年 7 月

平成 19 年 8 月 7 日付けで、平成 2 年 2 月から同年 7 月までの厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

A 社の常務取締役も正社員として勤務していたことを証言しているし、当時の給与明細等はないが、給与から厚生年金保険料が控除されていた覚えがあるため、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めて欲しい。

第 3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A 社常務取締役の証言及び同時期に入社した同僚の給与明細、厚生年金保険の記録から、申立人が申立てに係る事業所に平成 2 年 3 月 1 日から同年 7 月 31 日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A 社常務取締役の証言及び同僚の厚生年金保険の記録から 16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人と同時期に入社したが、資格取得処理が申立人の退職日より後に行われている同僚が 2 名いる上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その

結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格取得日に係る記録を昭和45年7月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月 20 日から同年 8 月 1 日まで

A病院の厚生年金保険の加入期間について確認したところ、昭和 45 年 7 月 20 日から同年 7 月 31 日までの期間について、厚生年金保険に加入していない旨の回答をもらった。

給与明細書は無いが、在職証明書のとおり昭和 45 年 7 月 20 日から勤めていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和45年分所得税源泉徴収簿、給与計算書及び在職証明書により、申立人がA病院に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和45年8月の社会保険事務所の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年7月分

の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

高知厚生年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月30日から同年7月1日まで

私は、A社に平成15年2月1日に入社し、15年6月30日まで勤務しており、同年6月分の給与においても、厚生年金保険料が当月控除されているにもかかわらず、同年6月が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に平成15年6月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成15年6月分の給与明細書及びA社における社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管していた、厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日が平成15年6月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る15年6月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、昭和26年4月から同年9月までの厚生年金保険料を、事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が昭和26年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立事業所における資格取得日に係る記録を26年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正する必要がある。

なお、昭和26年4月から同年7月までの標準報酬月額を1万3,000円、同年8月から9月までの標準報酬月額を1万5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月ごろから25年ごろまで

昭和24年から25年ごろに勤めていたA社における厚生年金保険加入期間について平成19年7月13日に社会保険事務所へ照会したところ、加入していた事実が無いとの回答を受けた。

同社に勤めていたことは間違いなく、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の健康保険・厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和26年4月1日に被保険者資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に行ったことが確認できる。

一方、申立人は、被保険者であった期間を昭和24年4月ごろから25年（月は不明）ごろまでと申し立てており、同名簿の記載と食い違いがみられる。しかし、勤務期間に対する申立人の記憶は明確ではなく、かつ、申立期間には、見習であった期間が含まれていた旨を説明している。

さらに、健康保険・厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名の被保険者は見当たらず、かつ、健康保険番号は、申立期間より以前の昭和23年

7月から申立人が資格を喪失する26年10月1日まで切れ目無く付与されており、この間に申立人に別番号が付与されたことをうかがわせる状況はみられない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間とは異なるものの、申立人が昭和26年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、かつ、同年10月1日に資格を喪失した旨を社会保険事務所に届け出たことが認められる。

なお、健康保険・厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和26年4月から同年7月までの標準報酬月額を1万3,000円、同年8月から9月までの標準報酬月額を1万5,000円とすることが妥当である。

福岡厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA(株)本社における資格取得日の記録を昭和34年3月1日に、同社本社における資格喪失日の記録を45年9月1日に訂正し、申立期間のうち、34年3月から35年10月の標準報酬月額を1万4,000円、45年8月の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①については明らかでない認められる。また、申立期間②については履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月1日から35年11月1日まで
② 昭和45年8月31日から同年9月1日まで

平成19年5月29日、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、昭和34年3月から35年10月までの期間については加入記録が無いとの回答であった。

私は、昭和34年2月にB社を退職し、同年3月1日付けでA(株)のC連絡所の職員に採用された後、数回転勤したものの、平成9年に退職するまでは、継続して同社の社員として勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間が未加入とされているが、私は、B社に在職時に社会保険事務を担当しており、A(株)において、社会保険に加入しないままにしていたとは考えられず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A(株)保管の辞令交付簿、人事記録、在職証明及び事業主の証言により、申立人が当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、人事記録及び当該事業所における同僚の社会保険事務所の記録等によ

り、昭和34年3月から35年10月までの標準報酬月額については、1万4,000円、45年8月の標準報酬月額については、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①、②について、事業主は申立人と同期入社の人については適正に資格を取得しており、申立どおりの手続を講じたと推定しているものの、本社移転の際に申立人の記録を紛失したとしており、申立期間①は、このほかを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、申立期間②は、厚生年金保険資格喪失届における資格喪失日が昭和45年8月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日と届出、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福岡厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を43年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月10日から同年10月1日まで
厚生年金保険の被保険者期間が昭和43年9月の1か月間欠落しているが、42年4月から48年12月までA社（現在は、B社）に事務職として勤務していたので、納得がいかない。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、及びB社から本人に通知された文書により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年10月1日に同社C支店から同社D事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の期間の社会保険事務所の記録により、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立どおりの届出は行っていないとしていることから、事業主は昭和43年9月10日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年3月から同年5月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA町立保育所における資格取得日に係る記録を平成13年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、平成13年3月の標準報酬月額については15万円、同年4月の標準報酬月額については17万円、同年5月の標準報酬月額については16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成13年3月から同年5月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年2月1日から同年6月30日まで

平成13年2月1日から同年6月30日までA町立保育所に勤務していたが、厚生年金保険加入記録を照会したところ、該当する記録が無いことが判明した。採用時に社会保険に加入させるという雇用条件を聞いていたが、実際には加入手続きがされておらず、その一方で申立期間のうち、13年3月分から同年5月分までの給与からは厚生年金保険料が控除されている。加入資格があるのに厚生年金保険料の控除が行われていなかった13年2月及び同年6月も含め、申立期間を被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

A町（現在は、B市）発行の雇用期間証明書及び雇用保険の記録並びに、申立人提出の給与明細書及び平成13年分給与所得源泉徴収票により、申立人がA町立保育所に平成13年2月1日から同年6月30日まで勤務し、同年3月から同年5月分に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。一方、同年2月及び同年6月分の保険料について、給与明細書から控除されていないことが認められる。

また、厚生年金保険料が控除された平成13年3月から同年5月までの標準報酬月額については、給与明細書から、13年3月の標準報酬月額は15万

円、同年4月の標準報酬月額が17万円、同年5月の標準報酬月額が16万円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は申立人に係る平成13年3月分から同年5月分までの保険料の納入告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和27年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年11月1日から同年12月1日まで

年金記録及び雇用保険記録によるとA社B事業所における資格喪失日が昭和27年11月1日、転勤先の同社C事業所における資格取得日が同年12月1日となっている。35年7月に退職するまでは、同社に引き続き勤務しており、また、申立期間に係る給与明細書から保険料控除が確認できるので、この期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間に係る給与明細書から、申立人がA社に継続して勤務し(昭和27年12月1日に同社B事業所から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書及び申立期間前後の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所が現存せず、当時の事情を知る事業主等の所在も不明であり、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行った

か否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

宮崎厚生年金 事案 6

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 10 月から 46 年 6 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格取得日に係る記録を昭和 45 年 10 月 23 日、資格喪失日に係る記録を 46 年 7 月 6 日に訂正し、45 年 10 月から 46 年 6 月までの標準報酬月額を 3 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和 45 年 10 月から 46 年 6 月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 17 日から 46 年 7 月 12 日まで

私は、45 年 6 月、当時勤めていた県外 of 会社を退職して帰郷した。間もなく、たまたま自宅に父と同級生だった A 社の社長が来て、その際自分の会社で働かないかと誘われたため、すぐに同社に入社した。

A 社には、次の会社に転職する直前まで在籍して厚生年金保険に加入していたはずなのに、国民年金の未納期間となっているのは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

事業所及び同僚の証言並びに飲酒運転検挙に協力した際の警察署長の感謝状及び新聞記事により、申立期間の一部については、申立てに係る事業所に勤務していたことが認められる。また、同僚の証言及び加入記録並びに申立人の住所変更の履歴から、当該事業所に勤務していた期間は、昭和 45 年 10 月 23 日から 46 年 7 月 6 日までの期間と推定される。さらに、旅客自動車運送事業運輸規則により当該事業所の運転手は常勤として雇用され、常勤の者からは厚生年金保険料を控除していたという事業所の証言及び同僚の厚生年金加入状況から、申立期間のうち、昭和 45 年 10 月から 46 年 6

月までの厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和45年10月から46年6月までの標準報酬月額については、当該事業所において、申立人と同時期に入社し、厚生年金保険の資格を取得した同僚の標準報酬月額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、昭和45年10月前後の時期の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年10月から46年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち昭和45年6月から同年9月までの厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、認めることはできない。

北海道国民年金 事案 97

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年11月までの期間、37年5月から同年6月までの期間及び37年11月から38年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から同年11月まで
② 昭和37年5月から同年6月まで
③ 昭和37年11月から38年3月まで

申立期間について、国民年金保険料の納付記録を確認したところ被保険者台帳等がなく納付事実が確認出来なかった旨の回答をもらった。

当時、農業を営む両親と同居しており、父親がA町役場で家族全員の国民年金加入の手続を行っている。保険料の納付についても父親が家族5人分を役場に出向いて一括して納めていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付について関与しておらず、その父親も既に死亡しているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が保存していた国民年金手帳の昭和36年度及び37年度の国民年金印紙検認記録の頁には保険料納付済みを証する検認印は押印されておらず、申立人の父親が家族5人分の保険料を納付していたと主張するところ、申立人の両親については国民年金に加入していなかったことから、申立内容に不合理な点が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 98

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和36年8月に市の出張所に婚姻を届け出た際に、夫婦で国民年金の加入の届出も行き、同年4月にさかのぼり国民年金の加入資格を得た。保険料は、妻が自分の保険料と一緒にA市の集金人に対し自宅で支払っていた。

申立期間について、保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されたのは昭和39年4月以降とみられるが、当該時点では、すでに申立期間の一部が時効により納付できない期間であり、ほかに申立期間について、別の手帳記号番号が払い出されていた状況もみられない。

また、申立人が最初の国民年金手帳が送付されてきたとするA市の封筒に記載されている担当部名は、申立人が加入手続をしたとする当時は市に存在せず、昭和38年4月に設置されたものであり、申立人の主張に不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 99

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和36年8月に市の出張所に婚姻を届け出た際に、夫婦で国民年金の加入の届出も行い、同年4月にさかのぼり国民年金の加入資格を得た。保険料の支払いは、私が夫の保険料と一緒に札幌市の集金人に対し自宅で支払っていた。

申立期間について、保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されたのは昭和39年4月以降とみられるが、当該時点では、すでに申立期間の一部が時効により納付できない期間であり、ほかに申立期間について、別の手帳記号番号が払い出されていた状況もみられない。

また、申立人が最初の国民年金手帳が送付されてきたとするA市の封筒に記載されている担当部名は、申立人が加入手続をしたとする当時は市に存在せず、昭和38年4月に設置されたものであり、申立人の主張に不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 100

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から平成元年 3 月まで
母親が私の保険料と一緒に納付していたと記憶している。申立期間は両親に未納は無く、私の分だけを納付しないとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況や納付状況等が不明であり、申立期間当時、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親から聴取しても、納付状況が明確では無い上、申立人が 20 歳になった時に、国民年金の加入手続は行っていないと述べている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から4年3月まで

申立期間における国民年金保険料の納付記録について照会したところ、同期間における国民年金保険料が未納であるとの回答をもらった。

平成7年3月にA市に転居し、国民年金の届出をした際に、過去の保険料の未納分を調べてもらったところ、申立期間を含む未納分については納付できると言われたので、30万円くらいと高額だったが、婚姻届提出後に市役所の窓口で一括して支払った。

当時の領収書は保管していないが、申立期間について納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認できる平成7年5月の時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、この時期は特例納付できる時期でもなかった。

また、申立人は、市役所において未納分の国民年金保険料を納付したと述べているが、市役所では過年度分の保険料は納付できないことから、申立内容に不合理な点が認められる。

さらに、申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金の保険料は、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

私は、昭和36年4月にA町役場へ行き、国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。42年4月だと思いが、役場に納付に行った時に、軍人恩給と国民年金は併給できないと言われたため納付をやめている。国民年金手帳が無いので分からないが、社会保険庁からの回答によると一度は年金番号が付されており、納付になっているはずである。申立期間について、納付事実を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和42年6月以降と推認される。また、申立人は、恩給の遺族扶助料を受給していたため、申立期間は国民年金の任意加入の対象となる期間となり、制度上、さかのぼって加入することができないため、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で申立期間のうち、大部分の期間の国民年金保険料を納付することができず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は取消しされているが、当該手帳記号番号で申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告等)は無く、申立人に聴取しても申立期間当時の加入状況の記憶は具体的でなく、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 103

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から50年3月まで

申立期間中は、住民登録はA市のまま首都圏の大学に在学しており、昭和50年3月にA市に帰ってきた。その時に養母から、学生の間国民年金の保険料を納付していたということと、4月から自分で納めるよう言われたことを明確に憶えており、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の養母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。また、申立人は、自分自身で国民年金保険料を納付するようになった際に、養母から国民年金手帳をもらったかどうかについては、「よく覚えていない」と述べている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は任意加入の対象期間であることから、制度上、さかのぼって加入することはできず、保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 104

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

申立期間に係る国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所
に照会したところ、記録上確認できないと回答された。

しかし、昭和36年4月から42年9月までの分は父が納付し、42年10
月以降は妻が納付していたので、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していた事実を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大半は時効により納付できない期間であり、申立人が記憶している国民年金手帳の色は、申立期間当時使用されていたものと異なるものである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から49年3月まで

昭和44年4月、役場の国民年金担当者に国民年金の重要性を説明され、国民年金に加入することにした。保険料は収入役窓口で3か月ごとに1か月300円を現金で支払い、収入役からは領収書をもっていた記憶はあるが、現在、その領収書は無い。自分で国民年金の加入手続はしたことがなく、役場の担当者がしてくれていたものと思っていたが、年金手帳は受取っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の関係者を記憶しているが、その役場関係者はすでに死亡しており、また、当時その部下であった職員の申立人に係る記憶は不明であり、申立期間における国民年金の加入及び保険料の納付状況は確認できない。

また、昭和44年当時の国民年金保険料は月300円ではあったが、当時の保険料納付は、国民年金手帳に印紙を貼付し、検認を受ける方法である。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和51年2月であり、その記号番号が払い出された時点においては、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、44年4月から51年2月まで国民年金記号番号払出簿を調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

函館国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年5月から49年12月まで
昭和42年5月ごろに国民年金のことを知り、自分でA町役場へ行き加入手続し、毎月納付していた。次女の乳母車を押しながら役場へ行き、保険料を納付した記憶があり、時期も間違いない。ずっと役場に納付していたのに記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立によると、申立人は、昭和42年5月ごろA町役場へ行き、国民年金の加入手続をし、以降毎月納付していたとしている。

しかし、国民年金手帳記号番号払出簿の調査を行った結果、申立人が現在所持している国民年金手帳の記号番号は昭和50年2月28日に払い出されており、手帳の払出しから申立期間のほとんどは時効により保険料を納付できない期間に相当する。しかも、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、当時、国民年金手帳をもらった記憶はなく、A町役場で国民年金保険料を納付した際も手帳を持参したことはない、と述べているが、A町役場では昭和45年ごろまで国民年金手帳に印紙を貼付し検認を受ける方法が行われており、役場で国民年金手帳を預かって代行するという取扱いも行っていなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

函館国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から51年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から51年4月まで
昭和44年ごろ、A市で国民健康保険に加入した際、国民年金にも同時に加入させられ、保険料は、妻が自宅で集金人に納付していたはずである。
国民健康保険料等の未納は無かったはずであり、国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民健康保険と同時に国民年金に加入させられたと主張しているが、A市に確認したところ、申立期間当時、国民健康保険の加入者で国民年金に未加入の者が国民健康保険の窓口に来た場合は、国民年金の資格取得手続を行うよう案内はしていたが、国民健康保険と国民年金の加入を連動させてはいなかった。

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年10月30日にB町で払い出されたものであり、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、A市で別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとされる申立人の妻についても、申立期間は国民年金に未加入となっており、国民年金手帳記号番号は、昭和53年10月30日にB町で申立人と連番で払い出されており、それ以前に国民年金に加入していた状況はうかがわれなことから、53年に夫婦で同時に国民年金に加入したと考えるのが自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

函館国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から50年3月まで

A市の国民健康保険に加入手続をした時に、国民年金に加入させられた記憶がある。昭和46年7月から50年3月までの保険料は、郵便局やB銀行で納めていた。当時は夫が持っている国民年金手帳と同じ色の手帳を持っていたが、何度か移転している間に紛失した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所で国民健康保険に加入する際に、国民年金に加入したと述べているが、申立人が20歳当時の住民登録は親元のC町にあったことは公簿で確認ができ、A市に住民登録が無い者はA市の国民年金被保険者となることはできなかった。しかし、申立人は夫と同じ色の国民年金手帳を持っていたと述べていることから、昭和46年6月8日から申立人が厚生年金保険に加入した50年4月1日を含む50年6月7日までにおける国民年金手帳記号番号の払出しを調査したが、払い出された記録は見当たらなかった。また、A市の生年月日索引票や氏名を複数の読み方で検索したが該当する被保険者は見当たらなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から43年3月まで

私の実家は農家で国民年金保険料の納付を含めてすべての家計は几帳面な祖母が管理しており、同居親族（父母、祖母）が皆納付となっているのに、私だけが納付とされていないことに納得いかない。

当時、私は父と菓の行商で北海道へ行っており、実家へはお盆と正月、田植えと稲刈りの時期しか帰っていなかったため、保険料の納付については、祖母に任せていたが間違いなく納めている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを裏付ける領収書、家計簿等の関連資料を保有していない上、申立人は、申立期間当時、一年の大半を菓の行商に従事していたため、国民年金への加入手続及び年金保険料の納付を祖母に任せており、申立人は一切関与していない。

また、社会保険庁の国民年金保険料収納記録及び申立人が転居を繰り返した2市の納付記録では、申立期間については未納で記録が一致する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和43年11月であることが払出簿から確認でき、申立期間は過年度保険料となるが、祖母が社会保険事務所に過年度納付したことをうかがわせる関連資料等は見当たらない。

加えて、当時の同居親族である祖母、父及び母はすでに死亡しており、祖母が申立人の国民年金保険料を納付していたという申立人の主張を裏付けることができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年2月から50年3月まで

私は、申立期間当時、夜間の高校や専門学校に通学しながら仕事をし、給料から母に生活費を渡していた。母はその中から私の分の国民年金保険料を納付していたと思うので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金保険料を納付していたと主張するが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 11 月から 46 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月から 46 年 12 月まで

昭和 39 年 11 月に結婚して納税貯蓄組合に加入した。毎月三回、納税貯蓄組合の人に集金に来てもらい、その中から夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間、私だけが未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 55 年の時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を、納税貯蓄組合を通して納付したと主張しているが、昭和 47 年 4 月から 55 年 3 月までの分について、夫が現年度で納付しているのに対し、申立人は国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 55 年に過年度納付又は特例納付していることから、その主張に不合理な点が見受けられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を特例納付していないことは、納税貯蓄準備通帳からも確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から47年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から47年7月まで

昭和46年8月から47年7月までの国民年金保険料の納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

この期間の国民年金保険料については、A市(旧B町)からC市に転居し国民健康保険に加入するためC市役所に行ったとき、国民年金への加入を勧められたため国民年金被保険者資格を取得し納めてきた。納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録及び申立人が所持している年金手帳の国民年金被保険者資格取得年月日は昭和51年1月19日となっており、申立期間は未加入期間で納付ができない期間である。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、納付方法等についても曖昧である。

加えて、申立期間は、申立人の妻も未加入期間となっているほか、夫婦共に同一期間が未納となっている状況がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成元年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から平成元年11月まで

A市に住んでいた時はレストランに勤めていたが、社会保険の適用がなかったため、国民年金に加入し保険料を納めていた。B市に移ってからも事業所で働いたがやはり社会保険の適用が無かったため、国民年金に加入し保険料を納付していた。未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、厚生年金保険加入期間を除いて国民年金保険料を納付した実績が無い。

さらに、社会保険庁は、申立人に係る厚生年金保険と国民年金との継続性を確保する観点から、平成12年7月に申立期間を含む6期間を対象として記録整備を行い、国民年金の資格取得年月日及び喪失年月日を特定させている。

このことから、記録整備が実施される前、申立期間は、国民年金未加入期間であり、二つの市において納付書が発行されることは無く、また、納付催告状が送付されることも無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの期間及び50年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から49年3月まで
② 昭和50年4月から53年3月まで

社会保険事務所において、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和47年4月から49年3月までの期間及び50年4月から53年3月までの期間について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、当該期間については、妻の国民年金保険料と一緒に納めており、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は保険料の納付手続に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明であり、申立人の保険料を納付したこととされている妻に聴取しても、具体的な納付方法等に関する記憶が無く、保険料の納付状況は不明となっている。

さらに、市役所が保管している国民年金被保険者名簿、社会保険事務所が管理している国民年金被保険者台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人は、申立期間において、その住所地に居住が確認できない等の被保険者である不在被保険者として取り扱われていたことが記録されている。

加えて、申立期間以外にも計227か月の未納期間がある。

このほか、社会保険庁の記録において、氏名を複数の読み方で検索しても他の手帳記号番号は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていた

ことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 2 月から 52 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月から 52 年 4 月まで
父の記憶では、国民年金に任意加入していた母から、私が 20 歳になってからは私の分の保険料も一緒に納付していると聞いたことがあるとのことである。
母は、昭和 53 年 1 月に死亡したが、少なくとも 52 年 4 月に入院するまでは私の保険料も納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人の保険料を納付していたとされる申立人の母は既に死亡しており、当時、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が確認できない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは平成 3 年 4 月 3 日であり、申立期間当時、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 45 年 3 月まで

子供が生まれた後、夫（既に死亡）が私の国民年金保険料をさかのぼって納めてきたと言っていたので、昭和 37 年 8 月から 45 年 3 月までの期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、国民年金保険料の納付には関与しておらず、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人の保険料を納付したとされる夫は既に死亡しており、申立人自身は、遡^{そきゅう}及して納付したとされる期間や保険料の金額を承知しておらず、納付したことをうかがわせる周辺事情が確認できない。

さらに、遡^{そきゅう}及して納付できる特例納付は、昭和 45 年 7 月から 47 年 6 月まで実施されていたが、申立人の夫が保管していた夫婦の国民年金保険料の領収書の中には、申立人に係る 45 年度以降の現年度保険料の領収書は保管されていたものの、特例納付に係る保険料の領収書は見当たらなかった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和 42 年 10 月に結婚後、当時勤務していた事業所では、厚生年金保険に加入していないことが分かり、妻が、同年 11 月以降に国民年金の加入手続を A 区役所の出張所（名称不明）で行った。その際に、出張所の職員から、2 年分しかさかのぼって国民年金保険料を納められないと言われ、2 年分を納付し、市販の領収書とシールをたくさんもらった。

その後、妻が、出張所に行った際（加入手続から 1、2 か月後）に、以前に妻が厚生年金保険に加入し脱退手当金をもらったことも話したが、出張所の職員から、過去の 2 年分以外の期間について納付できると言われ、当該期間分の国民年金保険料を納付し、領収書をもらい、国民年金手帳には貼った。

また、昭和 43 年 4 月から 46 年 3 月までの分については、妻が、毎月ではないが、出張所に行き、国民年金保険料を納付し、シールをもらい台紙に貼っていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、特例納付、過年度納付及び現年度納付により、国民年金保険料を納付したと主張しているが、①国民年金保険料を納付したことを示す関連資料が無いこと、②申立人自身は、加入手続及び保険料の納付に関与していないこと、及び③申立人の妻から事情を聴取しても、納付時期や納付金額が明確では無いことから、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の妻は、昭和 42 年 11 月以降に、A 区役所の出張所において、過年度納付及び特例納付を行ったと主張しているが、①第 1 回目の特例納付の時期が 45 年 7 月から 47 年 6 月までの間であり、時期が相違していること、②過年度納付及び特例納付は、同区役所の出張所において納付することが、制度上、できないこととされていたこと等を勘案すると、申立期間について国民年金保険料を納付したとは認め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 46 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和 42 年 10 月に結婚後、当時夫が勤務していた事業所では、厚生年金保険に加入していないことが分かり、同年 11 月以降に国民年金の加入手続を A 区役所の出張所（名称不明）で行った。その際に、出張所の職員から、2 年分しかさかのぼって国民年金保険料を納められないと言われ、2 年分を納付し、市販の領収書とシールをたくさんもらった。

その後、出張所に行った際（加入手続から 1、2 か月後）に、以前に厚生年金保険に加入し脱退手当金をもらったことも話したが、出張所の職員から、過去の 2 年分以外の期間について納付できると言われ、当該期間分の国民年金保険料を納付し、領収書をもらい、国民年金手帳に貼った。

また、昭和 43 年 4 月から 46 年 3 月までの分については、毎月ではないが、出張所に行き、国民年金保険料を納付し、シールをもらい台紙に貼っていたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、特例納付、過年度納付及び現年度納付により、国民年金保険料を納付したと主張しているが、①国民年金保険料を納付したことを示す関連資料が無いこと、及び②申立人から事情を聴取しても、納付時期や納付金額が明確では無いことから、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和 42 年 11 月以降に、A 区役所の出張所において、過年度納付及び特例納付を行ったと主張しているが、①第 1 回目の特例納付の

時期が 45 年 7 月から 47 年 6 月までの間であり、時期が相違していること、
②過年度納付及び特例納付は、同区役所の出張所において納付することが、
制度上、できないこととされていたこと等を勘案すると、申立期間について
国民年金保険料を納付したとは認め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

山形国民年金 事案 57

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から43年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から43年1月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和42年8月にA市からB市に転入し、具体的な日は忘れたが、近くの公民館で行われた説明会に出向き、同市役所の職員から、「今まで納付できなかった期間が納付できる制度ができたので納付してはどうか」と勧められた。

納付した金額の記憶は無いが、これを納めると未納や未加入が無くなると思い、後日、郵便局で、数回に分けて納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、数回に分けて国民年金保険料を特例納付したと主張しているが、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料が無く、申立人から事情を聴取しても、納付時期や納付金額が明確では無い。

また、社会保険庁の記録では、申立期間について、未加入期間とされており、制度上、特例納付することができない。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間以前の昭和37年4月から10月までの7か月分の国民年金保険料について、特例納付（附則第18条）されていることが確認でき、これをもって、申立期間における国民年金保険料を納付したと認識している可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 58

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から9年3月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
しかし、申立期間の国民年金保険料は、私が夫の分と共に役場に毎月現金を持参して納付しており、夫の分が納付済みとされているにもかかわらず、私の分だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書(控)等)が無く、申立人から聴取しても国民年金の加入手続、保険料の納付状況等が明確では無い。

また、申立人は、夫婦同時に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人夫婦の保険料の納付状況を見ると、①申立期間直後の平成9年4月から同年12月までの9か月分の国民年金保険料について、申立人は、9年12月に6か月分、10年1月に3か月分の保険料を納付しているが、申立人の夫は、この期間中、保険料を毎月納付していることが確認できること、②申立人の夫は、申立期間のうち一部の期間については未納とされていることなど、申立人の主張と相違している。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料を毎月納付していたと主張しているが、7年3か月の長期にわたり、夫婦の一方の納付記録が漏れていることは、社会通念上、考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 63 年 3 月までの期間及び平成元年 4 月から 2 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から 63 年 3 月まで
② 平成元年 4 月から 2 年 3 月まで

昭和 61 年 4 月に結婚し、その際さかのぼって 2 年分は納められると聞き 2 年分を納めた。

その後は、自営業で夫が経理を担当しており、間違いなく夫婦の分を納付してきた。当時は新婚で、夫の保険料だけ納付して、私の分だけを納付しないことはあり得ない。

納付方法は、自営業をしていたので、毎日来てくれていた金融機関の人に納付書に現金を添えて渡していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す確定申告書、家計簿、預金通帳等の関連資料は無い。

また、申立人は、婚姻した昭和 61 年 4 月に国民年金の再加入手続を行ったとしているが、A 市が国民年金被保険者資格を確認するため申立人あてに送付した往復ハガキ（昭和 63 年 3 月 23 日付けの同市の受理印が押印）に記述された内容によれば、少なくとも 63 年 3 月時点において、申立人は国民年金の再加入手続を行っていないことが推認される。

さらに、申立人の主張には、次のとおり不合理である点が多くみられ、申立内容は信憑性^{しんぴよう}に欠ける。

- ① 申立人がさかのぼって一括納付したとする 2 年分の保険料額は、実際に当該期間の保険料を一括で納付した場合の金額とは相違する。
- ② 申立人は、さかのぼって一括納付したとする 2 年分の保険料を A 市

の国民年金の窓口で納付したとしているが、同市においては過年度保険料の収納は行っていなかった。

③ 申立人の夫は、自分自身と申立人の国民年金保険料を一緒に納付していたとしているが、納付期日が確認できる申立期間直後の平成2年度及び3年度においては、夫婦それぞれの納付期日が一致する月はなく、昭和63年度分の保険料については、夫は現年度内に納付を行っているが、申立人は平成2年6月から3年3月にかけて過年度納付していることが確認できる。

④ 申立人は、毎日集金に来ていた金融機関の担当者に納付書に現金を添えて渡していたとしているが、申立期間中に申立人の夫が経営する店を担当していた当該金融機関の職員から聴取したところ、国民年金保険料の納入を依頼された記憶は無い旨の回答であった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることができない。

福島国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から同年 6 月まで

国民年金手帳に、昭和 58 年 3 月 1 日に任意加入し同年 7 月 11 日に資格喪失したことが記載されており、その記載は A 支所の窓口の職員がしてくれた。任意加入の手続についてはよく覚えていないが、国民年金保険料は支所の窓口で納付したはずだ。納付の記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、かつ、申立人の国民年金加入手続、保険料納付及び申立期間の領収書に係る記憶は曖昧であることから、当時の状況が不明である。

また、国民年金手帳に記載されている任意加入の喪失日について、申立人は加入手続に行ったときに記載されたこと及び任意加入喪失の手続には行った記憶が無いと述べるなど、制度に合致しない主張をしており、申立内容に不自然な点が見られる。

さらに、申立人は、申立期間以外にも未納期間や未加入期間が複数存在し、国民年金制度に対する理解も必ずしも十分でなく、保険料の納付意識も低かったと思われる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年7月までの期間及び48年4月から49年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から47年7月まで
② 昭和48年4月から49年9月まで

昭和45年12月に結婚し、A市において48年に国民年金に加入したが、夫婦共に遅れることなく納付してきたと記憶している。

未納となっていた昭和45年から47年にかけての期間については、49年ごろにA市役所において相談をし、一括納付はできないことから、窓口の職員に「3年くらいかけて分割納付でよい」と言われたため、お金が準備でき次第、順次、市役所窓口へ持参した記憶がある。

出生補助金の申請時、国民年金に加入していないと手当が支給されないとと言われて納付した。夫婦で常に一緒に納付していたと記憶しており、申立期間が未加入及び未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、預金通帳、確定申告書等の関連資料は無い。

また、申立人の主張には、次のとおり不合理な点が多くみられ、申立内容は信憑性に欠ける。

- ① 申立人は、申立期間の保険料を、特例納付により3年くらいかけて分割で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期（昭和50年6月以降と推認）を前提とすると、申立人が納付を行っていたとする時期のほとんどは特例納付の実施期間ではない。
- ② 申立人は、申立期間の保険料をA市役所の窓口で納付したと主張し

ているが、A市役所及び市役所内に設置されていた金融機関の派出所においては、過年度保険料や特例納付の保険料の収納は行われていなかった。

- ③ 申立人が、その妻と併せて二人分の保険料として請求があったとする金額は、申立期間の保険料を実際に特例納付した場合の夫婦二人分の保険料額とは大きく相違している。
- ④ 申立人は、育児手当金の申請時に、国民年金に加入していないと手当が支給されないと説明されたとしているが、A市において実施されていた出産手当及び育児手当金の支給に関して、国民年金への加入が条件とされていた事実はない。

さらに、申立人は、昭和48年に国民年金の加入手続を行ったとしているが、現在所持している年金手帳のほかに同手帳の交付を受けた記憶がないことから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、国民年金手帳記号番号が払い出された50年6月ごろと考えられ、申立期間中に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から48年3月までの期間及び48年4月から49年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年12月から48年3月まで
② 昭和48年4月から49年9月まで

昭和45年12月に結婚し、A市において48年に国民年金に加入したが、夫婦共に遅れることなく納付してきたと記憶している。

未納となっていた昭和45年から47年にかけての期間については、49年ごろにA市役所において相談をし、一括納付はできないことから、窓口の職員に「3年くらいかけて分割納付でよい」と言われたため、お金が準備でき次第、順次、市役所窓口へ持参した記憶がある。

出生補助金の申請時、国民年金に加入していないと手当が支給されないとと言われて納付した。夫婦で常に一緒に納付していたと記憶しており、申立期間が未加入及び未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、預金通帳、確定申告書等の関連資料は無い。

また、申立人の主張には、次のとおり不合理な点が多くみられ、申立内容は信憑性に欠ける。

- ① 申立人は、申立期間の保険料を、特例納付により3年くらいかけて分割で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期（昭和50年6月以降と推認）を前提とすると、申立人が納付を行っていたとする時期のほとんどは特例納付の実施期間ではない。
- ② 申立人は、申立期間の保険料をA市役所の窓口で納付したと主張し

ているが、A市役所及び市役所内に設置されていた金融機関の派出所においては、過年度保険料や特例納付の保険料の収納は行われていなかった。

- ③ 申立人が、その夫と併せて二人分の保険料として請求があったとする金額は、申立期間の保険料を実際に特例納付した場合の夫婦二人分の保険料額とは大きく相違している。
- ④ 申立人は、育児手当金の申請時に、国民年金に加入していないと手当が支給されないと説明されたとしているが、A市において実施されていた出産手当及び育児手当金の支給に関して、国民年金への加入が条件とされていた事実はない。

さらに、申立人は、昭和48年に国民年金の加入手続を行ったとしているが、現在所持している年金手帳のほかに同手帳の交付を受けた記憶が無いことから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、国民年金手帳記号番号が払い出された50年6月ごろと考えられ、申立期間中に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることができない。

福島国民年金 事案 51

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年9月から46年3月まで

申立期間当時は、7軒で組織していた農事組合の組長が集金に来ており、その都度、父が家族の分の国民年金保険料を納付していたと思う。領収書など確認できる書類は残っていないが、両親及び夫の分と一緒に私の保険料も納付していたはずであり、両親及び夫の保険料は全期間納付済みとなっている。

このため、昭和42年9月から46年3月までの43か月分の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿や確定申告書等の資料は無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料納付には一切関与しておらず、申立人の父が家族の分と併せて保険料を納付していたとしているため、申立期間当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年度に払い出されたものと推認され、申立人は、申立期間直後の46年度の国民年金保険料を現金で過年度納付していることが確認できることから、申立人の主張のとおり、申立期間当時に既に国民年金に加入し、農事組合で納付していたとは考え難く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 52

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から 57 年 3 月まで

会社を辞めてすぐに A 支所で加入手続をし、申立期間の保険料は、市役所から送られた納付書で期間内に金融機関で毎月納入した。

夫とは既に離婚しているが、結婚当初からお金を入れてくれなかったために夫の保険料は納めていない。自分の保険料は納めているのできちんと調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、預金通帳、確定申告書等の関連資料は無く、申立期間中に毎月ごと金融機関を通じて納付していたとする保険料額についての記憶も曖昧であり、申立人の述べる保険料額は、申立期間後の保険料額に近似する。

また、申立人は、勤務していた会社を退職してすぐの昭和 53 年 6 月ごろに国民年金に加入したと主張しているが、国民年金被保険者台帳管理簿等の資料に記録されている申立人の国民年金手帳記号番号の払出年月日から、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、58 年 6 月ごろであることが推認され、昭和 57 年度の保険料については 58 年 9 月に過年度納付が行われていたことが確認できるものの、国民年金手帳記号番号の払出しの時点では、既に申立期間の大半は時効により国民年金保険料の納付はできない。

さらに、申立人は、現在所持している国民年金手帳のほかに別の年金手帳を所持した記憶は無いとしており、申立期間中に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 60 年 6 月までの期間及び平成元年 4 月から 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月から 60 年 6 月まで
② 平成元年 4 月から 3 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について免除とされているとの回答をもらった。申立期間については、社会保険事務所から追納の納付書の送付を受け、2 回にわたり自宅近くの郵便局で追納保険料を納付したことを覚えているので、免除のままとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、納付したとしている国民年金保険料の 2 回の追納は、平成 7 年 6 月 2 日に昭和 60 年 7 月から 62 年 3 月までの期間について、また、平成 8 年 6 月 3 日に昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間について行われており、申立人が記憶している追納金額と一致していることから、申立期間以外の期間の追納であると推認できる。

さらに、申立期間のうち昭和 58 年 10 月から 60 年 6 月までの期間については、申立人が追納したとしている平成 7 年 6 月には時効となっており納付できず、元年 4 月から 3 年 3 月までの期間は、現在まで追納の申出がなされていないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 69

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から48年6月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から48年6月まで

社会保険事務所に国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の付加保険料納付の事実が確認できなかった。国民年金加入と同時に付加保険料の納付を申し出ており、付加保険料納付期間は10年以上と記憶している。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年5月に国民年金の加入手続をした際に、同時に付加保険料納付の申出をしたと主張しているが、付加保険料制度の導入は45年10月であり、申立期間のうち、41年5月から45年9月までは付加保険料制度は存在せず、付加保険料の納付はできない。

また、特殊台帳及び旧A市の国民年金被保険者名簿によれば、付加年金加入の申出日は昭和48年7月2日であり、申立人は、申出の月より前にさかのぼって付加保険料の納付はできず、その記録が誤りであることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から提出された領収書によれば、昭和45年10月から48年6月までの期間については定額保険料のみの納付が、48年7月から厚生年金保険被保険者となる直前の50年8月までの期間は付加保険料込みの納付が確認できる。

加えて、申立人は、昭和48年度の定額保険料を昭和48年7月3日に一括納付しており、付加保険料納付の申出日（48年7月2日）から推測すると、同日に48年7月から49年3月までの9か月分の付加保険料も同時に一括納付したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金事案 70

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から44年3月

A社会保険事務所で年金加入記録を調査してもらったところ、申立期間前に厚生年金保険加入記録(31か月)があることが判明して記録が訂正されたが、申立期間は公的年金の未加入期間であるとの説明を受けた。

しかし、祖母から年金の大切さを教わっていたため、年金への加入期間は切らしたくないと思っていた。申立期間についても国民年金に加入していた可能性があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶が明確ではなく、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳等)も無いため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人とその妻は、結婚後の44年5月に夫婦連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けているが、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、A社会保険事務所で国民年金手帳記号番号払出簿を調査しても結婚前の申立人への払出しは認められず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 82

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から47年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、A村役場（当時）に勤務していた父が納付していたと記憶している。父は役場に勤務していたため、年金制度を理解しており、きちんと保険料を納付してくれていたと思うので、申立期間が国民年金被保険者とされていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その父が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、父が申立期間に保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人が申立期間の国民年金の手続に関与していないため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が初めて国民年金に加入した時期は、第3号被保険者として加入した平成17年3月であることが確認できることから、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が国民年金の加入手続時にさかのぼって資格取得がなされた被保険者資格取得日は平成17年1月であり、ほかに申立期間に申立人が国民年金の加入手続を行った形跡が見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 83

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から同年9月までの期間及び60年10月から平成3年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年8月から同年9月まで
② 昭和60年10月から平成3年12月まで

平成6年6月21日に、社会保険事務所で平成4年10月から5年3月までの保険料を納付した際、申立期間の保険料を夫婦併せて50万円程度納付した記憶がある。領収書は自分と妻の分1枚ずつ受け取ったが、納付した期間及び金額について確認はしなかった。領収書には平成4年10月から5年3月までの期間のみについて書かれており、納付したはずの申立期間については書かれていない。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成6年6月21日に社会保険事務所で納付したと主張しているが、この日には、未納となっていた期間のうち、この時点で納付が可能であった平成4年10月から5年3月までの保険料が納付されたことが確認できるのみであり、申立期間は時効により納付できない期間であるとともに、特例納付が可能な期間でもない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫婦二人分で総額50万円程度納付したと主張しているが、申立期間の保険料総額は一人当たり65万5,280円、夫婦合計で130万円以上となることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 84

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から同年9月までの期間及び60年10月から平成3年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年8月から同年9月まで
② 昭和60年10月から平成3年12月まで

平成6年6月21日に、社会保険事務所で平成4年10月から5年3月までの保険料を納付した際、申立期間の保険料を夫婦併せて50万円程度納付した記憶がある。領収書は自分と夫の分1枚ずつ受け取ったが、納付した期間及び金額について確認はしなかった。領収書には平成4年10月から5年3月までの期間のみについて書かれており、納付したはずの申立期間については書かれていない。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を平成6年6月21日に社会保険事務所で納付したと主張しているが、この日には、未納となっていた期間のうち、この時点で納付が可能であった平成4年10月から5年3月までの保険料が納付されたことが確認できるのみであり、申立期間は時効により納付できない期間であるとともに、特例納付が可能な期間でもない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を夫婦二人分で総額50万円程度納付したと主張しているが、申立期間の保険料総額は一人当たり65万5,280円、夫婦合計で130万円以上となることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 97

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 3 月から 46 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 46 年 8 月まで
姉の国民年金保険料は 20 歳の時から納付済みなので、私の分も両親が納付してくれたはずである。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、両親が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手續に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、共済組合の番号であり、申立期間の国民年金保険料を納付したとすると、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたはずであるが、申立人は、申立期間当時、国民年金手帳を見た記憶が無く、さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 98

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和 52 年始めに旧知の間柄である市役所主税課の課長に依頼して納付書を作成してもらい、過去の未納分を清算しており、また、納付の記録が記載された家計簿もあるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市主税課の課長に依頼して交付してもらった納付書で過去の未納期間をすべて清算しているので申立期間の国民年金保険料は未納であるはずがないと主張しているが、主税課においては国民年金を取り扱っていなかったことが確認でき、申立人の主張には矛盾があると考えられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付した証拠として提出された家計簿において、納付日とされている昭和 52 年 4 月 3 日が日曜日となっているなど、証拠としての信憑性は低いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 99

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 40 年 3 月まで

当時、家族で物産店と食堂を営んでいた。私が 20 歳になった時に、母から、「国民年金の加入手続をしといたよ。」と言われたことを憶えている。国民年金保険料については、母が町の集金人に家族の分を一緒に納めていた。社会保険庁の記録では、申立期間について父及び母の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の国民年金保険料だけ未納とされている。納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、母親もすでに他界していることから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立人が 20 歳となった昭和 39 年 3 月に、その母親から、申立人の国民年金加入手続をしたことを聞いたと申し立てているが、申立人の加入手続は昭和 40 年 10 月ころに行われており、申立内容と一致しない。

さらに、申立人の国民年金の加入時期からすると、申立期間の保険料は過年度納付となるが、申立人は、母親が保険料を町の集金人以外に納付していた記憶は無いとしており、町は過年度保険料の収納事務を行っていないことから、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 49 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間について納付の確認ができなかったとの回答を得た。私は、市の出張所で 20 歳までさかのぼって加入手続きを行い、その際、まとめて保険料を納付できると聞き、数日後に 10 万円くらいを同じ出張所に持参して納付したので、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、さかのぼって市の出張所に納付したと主張しているが、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いことなどから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 50 年 3 月に市の出張所において国民年金の加入手続きを行った際、さかのぼって加入した期間についてまとめて保険料を納付することを相談し、後日、当該出張所に約 10 万円を持参して納付したと主張しているが、49 年 4 月以降の保険料について、社会保険庁等の記録からさかのぼって納付したことは確認できるものの、申立期間の保険料については市の出張所で納付することはできず、事実、過年度納付及び特例納付がなされた形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、20 歳以降、現住所より転居していないことから、別の国民年金手帳記号番号が付与された可能性は極めて低いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 101

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から42年3月まで

申立期間について、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、納付が確認できなかったとのことであった。私は、昭和40年に国民年金に加入し、夫婦の保険料を一緒に直接役場で納付してきたので、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を役場に直接納付したと主張しているが、申立期間の保険料を納付していたこと示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無いことなどから、その納付状況が不明である。

また、申立人から提出された国民年金手帳によれば、当該手帳の発行年月日が昭和44年5月2日と記載されていることから、同日に国民年金の加入手続が行われたものと推認され、その発行日時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないと考えられる。さらに、申立人から申立期間に係る特例納付等の主張は無く、事実、特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付した形跡も見当たらない。

加えて、申立人は提出した国民年金手帳以外には年金手帳の交付を受けたことが無いと申し立てており、事実、別の国民年金手帳記号番号を付与された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から42年3月まで

申立期間について、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、納付が確認できなかったとのことであった。私は、昭和40年に国民年金に加入し、夫婦の保険料を一緒に直接役場で納付してきたので、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を役場に直接納付したと主張しているが、申立期間の保険料を納付していたこと示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無いことなどから、その納付状況が不明である。

また、申立人から提出された国民年金手帳によれば、当該手帳の発行年月日が昭和44年5月2日と記載されていることから、同日に国民年金の加入手続が行われたものと推認され、その発行日時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないと考えられる。さらに、申立人から申立期間に係る特例納付等の主張は無く、事実、特例納付により申立期間の国民年金保険料を納付した形跡も見当たらない。

加えて、申立人は提出した国民年金手帳以外には年金手帳の交付を受けたことが無いと申し立てており、事実、別の国民年金手帳記号番号を付与された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から41年3月まで
国民年金保険料の納付記録を確認したところ、納付事実が確認できなかったとの回答を得た。
申立期間の保険料は、両親が納付組合に納付しており、姉の国民年金手帳にも昭和36年4月から納付した記録があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の保険料について、3か月ごとに納付組合に納めていたと思うと述べているが、昭和41年5月の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間の大半が時効により納付することができないことや、過年度分保険料は納付組合が取り扱うことはできないことなどから、申立内容には不合理な点が認められる。

さらに、申立人は、昭和36年4月から国民年金保険料を納付していた姉の国民年金手帳があるので、両親が自分の保険料も納めていたはずであると主張しているが、姉は36年10月に国民年金の加入資格を喪失していることから、申立人と申立人の姉は事情が相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 50 年 3 月まで

昭和 54 年に結婚する際、父から自分の国民年金手帳を手渡され、「20 歳から入っている」と言われた。20 歳から国民年金に加入して保険料を納めているという意味で受け止めていたので、最近、社会保険事務所からもらった納付記録の照会結果を見て驚いている。当時、実家が経営する飲食店の経営は順調で、パートを何人か雇っていたほどであり、3 年間も未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の父親は既に死去しており、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、その父から、「20 歳から入っている」と聞いたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 51 年 1 月に、申立人の母及び兄と共に 3 人連番で払い出されている一方、申立人は、結婚する時に父親から受け取ったもの以外の国民年金手帳を見た記憶は無いとしているなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた可能性をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 51 年 1 月の時点で、申立期間の半分は時効により納付できない期間であり、申立期間のすべての保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人の兄は、過年度納付及び特例納付のいずれも行っておらず、申立人と同様、50 年 4 月から保険料を納付している（申立人の母は記録上任意加入とされているため、さかのぼって納付することはできない。）。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 110

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間及び 55 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 55 年 4 月から 59 年 3 月まで

結婚後しばらくして、組（地域の自治組織）の役員から未納となっている 5 年分の国民年金保険料を 3 回に分けて納められると説明され、組の役員を通じて納付した。

また、昭和 55 年ごろは、夫が病気でなかなか仕事ができない時期ではあったが、少ない給料の中、夫婦二人分の保険料を毎月納めていた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 12 月に払い出されており、その時点では、申立期間①は、過年度納付で納付すべき期間及び時効により納付できない期間であることから、組の役員が集金により集めたのは 40 年 4 月以降の現年度分の国民年金保険料のみの可能性が高い。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見あたらず、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

2 申立期間②については、申立人は当初、郵便局で夫婦二人分を毎月納付していたと主張していたが、当時は四半期毎の納付である上、申立人の居住する町では現年度分の国民年金保険料を郵便局で納めることはできなかったことを確認できるほか、申立人の夫も申立期間について未納となっており、申立内容に不合理な点が認められる。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、申立期間以外にも未納期間が複数見受けられる。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 111

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 48 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の納付が確認できなかったとの回答を得た。申立期間の国民年金保険料は、勤め先の店主が納付をしてくれていたと思うので、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた商店で国民年金の加入手続をして保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、「同じ商店で一緒に働いていた友人がおり、彼の国民年金保険料も店主が納付してくれていたので、彼の納付記録が納付済みとなっていれば、私の保険料も納付されていたはずだ。」と主張しているが、その友人も申立人と同様に未納であることから、申立期間の保険料が勤務先の店主によって納付されていたと推認することは困難である。

さらに、申立人は、当時国民年金に対する意識が無く、昭和 49 年の結婚を契機に国民年金制度を理解するようになったと述べていることから、申立人は、保険料の納付意識が高かったとは言い難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から46年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、集金人に納付していたのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対し国民年金手帳記号番号の払出しが行われたのは、昭和50年11月以降であることが認められ、申立期間は、時効により納付できない期間であり、それ以前に申立期間の保険料納付の基礎となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿その他の記録等)も無い。

そして、申立期間は、申立人がA市B町に居住していた時期であるが、当時、同町付近で国民年金保険料が集金人によって収納されていたことは確認できず、申立期間について申立人が保険料を納付したとする納付金額、納付時期等も具体性が無く、不明確である上、申立人には、昭和50年3月以前に、申立期間以外にも多数の未納期間があり、集金人に申立期間の保険料を納付していたという申立人の主張は採用できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から46年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、夫が集金人に納付していたのに未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に対し国民年金手帳記号番号の払出しが行われたのは、昭和50年11月以降であることが認められ、申立期間は、時効により納付できない期間であり、それ以前に申立期間の保険料納付の基礎となる別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿その他の記録等)も無い。

そして、申立期間は、申立人がA市B町に居住していた時期であるが、当時、同町付近で国民年金保険料が集金人によって収納されていたことは確認できず、申立期間について申立人の夫が保険料を納付したという納付金額、納付時期等も具体性が無く、不明確である上、申立人には、昭和50年3月以前に、申立期間以外にも多数の未納期間があり、集金人に申立期間の保険料を納付していたという申立人の主張は採用できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの期間、53年4月から54年3月までの期間及び56年4月から62年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から52年3月まで
② 昭和53年4月から54年3月まで
③ 昭和56年4月から62年9月まで

申立期間のうち、①及び②の期間については、集金人に支払い、③の期間については、A信用金庫B支店で一括して納付したので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、確定申告書等）は無く、申立人が当該期間の保険料を納付したという時期や納付金額も不明であり、申立人が納付したと主張する集金人についても、C市D区役所では、申立期間当時、申立人の住所付近で集金人による収納を行っていたことは確認できない。

また、申立人は、申立期間のうち③の期間について、信用金庫で一括納付したと主張しているが、当該期間は6年6か月にもわたっており、現年度分と時効にかかっていない過年度の2年分以外の保険料も含めて一括納付することは制度上から不可能であり、その主張は不合理である。

さらに、申立期間は合わせて114か月と長期間であり、申立期間以外にも未納期間が存在する上、申立人の夫にも申立人と同時期の未納期間があり、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 98

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年3月から同年11月まで
会社を退職後、昭和47年3月にA市役所で国民年金任意加入手続をして、保険料を支払ったにもかかわらず、申立期間について未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の資格喪失後すぐに国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から昭和47年9月以降であることが確認でき、申立人が所持する国民年金手帳には、同年12月9日に任意加入と記載されており、これは社会保険庁及び市町村の記録と一致し、同日に任意加入し資格取得していることが推認できるが、任意加入以前の国民年金保険料は、制度上さかのぼって納付することができない。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和47年12月以降の期間について、「特別検認方式により検認済」とのスタンプがあるが、同年11月以前の期間については空欄となっている。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い上、申立人は申立期間当時についての記憶があまりない部分があるため加入手続等の状況が不明であり、ほかの国民年金手帳記号番号が払い出された等の事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から同年 9 月までの期間及び 54 年 8 月から 55 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 5 月から同年 9 月まで
② 昭和 54 年 8 月から 55 年 1 月まで

市役所から郵送されてくる税金や保険料等の納付書が送られてくると、必ず、A 駅前の金融機関又は市役所の窓口で納付し、年金の加入期間に未納が生じないようにしてきたので、申立期間について未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 4 月以降に払い出されたことが社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、別の手帳番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時交付された年金手帳は盗難に遭い、現在所持している手帳は、B 市で再交付されたものであるとしているが、同市では、国民年金手帳の再交付の際に、新たな手帳記号番号の払出しは行なわず、従前の手帳記号番号を社会保険事務所に確認の上、手書き等により記入し、再交付するとしており、申立人が現在所持する年金手帳には、新規に手帳記号番号を払い出す際に用いる手帳記号番号のシールが貼付されていること、及び昭和 56 年 8 月 24 日年金手帳交付と記されていることから、当該年金手帳は同日に新規に交付されたものであり、再交付されたものではないことが認められる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、貯金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月から47年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、妻が集金人を通じて納付していたのにもかかわらず、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、A区の集金人に納付していたと主張しているが、納付の頻度及び金額等についての記憶が明確でない上、一緒に納付していたとするその妻の国民年金保険料が金融機関で納付されていたことが確認でき、申立内容は信憑性に欠けるものと認められる。

また、夫婦共に納付していた記録がある昭和47年度の国民年金保険料の納付状況も、申立人が48年3月に一括納付しているのに対し、申立人の妻は3か月ごとに4回に分けて納付していることが確認でき、その妻が二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたという主張とは矛盾がある。

さらに、申立人は、納付済みとなっている昭和43年4月から44年4月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の保険料の領収証を提示しているが、申立期間の領収証は紛失したとしており、特に、夫婦共に国民年金に加入していた46年4月から47年3月については、納付済みとなっている妻の領収証が保存されているのに対し、申立人の領収証のみ紛失したとしているのは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から45年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から45年4月まで

特例納付の通知を受けて、昭和36年4月分以降の保険料すべてを納付するために、55年6月19日に夫が私の分と一緒に一括納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、特例納付するために金融機関から引き出した際の封筒には、引き出した金額（夫の分38万4,000円、妻の分34万4,000円）が書かれているが、この金額は申立人の未納期間をすべて納付する額（夫の分54万円、妻の分38万8,000円）と一致しない。

また、申立人は、夫が過去の国民年金加入期間について、夫婦共に保険料を納付したと主張しているが、申立期間以外に夫にも3年3か月間の未納期間があることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が保管している特例納付に係る納付者リストの記録は、申立人が保管している領収書枚数、領収金額、領収日等が一致しており、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 117

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から51年9月まで

社会保険事務所から、昭和48年12月から51年9月までの納付事実の確認ができなかったとの回答をもらった。20歳になった時から、父親が両親の分と一緒に私の国民年金保険料を納付していたはずなので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人が20歳になった昭和48年12月から、両親の分と併せて国民年金保険料を納付したと主張しているが、48年12月の時点では、母親は国民年金に加入しておらず、50年3月ごろに加入手続をとったことが社会保険庁の記録から確認できるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は53年11月に払い出されている。

また、申立人の父親は申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料を保管しておらず、かつ、申立人の国民年金加入手続の時期や保険料の納付状況についての記憶が定かではない。

さらに、申立人の国民年金への加入手続をした時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人から特例納付制度を活用したとの主張も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から48年3月まで

私は、19歳か20歳の時に姉から国民年金制度があるから加入するよう何度も言われ、20歳の時に区役所で加入手続を行い、その場で年金手帳をもらい、区役所の職員に金額を記載してもらった納付書で国民年金保険料を納付し、領収書をもった記憶がある。その後も、納付書で保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、国民年金の加入手続を行い保険料を納付したと説明する昭和44年当時に申立人が居住する区においては、納付書による納付は行われておらず、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、別の手帳記号番号が払い出されていたこと及び申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から56年3月まで
母親が20歳の誕生日を契機に私の国民年金の加入手続を行い、区役所で国民年金保険料を納付していた記憶もあるので、申立期間の保険料を未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与していないため、保険料の納付についての状況が不明であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年11月時点では、申立期間の一部の保険料は、時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から56年3月まで

私は、昭和55年3月に大学を卒業した後、母親から言われて国民年金に加入して国民年金保険料を納付した。その後も転職が多かったが、国民年金が未納とならないように気を付けていたので、申立期間の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付場所、納付方法、納付金額等に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された昭和59年5月時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、区役所の出張所で開催していた年金相談窓口で一括納付した。

所持している国民年金手帳に、納付時期及び納付金額をメモしていることから納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付した根拠と主張する国民年金手帳のメモは、記載されている金額が申立期間の保険料額と異なり、また、その当時区役所の出張所で開催されていたと主張する年金相談は開催されていないことが確認できるなど、申立期間の保険料を納付したことを推認することは困難である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、また、申立人の申立期間は申立人の夫も保険料が未納であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 66

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年度中のいずれかの月から 51 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年度中のいずれかの月から 51 年 1 月まで
私は、昭和 48 年度中に、地区の組長の奥さんに勧められて、同年度中のいずれかの月に国民年金に加入し、地区の組長に毎月保険料を納めており、途中からは自分で A 市役所の支所の窓口で納めに行っていたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続について、当初、「昭和 45 年ごろに加入した。46 年かもしれないが、47 年には加入していたと思う。」との申立てであったが、再度確認したところ、昭和 48 年度中のいずれかの月に、地区の組長の妻に勧められ、同人に依頼したと主張を変更するなど記憶が曖昧であり、その地区の組長の妻は現在病気のため、具体的な供述が得られず、国民年金の加入状況等が不明である。

また、申立人は、国民年金加入の際に国民年金手帳の交付を受けておらず、昭和 51 年 2 月 26 日に、何かの通知を受けて A 市役所に行ったときに初めて年金手帳を交付されたとしているが、その年金手帳には、同日が「はじめて被保険者となった日」として記載されており、かつ、A 市が保管している国民年金被保険者索引票においても、同日が申立人の任意加入の資格取得日となっていることが確認できることから、それ以前の期間については国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、保険料の納付について、地区の組長に納めていたと主張しているが、申立期間のうち、昭和 49 年 3 月までの、A 市における自治会での国民年金保険料の集金の取扱いには、国民年金手帳及び同市発行の「国民年金被保険者保険料納入袋」が必要であったことが確認でき、申立人は、上述のとおり、申立期間当時は国民年金手帳を持っておらず、また、「国民

年金被保険者保険料納入袋」も使用していないとしていることから、申立人の主張には矛盾がある。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 67

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 49 年 3 月まで

私は仕事で外に出ていたが、母が自宅を訪問していた集金人に、私の国民年金保険料を納付していたはずである。加入手続や保険料の納付については、母がすべて行っていたので私は何も知らないが、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、確定申告書等）は無く、しかも申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、母親からもその状況を聴取できないため、国民年金の加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 51 年 6 月時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、申立人が一冊しか所持していないとするオレンジ色調の国民年金手帳は昭和 49 年以降に発行されたものであることから、申立期間当時に国民年金の加入手続を行ったことは考えにくい。

加えて、申立人は国民年金手帳に記載された資格取得年月日を根拠の一つとして、その時期から保険料を納付していたはずだと主張しているが、この資格取得年月日は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日までさかのぼって記載されることから、納付開始時期を特定するものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 68

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から45年2月までの期間、46年7月から48年3月までの期間及び51年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から45年2月まで
② 昭和46年7月から48年3月まで
③ 昭和51年4月から同年6月まで

申立期間について、社会保険事務所から国民年金保険料の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けたが、昭和52年から60年ごろ、「あなたは国民年金保険料の未納期間があるので、将来、年金の受給資格がなくなります。その期間の一括納付をしてください」という内容の通知が届いたため、家族と相談の上、納付することにした。長女がA区役所に出向き、20万円から25万円くらいの金額を納付したのは間違いないので、未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

一方、申立人が主張している納付時期である昭和52年から60年ごろに特例納付したとすると、53年7月から55年6月まで実施された53年改正法附則第4条による特例納付に該当することになるが、社会保険庁が保管する被保険者台帳の納付記録を見ると、申立期間前の期間である36年4月から39年8月までの期間及び41年3月から42年9月までの期間の合計60か月分について、55年6月に、特例納付により保険料を納付していることが確認でき、当該期間に係る保険料額（24万円）は申立人が納付したと主張する金額（20万円から25万円）とほぼ一致する。

また、保険料が納付された55年6月時点において、申立人が受給資格期間を満たすために最低限必要な納付月数は60か月であることが確認でき、特例納付により納付済みとなっている月数と一致することから、申立人が納付し

たと主張する保険料は、55年6月に納付された60か月分であったと推認できる。

さらに、申立期間の保険料納付手続きを代行したとする申立人の長女は、特例納付により納付済みとなっている期間について、申立人の妻が別の時期に納付した可能性があるとは主張しているが、納付時期や納付方法について具体的な主張があるわけではなく、納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 71

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 59 年 3 月まで

昭和 48 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できなかった旨の回答を得た。昭和 57 年から 59 年ごろに A 区役所で国民年金の加入手続を行った時に、同区役所職員から「このままだと年金の受給資格を満たさないが、今ならさかのぼって納付することができる。」旨の説明を受けて、同区役所で国民年金保険料を一括して現金で納付しているので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年から 59 年ごろに 11 年間の未納分保険料を一括納付したと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 61 年 6 月ごろの時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、かつ、この時期は特例納付の実施時期でもない。

また、申立人は、年金手帳に記載された資格取得年月日を根拠の一つとして、その時点からの保険料を納付していたはずだと主張しているが、この資格取得年月日は、納付開始時期を特定するものではない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、納付したとする国民年金保険料の金額についての申立人の記憶も曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 72

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年6月まで
国民年金加入記録を確認したところ、社会保険事務所からの回答では、昭和59年4月から同年6月までの保険料が未納となっていた。
しかし、申立期間の国民年金保険料は、実家の母親が金融機関で納付していたはずなので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について、その母親が国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、母親も既に亡くなっていることから、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の夫も、申立期間について国民年金保険料が未納となっており、かつ、納付状況について、申立人と証言が相違している。

さらに、申立人とその夫の証言が共通しているところでは、申立期間の保険料については、金融機関に、納付書により納付期限内に、複数回、納付したことになるが、A市の収滞納記録には夫婦共に納付記録が無く、申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 73

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から平成10年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から平成10年5月まで

私は、昭和50年8月に国民年金に任意加入し、納付書により国民年金保険料を納付してきた。昭和59年10月から61年3月までの期間が、未加入とされていることに納得できない。

また、昭和61年4月から平成10年5月までの期間は、本来は納付しなくてもよい国民年金保険料を納付書により納付していた。私は制度に関し無知であったため、市役所から送付されてきた納付書を疑わなかったからである。昭和61年4月から平成10年5月まで納付した国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳により、昭和59年10月10日に、申立人が任意加入被保険者の資格を喪失したことが確認できる。

また、社会保険庁の記録では、昭和61年5月26日に国民年金第3号被保険者の加入手続の入力処理が行われ、同年4月から申立人が第3号被保険者になっていることが確認でき、仮に国民年金保険料が納付された場合は、過誤納として処理されることになるが、社会保険庁のオンライン記録にはその記録は無い。

さらに、申立人は昭和61年4月から平成10年5月までの国民年金第3号被保険者期間中に保険料を納付したきっかけとして、当時市役所から送付されてきた「国民年金加入のお知らせ」という書類を提出しているが、調査の結果、この書類は平成9年1月1日から13年3月31日までに送付されたものと推認できる。

加えて、申立期間は、182か月と長期間であり、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から当時の事情を聴取しても加入手続の時期や納付金額等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 94

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から56年3月までの期間及び59年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年1月から56年3月まで
② 昭和59年4月から平成元年3月まで

申立期間について国民年金保険料が未納となっているが、実家の母親が納付していたはずである。昭和53年8月から同年12月までの保険料は納付済みであり、そこで納付をやめることはない。少なくとも、免除となる56年3月以前は納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は、国民年金の手續に直接関与しておらず、母親と音信不通状態のため、申立期間当時の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人が、申立期間の一部でもある母親と同一住所地であった期間（昭和54年3月から57年12月までの期間及び平成元年2月から同年9月までの期間）の国民年金保険料の納付記録を見ると、申請免除の記録は確認できるが保険料を納付していた記録は確認できず、母親が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②のうち、昭和59年4月から平成元年2月までA市が住所地であったが、この間国民年金の不在被保険者として扱われていたため、未納となったと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 98

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和36年当時、町内の婦人会で国民年金保険料を徴収して役場のA支所に納付していた。当時の婦人会の会員に確認したが、間違いなく一緒に納付していた。37年以降は一人一人役場に行き納付するようになった。

領収書などの書類は無いが納めていたのは間違いないので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、国民年金手帳記号番号払出日が昭和39年6月22日であり、申立期間のうち、36年4月から38年10月までの期間及び39年2月から同年3月までの期間は、申立人の夫が厚生年金保険に加入しているため、任意加入期間となり、さかのぼって保険料を納付することはできない。38年11月から39年1月までの期間は強制加入期間であるが、未加入であり、かつ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年から46年10月まで

申立期間当時、国民年金に加入していなかったが、知人であった集金人から国民年金への加入を勧められ、過去の未納分の保険料を数回に分けて集金人に納付した記憶がある。

さかのぼって納付した月数、納付時期、金額等は分からないが、何回か納付した後、集金人から「これでみんなと同じになったので、これからは、みんなと同じように払ってください。」と言われたので、過去の未納分は納付し終わったものと理解していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているものの、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続を行った記憶は無く、納付に係る記憶も明確でないため、申立期間当時の国民年金の加入及び納付状況が不明である。

また、申立人について国民年金の加入記録が確認できるのは、昭和46年11月以降（国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和47年4月28日）であるとともに、国民年金に加入すれば国民年金手帳が交付される所、申立人は当時、国民年金手帳を持っておらず、交付された記憶も無いとしている。

さらに、申立期間は未加入期間で納付ができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、ほかに申立期間

の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月から42年3月まで
19歳の時から、個人商店で住み込みで働き、成人式で国民年金のパンフレットを見て、20歳の時に店の社長の家族に頼んで国民年金と国民健康保険の加入手続をしてもらった。毎月の給料から国民年金保険料と国民健康保険料を店に預け、その家族の分と併せて集金人に納付してもらっていたので、未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

面談聴取の結果、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について、「当時住み込みで勤務していた店の社長の家族に任せていた。」と説明しているが、店の社長の家族から申立内容を裏付ける証言を得ることができず、また、申立人は、保険料が納付されているものと信じて、当時店の社長の家族から国民年金手帳等を一度も見せてもらったことが無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳の発行及び国民年金手帳記号番号の払出しは、いずれも昭和42年4月に行われており、当該時点では、申立期間の一部は過年度納付することとなるが、申立人は「保険料をさかのぼって納付した記憶は無い。」と説明している上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 53

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から同年12月まで

社会保険庁の納付記録によると、私は、昭和54年度及び55年度の2か年分の国民年金保険料を免除申請し、その後、昭和55年1月から56年3月までの国民年金保険料を追納したとされている。

しかし、私は、昭和54年度の国民年金保険料については免除手続きを行ったが、その後1年分を一括して追納したはずであり、また、55年度の国民年金保険料については現年度納付してきたはずである。

したがって、申立期間が国民年金保険料免除期間とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人は、追納した時期についての記憶が無い。

また、社会保険庁の旧台帳及びA市の被保険者名簿では、昭和55年1月から56年3月まで（15か月）の国民年金保険料は、平成2年1月に追納されているが、その時点で申立期間は追納可能な期間（申請免除の対象月から10年以内）を超えている上、申立人と同時に追納したとされる申立人の妻の分についても、申立人と同様の納付記録となっている。

さらに、申立人は、銀行の口座振替により昭和55年度の国民年金保険料を現年度納付していたとしているが、A市が国民年金保険料の口座振替を開始したのは59年度であることから、申立人の説明に不合理な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 54

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から40年12月まで

私の夫が昭和39年8月末に会社を退職した際、同社の顧問の社会保険労務士から退職後すぐに国民年金等の手続を行うよう勧められたので、退職後に夫婦そろって国民年金に加入し、国民年金保険料も一緒に納付してきた。

したがって、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、申立人夫婦は、昭和39年に国民年金に加入したとしているが、申立人夫婦が所持している国民年金手帳に記載されている発行年月日は43年3月16日、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿に記載されている払出年月日は同年4月5日とされていることに加え、41年1月から42年3月までの国民年金保険料が43年3月25日に過年度納付されていることから、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行った時期は43年3月であると認められる。

このため、申立期間は時効により納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 55

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から40年12月までの期間及び47年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月から40年12月まで
② 昭和47年7月から同年9月まで

昭和39年8月末に会社を退職した際、同社の顧問の社会保険労務士から退職後すぐに国民年金等の手続を行うよう勧められたので、退職後に夫婦そろって国民年金に加入し、国民年金保険料も一緒に納付してきた。

したがって、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

特に、申立期間②については、夫婦一緒に納付してきたにもかかわらず私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人夫婦が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、申立人夫婦は、昭和39年に国民年金に加入したとしているが、申立人夫婦が所持している国民年金手帳に記載されている発行年月日は43年3月16日、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿に記載されている払出年月日は同年4月5日とされていることに加え、41年1月から42年3月までの国民年金保険料が43年3月25日に過年度納付されていることから、申立人夫婦が国民年金の加入手続を行った時期は43年3月であると認められる。

このため、申立期間①は時効により納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立人は、申立期間②のうち昭和 47 年 9 月については、厚生年金保険の被保険者期間とされている。

また、申立人の妻が所持している国民年金手帳には申立期間②の検認印が押印されているのに対し、申立人が所持している国民年金手帳には検認印が押印されていない。

さらに、申立人夫婦は、昭和 47 年に厚生年金保険に加入しているが、その時期は、申立人が同年 9 月であるのに対し、申立人の妻が同年 10 月であることから、当時夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた申立人の妻が申立期間②の国民年金保険料を納付した同年 10 月 20 日の時点で既に厚生年金保険の被保険者となっていた申立人の国民年金保険料を納付しなかったものと推認される。

加えて、ほかに納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 51 年 3 月まで

昭和 48 年 5 月以降、母親に対する国民年金保険料の納付催告があり、その分の保険料をまとめて納付しようとしたところ、自分の国民年金保険料も納付するよう促され、そのため、自分の分と併せて約 30 万円を 1 回で納付したにもかかわらず、記録上、納付事実が確認できないとされたことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 5 月以降、その母親に対する国民年金保険料の納付催告があった際に、母親と申立人自身の保険料として併せて約 30 万円を 1 回で納付したと主張しているが、その金額は、第 2 回又は第 3 回の特例納付で計算した場合の保険料額の金額と大きくかけ離れている。

また、申立人が申立期間において国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

さらに、申立人に事情を聴取しても記憶が明確でないため、国民年金の加入手続の時期、保険料の納付時期及び納付状況等も不明であるなど、申立期間について保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立人は、申立人の母親の未納保険料について 1 回で納付したと述べているが、実際は複数回に分けて納付していることが確認できることから、申立人の主張に不合理な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年2月から53年1月まで
勤めていた会社を退職後、すぐに国民年金に加入し保険料を納付していたはずであり、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の領収書等は所持していない一方で、申立期間の前後の国民年金加入期間に係る延べ6年半の期間の保険料の領収書等のほとんどを所持しており、不自然である。

また、申立人の昭和52年2月1日付けの厚生年金保険の被保険者資格の喪失後の国民年金の被保険者資格の再取得は、申立人の所持する年金手帳、社会保険庁の被保険者台帳とも53年2月13日付けで任意加入となっており、申立期間について国民年金に加入していたとは見受けられない。

さらに、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はない上、ほかに申立期間に係る国民年金保険料の納付について確認できる関連資料や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

石川国民年金 事案 11

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 9 月から 45 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から 45 年 7 月まで
私の母親は、申立期間当時、国民年金保険料の集金業務を行っていた。
その母親が、私が 20 歳になってから厚生年金保険に加入するまで、
私の国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間について国民
年金保険料の納付の記録がないことには納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立人の保険料を納付していたとされるその母親に聴取しても、申立期間に係る被保険者資格の取得及び喪失に関する具体的な記憶が無いことから、国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人の母親が国民年金保険料の集金業務を行っていた時期は不明であり、申立人の母親は、集金した保険料は金融機関に振り込んでいたとしているが、申立期間当時における納付方法（印紙の検認）と一致しない。

さらに、申立人の母親は、当時、表紙の色が異なる複数の国民年金手帳（母親がオレンジ色、申立人がえんじ色）を所持していた記憶があることから、母親本人と共に申立人も国民年金に加入していたとしているが、オレンジ色の表紙の年金手帳は昭和 49 年 11 月以降に交付されたものであることから、申立期間における事実とは認められない。

加えて、申立人は、昭和 51 年 12 月に任意加入した際に国民年金手帳記号番号の払出しを受けているが、これとは別に申立期間に係る国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人も当時、自分の国民年金手帳を見た記憶は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 49

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、昭和40年4月に結婚した後に国民年金に加入したが、45年ごろ、「未納があるので、その分を全額納付すれば満額になる」旨の案内文書をもらったので、勤務先の事業主に借金をし、妻が夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間について、夫婦二人とも未納とされており、驚いている。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立人は、昭和45年ごろ、勤務先の事業主から借金をして夫婦二人分の未納保険料を妻が一括納付したと主張しているが、事業主が既に死亡していることなどにより借金の事実は確認できず、納付金額や納付場所についての申立人の妻の記憶も不明瞭であることから、保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 50

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から42年3月まで

私は、昭和40年4月に結婚し、その2、3年後に国民年金に加入した。45年ごろ、「未納があるので、その分を全額納めれば満額になる」旨の案内文書もらったので、市役所に金額等を聞き、夫の勤務先の事業主に借金をして夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間について、夫婦二人とも未納とされており、驚いている。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、昭和45年ごろ、夫の勤務先の事業主から借金をして、夫婦二人分の未納保険料を一括納付したと主張しているが、事業主が既に死亡していることなどにより借金の事実は確認できず、納付金額や納付場所についての申立人の記憶も不明瞭であることから、保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から45年3月まで

申立期間当時、出産のために自宅にいたが、婦人会の方が国民年金保険料の集金に来てくれたので、夫婦併せた分の国民年金保険料を支払っていた。しかし、年金記録を照会したところ、自分の国民年金保険料のみが未納となっており、納得できない。また、国民年金手帳によると、昭和41年4月1日資格取得となっていることから、納付していたはずなので、記録の訂正を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が居住していた地域において、町内会による国民年金保険料の集金があったことは、地域住民の証言により推認できるが、申立人がその集金組織で申立人自身の国民年金保険料も納付していたことを示す関連資料及び地域住民の証言が無く、申立期間当時の納付状況が不明である。

また、申立人が昭和41年4月から納付しているとする根拠は、国民年金手帳に記載された国民年金の資格取得日であるが、その日付は被保険者に該当した日付を意味するにとどまり、保険料納付があったことを示すものではなく、申立人は、申立期間直前の41年3月まで厚生年金保険被保険者であったが、その資格喪失時に国民年金への切替^{あいま}を行った記憶が曖昧であるため、申立期間当時の国民年金への加入状況が不明である。

さらに、申立人の夫は申立期間に係る国民年金保険料を納付済みであるが、申立人は申立期間直後の昭和45年度の国民年金保険料を昭和46年4月に一括納付していることから、常にその夫と同時に国民年金保険料を納付していたとは推認し難い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から49年12月まで

亡父が生前、町内の国民年金徴収役を引き受けていたので、国民年金に加入することとし、父親か母親が加入手続をして、国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、申立人自身は関与しておらず、その父親か母親が手続をしたと主張しているが、既に両親共に死亡しており、申立期間についての加入手続の状況及び保険料納付の状況については不明である。

また、申立人に係る特殊台帳（マイクロフィルム）によると、昭和52年3月29日に、50年1月から51年3月までの過年度分の国民年金保険料を納付したとされており、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのが50年5月以降とみられることから判断して、時効前の保険料をさかのぼって一括で納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の前後にみられる2回の厚生年金保険から国民年金への切替えの機会には、いずれも適切に手続が行われていない。

加えて、申立期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から51年3月まで

昭和47年6月から、私の母親が、私の分と一緒に国民年金保険料を納めてきてくれていた。年金手帳には、初めて被保険者となった日として、「昭和47年6月17日」と記載されているし、申立期間のみ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人の分と一緒に国民年金保険料を納めてきたと主張しているが、その母親は、申立期間のうち、昭和47年12月以前及び49年4月以降は、厚生年金保険に加入しており、申立人の主張には齟齬が認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和51年6月30日以降であり、申立期間には時効のため、さかのぼって保険料を納付できない期間が含まれている。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付について、関与しておらず、加入手続をして保険料を納付していたとするその母親も、申立期間当時の状況をほとんど覚えていないことから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

このほか、申立期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から51年1月まで

国民年金制度が始まってすぐ、母親が、私の国民年金の加入手続をし、私が、昭和37年に結婚した後も、40年に転居するまでの間は、母親が、私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。40年の転居に伴い、地元の婦人会に加入し、1、2年は、婦人会の集金により保険料を納付したが、その後、納付をやめた。

昭和51年2月、市役所で再加入手続をした時、それまで納付したと思っていた申立期間の保険料が未納になっているとされ、その分の保険料をまとめて納付すれば、年金を満額もらえるようになると言われたため、9万円近い金額の保険料を一括で納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和40年の転居までの間については、申立人の母親が保険料を納付してくれていたはずとし、また、その後、1、2年の間は、婦人会の集金により納付していた期間があるとしているが、保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、預金通帳等）は存在せず、納付状況についての記憶も曖昧である。

また、申立人は、昭和51年2月に再加入手続をした際に、市役所で、申立期間分の国民年金保険料をさかのぼって一括納付したと主張しているが、申立期間中、申立人は、国民年金に未加入であったとされている上、この期間は、その夫が、厚生年金保険に加入していたことから、申立人にとっては、任意加入対象期間であったことになり、そもそも、さかのぼって保険料を納付することができない。

さらに、仮に申立期間についてさかのぼって加入手続が行われたとしても、昭和51年2月の時点で特例納付は実施されていないことから、時効となっていた申立期間の一部については保険料を納付することができない上、申立期間の大部分は現年度保険料でないにもかかわらず、市役所で保険料

を収納したとは考え難い。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年8月までの期間及び38年12月から41年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年8月まで
② 昭和38年12月から41年8月まで

昭和35年末、市役所で働く夫の妻が国民年金に任意加入できる制度になるとの話を聞き、加入手続をした。初回の国民年金保険料は月額100円であり、夫の職場に市役所の係の人が集金に来ていたが、41年からは、母親からの依頼に協力して、納付先を地域の納付組織に切り替えた。

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和41年9月13日に任意加入したこととされており、それ以前の記録は無いとされた。

当初の保険料であった100円の重みは、強く感じていたため、申立期間に国民年金に加入していた記録が無く、保険料を納付していなかったとされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が勤務していた市役所では、市職員の配偶者等の国民年金保険料を集金して納付を代行する仕組みが存在したことを表す記録等は確認できない。

また、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の記号番号の払出日は、昭和41年9月20日であり、その時点では、申立期間は任意加入の対象となる期間であるため、制度上、さかのぼって被保険者とはなり得ず、保険料を納付できないが、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間中、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる客観的な関連資料は無く、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を見たことがないとしており、申立人の保険料を納付していたとするその夫にも、国民年金加入手続及び保険料の納付状況に係る具体的な記憶は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 51

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の趣旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の趣旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から57年3月まで

私の昭和53年4月から57年3月までの国民年金保険料の納付手続はすべて夫が行い、A銀行B支店で口座振替により納付していた。夫の保険料はすべて納付済みになっているのに、私の申立期間だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和57年12月10日の時点では、申立期間のうち、53年4月から55年11月までは時効により保険料の納付ができない期間であり、55年12月から57年3月までは過年度納付になるため口座振替による納付ができない期間である。

また、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 52

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の趣旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の趣旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年3月まで

私は、昭和38年ごろ、市役所から来た人に勧められ36年4月にさかのぼって夫婦二人の2年分の保険料を納めた。当時の保険料は月額150円か200円であったと記憶している。38年4月から44年3月までは、毎月、市役所から集金に来た人に支払っていた。当時は、従業員が6人ほどの鉄工所を営っており、家計に余裕があったので毎月忘れずに保険料を納めていた。ところが、36年4月から44年3月までの保険料が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和38年ごろ、36年4月にさかのぼって夫婦二人の2年分の保険料を納め、その後も44年3月まで毎月納付していたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号の払出しは45年6月1日となっている。この国民年金手帳は申立期間に居住していたA市から発行されているが、申立人の主張どおりであれば、同市から38年ごろにはほかの国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、集金人が訪問集金している中で新たに別の国民年金手帳が発行されるというのは不自然であり、別の国民年金手帳の発行をうかがわせるその他の事情も見当たらなかった。

また、申立人と連番で発行されている国民年金手帳記号番号を持つ夫の保険料も、昭和36年4月から42年3月まで未納となっている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 53

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

母の話では、私が昭和52年3月に勤めていた会社を退職した後、父が私に代わって国民年金の加入手続をし、52年5月からA銀行かB銀行のC支店で保険料を納付してきたとのことである。父は既に亡くなったが、常に忘れずに国民年金保険料を納付してきており、1年間も加入手続を行わないまま放置することは考えられない。申立期間が未納となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付については、申立人の父が代わって行ったとしているが、申立人の父は既に死亡しており、また、申立人自身は、国民年金の加入手続等に関与しておらず、当時の状況を知る申立人の母の記憶も、振込みを行った銀行を特定できないなど曖昧である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況等から加入手続は昭和53年5月に行われたことが認められ、申立期間分の保険料は過年度納付によってしか納付できないところ、納付したことをうかがわせる特段の事情も無い上に、申立人の母の記憶でも、保険料をさかのぼって納付したことは無いとしている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 54

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から46年3月までの期間及び46年10月から49年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から46年3月まで
② 昭和46年10月から49年12月まで

市役所で国民年金の加入手続を行った際、過去の未納保険料をさかのぼって納めることができると言われたので、窓口で納付書を作成してもらい20歳からの7年分程、11万円ぐらいだったと思うが納めた記憶がある。当時の領収書等納付を証明する書類は無いが、未納になっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年11月に結婚後、市役所で国民年金の加入手続を行い、過去の国民年金保険料をまとめて支払ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された52年6月時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当らなかった。

また、被保険者台帳及び市役所の被保険者名簿の記録によると、申立人は手帳が払い出された時期である昭和52年6月8日に、時効完成前の50年1月から52年3月までの過年度保険料をまとめて納付していることが確認できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 57

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から52年3月までの期間及び58年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月から52年3月まで
② 昭和58年7月から61年3月まで

昭和52年ごろ、市役所の職員か、近所の人に、さかのぼって国民年金保険料を納められることを聞き、国民年金に加入し、夫の父母の分と一緒に、昭和37年9月から52年3月まで、さかのぼって納付した。遡及納付後は、夫婦二人分を私が納付書で納付した。

また、昭和58年7月から61年3月まで、免除となっているが、当時は生活に困っておらず、夫の保険料は納付となっている。夫婦二人分を私が納付していた。免除記録になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和52年ごろに国民年金の加入を行ったことは、当時の払出年月が52年4月であるとの社会保険事務所の記録により確認できる。

申立期間①については、昭和52年ごろ、義父母の国民年金保険料と一緒に納付したと主張しているが、義父母が遡及納付した日は、昭和44年11月20日で、昭和52年には、義父母はすでに10年年金の受給者であり、国民年金の保険料を納付することはできない年齢であった。また、52年ごろは特例納付の期間ではないため、37年9月からさかのぼって納付することはできず、主張に矛盾が認められる。

申立期間②については、夫婦で昭和54年4月から口座振替を行っていたことが金融機関（農業協同組合）の書類で確認できる。

さらに申立人は昭和58年7月分から口座振替を中止しているが、A市及び金融機関（農業協同組合）では本人の申込みなしで振替を中止することは無いとしている。この点について申立人は、何故、口座振替を中止したのか記憶が無いと述べるなど、申立人の納付についての主張は不自然である。

また、免除申請については、夫婦の一方のみが申請する例はあり、夫が納付で、妻が免除になることが不合理とは言えない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金の保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 58

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年1月から43年3月まで

上記期間について、私自身は保険料を直接支払っていないが、A商店に住み込みで働いていて、20歳のときに店主から一緒に国民年金の加入手続をしてあげると言われたので、一緒に納付してもらっていると思っていた。集金人が年金手帳に検認しているのを見ていたので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳の時、住込み先の店主から一緒に国民年金の加入手続をしてあげると言われたとしているが、店主夫妻の国民年金手帳記号番号は、申立人が20歳に到達する前年の昭和36年4月に既に払い出されており、また申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは42年3月と確認できることから、店主が申立人と一緒に国民年金の加入手続を行ったとは認められない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和42年3月時点では、申立期間の一部は制度上時効となって納付できない期間であるとともに、ほかの読み方による氏名検索を行っても別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当らなかった。

さらに、申立人は、店主から引き継いだ国民年金手帳は1冊であったと強く記憶しているとしているが、当時は集金人による検認納付方式であり、国民年金手帳は5年間分の検認記録を押印する形式であったことから、昭和37年から納付していれば手帳は2冊あるべきであり、記憶と制度の不整合が認められる。

加えて、申立人は、住込期間中、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする店主は既に死亡し、この間の納付に関する資

料も存在しないため当時の納付状況等は不明である。

このほか、昭和45年2月に結婚以後60歳到達まで、申立人自らが国民年金保険料を完納しているが、申立人が年金の裁定請求を行う時点まで、申立期間が未納であることを認識しておらず、特例納付制度のことは承知していたが、当該制度を活用して納付を行ったことは無いとしている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の趣旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の趣旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から46年3月まで（昭和46年1月から3月までの期間は納付済みと記録されている。）

私は、昭和46年4月ごろ、市役所から来た女性職員に勧められ国民年金に加入したが、その時、会社を退職した41年5月の時点までさかのぼって5年間納付できることを教えてもらい、苦しい中からその職員に3万5,000円余りを支払った。ところが、41年5月から45年12月まで未納となっている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和46年に特例納付を行ったと申し立てしているところ、年金手帳記号番号の払出しは48年6月20日となっており、46年ごろにおけるほかの手帳記号番号の払出しは確認できなかった。

また、市役所では昭和46年当時、特例納付の社会保険事務所への納付勧奨は行っていたが、収納事務は取り扱っていなかった。なお、昭和46年に41年5月分から46年3月分までの一括納付（特例納付及び過年度保険料納付）を行った場合の保険料額は2万2,950円であり、申立金額の3万5,000円余りとは合致しない。

一方、申立人は、昭和48年の手帳記号番号払出し当時、46年1月から48年3月までの27か月分について一括して過年度納付を行っていることが記録上確認できるが、申立人はこのような一括支払の記憶は一度限りであるとしている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち昭和41年5月から45年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 49 年 3 月まで

A 大学を卒業して大学院へ 2 年間通った後、家業を手伝うことになり、地元の旧 B 町に戻って国民年金に加入したが、大学卒業後から 1 年を経過した昭和 45 年 4 月の国民年金加入時から 49 年 3 月までの国民年金保険料が未納となっている。

当時、母親が経理を担当しており、私の分の国民年金保険料も支払っていたと思うので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 7 月 10 日に払い出されており、申立人は 45 年 4 月 1 日に遡^{ぞきゆう}及して国民年金被保険者となっているが、当該手帳記号番号が払い出された時期は、第 2 回特例納付の実施期間であり、申立期間の国民年金保険料を一括して納付ができる時期ではあったが、社会保険庁に保管されている特殊台帳（マイクロフィルム）には、49 年 4 月から 50 年 3 月（12 か月分）までの過年度保険料を 50 年 10 月 16 日に納付していることが確認できるのみで、特例納付を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の親族(当時、経理を担当していた母親等)が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、同保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

福井国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から38年3月まで

国民年金制度発足に伴い国民年金に加入し、昭和36年4月から国民年金保険料を納付していたが、社会保険庁の年金記録では、同年10月から38年3月まで未納となっている。

そのころ、父親は、「国民年金保険料は、義務として納付しなければならないものである。」として、父親が他の納付金（国民健康保険料及び税金等）と一緒に家族全員分の国民年金保険料をまとめて当時の区長に納付していたと聞いているが、社会保険庁の記録では未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、具体的な納付方法、納付場所、納付金額等が不明である。

また、申立人は、父親が家族全員分の国民年金保険料をまとめて納付していたと主張しているが、A町が保管している国民年金加入記録（国民年金被保険者名簿検認記録簿及び国民年金保険料整理簿）には、申立期間直後の申立人の昭和38年度分の国民年金保険料が、妻及び母親と異なった日に一括納付されており、家族全員分の国民年金保険料は、必ずしも同一日にまとめて納付されていないことが確認でき、申立内容は不自然である。

さらに、申立人は、昭和38年度分の国民年金保険料を39年3月25日に一括納付しているが、その時点で、申立期間の一部（昭和36年10月から12月までの期間）は、国民年金保険料を時効により納付できない期間である。

加えて、申立人の氏名を複数の読み名で検索しても該当する記録は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 3 月まで

昭和 47 年に独立してオーダー婦人服店を開業し、同年 8 月ごろに国民年金に加入した。その際、将来のために有利なので、さかのぼって保険料を払い込むよう勧められ、36 年 4 月以降の保険料を翌年 3 月ごろまでに集金人に数回に分けて納付した記憶がある。

社会保険庁の記録では、当該期間が未納となっていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期（昭和 47 年 8 月 27 日）は、第 1 回特例納付の実施時期の後であり、時効期限内の過年度保険料を除き、申立期間の国民年金保険料は納付できない時期である。

また、過年度納付及び特例納付に係る納付場所は、金融機関又は社会保険事務所であり、制度上、市町村の納付組織等で納付することはできず、A 市役所も、「当時、納付組織で過年度納付及び特例納付の勧奨及び仮領収等を行っていたことは確認できない。」と回答している。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、家計簿等）は無い上、申立人の氏名について旧姓を含め複数の読み方で検索しても該当する記録は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、平成 19 年 9 月に行われた社会保険庁の氏名検索により、申立期間の一部（昭和 37 年 9 月から 39 年 3 月までの期間）に申立人の厚生年金保険加入記録が確認されて記録の訂正が行われており、申立内容は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月

昭和45年2月末にそれまで勤めていた会社を退職し、旧A町役場へ初めて国民年金の手続に行った（当時、妊娠しており、歩いて行った。）。その際、窓口で1か月分の国民年金保険料を納めて今後は納付組織で納付する希望を申し出たところ、もう1か月分を納めてほしいと言われたので、財布の中にあった小銭を集めてやっと支払った記憶がある。

また、平成5年ごろに厚生年金保険への切替手続があり、同町役場から「国民年金の未納はありません。」という通知を受け取った記憶もある。

以上のことから、未納となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年6月4日に払い出されており、この時期に申立人が旧A町役場で手続を行い、国民年金保険料を納付していたとすれば、同年4月分及び同年5月分の同保険料を支払っていたことが推認できる。

また、申立人の主張どおり、旧A町役場で昭和45年3月分の国民年金保険料を同年3月初めごろに納付していたとすれば、次年度となる同年4月分の同保険料は同年4月に到達していないため納付できず、同年3月分と同年4月分の同保険料を同時に支払ったとする申立内容は不合理である。

さらに、旧A町（現在は、B市）は、「平成5年当時、現年度の国民年金保険料が未納であった場合に催告状を送付することはあったが、現年度の保険料に未納が無いことを通知することは無い。」としており、申立内容と相違している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、領収書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から45年3月まで

社会保険庁の記録では、昭和43年6月から45年3月までの期間の国民年金保険料が未納になっているが、当時、私は洋裁学校に通学しており、父親に扶養されていたため、父親が納付してくれた。

私の父親は、町役場に勤めており、性格も厳格であったため、娘である私の国民年金保険料の納付の必要性が分かっていたと考えられるので、父親は保険料を納付していたはずであり、未納になっていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、父親が申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、また、父親は既に死亡しており、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年5月29日に払い出されており、申立期間中に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 62

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年12月まで

昭和51年1月6日から52年1月5日の国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、平成19年12月14日に上記期間について納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。

国民年金手帳の資格取得年月日は、昭和51年1月6日になっており、同手帳の国民年金の記録欄にも51年1月6日になっている。付加保険料も納付しており、その日付も51年1月6日になっている。納付を認められないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳に「初めて被保険者になった日」が昭和51年1月6日と記載されていること、「国民年金の記録(1)」の所定欄にも同日で、任意加入、付加保険料加入の記載があることをもって、申立期間について国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳では、申立人の国民年金手帳記号番号は52年1月に払い出されていることが確認できる。

また、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿でも、申立人は、昭和52年1月6日付けで加入手続を行っていることが確認できる。

さらに、C社会保険事務所では、申立人に対し、国民年金手帳の資格取得年月日（昭和51年1月6日）については、国民年金手帳作成時の記入誤りである旨回答している。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 63

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月及び同年 5 月

私が離職し、再就職するまでの間、両親が将来（年金受給時）に困るのではないかと思い支払いをしてくれた。領収証等は残っていないが納付できるように調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の具体的な加入状況が不明であり、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、申立期間は保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から51年11月までの国民年金保険料については、納付したものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から51年11月まで

昭和42年9月から51年11月までの国民年金保険料の納付記録を照会したところ、平成19年7月6日に、保険料の納付は確認できないとの回答があった。

しかし、昭和51年から53年ごろ、A市から「48万円の保険料を納めれば、将来受給する年金額が多くなる。」旨の説明があり、当時、兄や姉からお金を工面して、42年9月から51年11月までの保険料として市役所窓口で48万円を支払っている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が納付したと主張している時期は特例納付が実施されていたが、申立人は、申立期間のうち昭和42年9月から43年2月までの6か月間は、国民年金に任意加入しており、また、同年3月から51年11月までの105か月間は、国民年金に未加入であるが、申立人の夫が厚生年金保険に加入していることから、申立人は国民年金の任意加入対象者となり、いずれの期間も、制度上、特例納付することができない期間である。

また、申立人は、A市から、48万円の保険料を納付することについて説明を受け、市役所窓口で納付したとしているが、当時、同市では特例納付保険料の徴収は行っていなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、昭和35年9月以降現在までA市に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立期間の保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から43年3月まで

中学校を卒業した昭和37年4月から46年ごろまで、凶案家の先生宅に塾生として住み込みで修行をしていた。20歳から国民年金に加入し、3か月に1回集金人に納付していたはずだが、41年9月から43年3月までについて未納となっている。当時集金人から未納があることや、さかのぼって納付できるなどの説明を受けたことが無く、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和43年10月であり、その時点では、申立期間の保険料は過年度分であるため、国庫金納付書により金融機関で納付する必要があるが、申立人は、納付金額及び納付場所についての記憶が無く、保険料の納付状況等が不明確である。

また、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 66

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私たち夫婦の国民年金の記録照会をしたところ、保険料の納付を始めたのは昭和40年度からとなっており、36年度から39年度までの4か年は未納とされていた。私は昭和36年から納付していたと記憶しており、国民年金手帳にも資格取得日は36年4月1日と記載されている。さらに、何か当時の資料がないかと探したところ、46年5月28日の日記に、「国民年金十一年目」という記述があるのを見つけ、やはり36年から払っていたのだと確信した。私は集金人が来宅されたときにその場で加入手続をし、納付を始めたが、当初は国民年金手帳の交付がなされなかったため、納付の都度領収証をもらっていた。40年ごろによく「年金手帳ができたので、これからは領収証に換えて手帳に押印します。」と国民年金手帳を交付されたと記憶している。再度精査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年4月に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳にも「40年4月15日発行」と記載されていること、及び40年4月時点においては既に時効により納付できない期間となっていた昭和36年度及び37年度の印紙検認記録欄に「時効消滅」と押印の上、交付されていることから、40年4月に交付されたものと思われ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間の保険料を納付するためには、特例納付か過年度納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

また、申立人は、「資格取得日」とは保険料の納付を開始した日であるところまで誤解していたことから、昭和46年5月28日の日記の「国民年金十一年目」との記述は、単に資格取得日から起算して11年目と記述した可能性もあり、納付をしていたことの裏付けとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していたA市において、集金人制度ができたのは昭和37年9月以降のことであり、領収証による取扱いを行っていたという記録も同市には無いことから、申立人の主張とは一致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 67

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私たち夫婦の国民年金の記録照会をしたところ、保険料の納付を始めたのは昭和40年度からとなっており、36年度から39年度までの4か年は未納とされていた。私は昭和36年から納付していたと記憶しており、国民年金手帳にも資格取得日は36年4月1日と記載されている。さらに、46年5月28日の妻の日記に、「国民年金十一年目」という記述があり、やはり36年から払っていたのだと確信した。妻が、集金人が来宅されたときにその場で加入手続をし、納付を始めたが、当初は国民年金手帳の交付がなされなかったため、納付の都度領収証をもらっていた。40年ごろにようやく「年金手帳ができたので、これからは領収証に換えて国民年金手帳に押印します。」と国民年金手帳を交付されたと記憶している。再度精査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年4月に払い出されており、申立人の国民年金手帳と連番で払い出されている申立人の妻の国民年金手帳にも「40年4月15日発行」と記載されていること、及び40年4月時点においては既に時効により納付できない期間となっていた昭和36年度及び37年度の印紙検認記録欄に「時効消滅」と押印の上交付されていることから、40年4月に交付されたものと思われ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間の保険料を納付するためには、特例納付か過年度納付によることとなるが、申立人と併せて国民年金保険料を納付していた妻は、

同保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

また、申立人の妻は、「資格取得日」とは保険料の納付を開始した日であるところまで誤解していたことから、昭和46年5月28日の妻の日記の「国民年金十一年目」との記述は、単に資格取得日から起算して11年目と記述した可能性もあり、納付をしていたことの裏付けとは考え難い。

さらに、申立期間当時に居住していたA市において、集金人制度ができたのは昭和37年9月以降のことであり、領収証による取扱いを行っていたという記録も同市には無いことから、申立人の主張とは一致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）及び36年4月から58年11月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和5年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和36年4月から40年3月まで
（定額保険料及び付加保険料を納付）
② 昭和40年4月から58年11月まで
（付加保険料を納付）

昭和36年4月ごろ、市役所職員に勧められて、国民年金加入届及び付加保険料納付申出届を提出し、保険料を納付していたにもかかわらず、未納となっていることに納得できない。未納とされている期間について納付済みに訂正し、60歳以降納付した保険料を返してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和36年4月から40年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された41年11月時点では、当該期間の一部は時効により納付できない期間である。また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の保険料納付についての記憶は曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間のうち、②昭和40年4月から58年11月までの期間については、国民年金法に基づく付加保険料制度は、昭和45年10月から開始されたものであり、同年9月以前の期間について付加保険料を納付することはできず、申立内容には不自然な点がある。

加えて、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者特殊台帳に、昭和58年12月1日付けで付加年金に加入したことを示す記載があるとともに、市が保管する国民年金保険料収滞納リストにおいても、

付加保険料納付は、58年12月からと記録されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付しているものと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から49年3月まで

私は、20歳となった昭和38年から市の集金人に毎月月初めに300円国民年金保険料を支払っていた。48年に引っ越しをしたので、当時の書類は、今日まで探しているが見付かっている。

なお、市に納付の確認を申し出たが、資料を社会保険庁へ提出したので確認できないとのことだった。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等全般にわたり記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録では、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月に連番で払い出されており、その時点では、申立期間の一部は、時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 70

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 11 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付しているものと認めることはできない

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月から 49 年 3 月まで

昭和 43 年 10 月に結婚をし、翌 11 月から集金人が毎月 500 円集金に
来た。48 年に引っ越しをしたので当時の書類は、今日まで探している
が、見付かっていない。子供が昭和 46 年に生まれているが、子供がい
る前から納めていた。

なお、市に納付の確認を申し出たが、社会保険庁に資料をすべて提
出したので確認できないとのことだった。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家
計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、加入手続をした市町村、
加入時期、納付状況等全般についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入
状況、保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録では、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、
昭和 50 年 4 月に連番で払い出されており、その時点では、申立期間の一
部は、時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が
払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判
断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め
ることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年8月までの期間及び50年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年7月から50年8月まで
② 昭和50年9月から同年12月まで

昭和49年7月から50年8月までの期間については、母親がA市役所にて国民年金保険料を納付していた。また、50年9月から同年12月までの期間については、同年9月に婚姻届と同時にB市役所にて国民年金の任意加入の手続きを行い、51年3月までの保険料を一括して納付した。

社会保険庁の記録では、昭和51年1月の任意加入であり、納付の事実が無いとなっていることに、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 いずれの申立期間についても、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月21日に払い出されていることが確認できるのみで、申立期間当時、申立人が居住していたA市及びB市において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 また、申立期間のうち、①昭和49年7月から50年8月までの期間については、申立人は、母親から横長の領収書を渡されたとしているが、A市に確認したところ、申立期間当時の納付書（兼領収書）は縦長のものを使用していたとしており、申立内容に齟齬が見られるほか、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金

の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

- 3 さらに、申立期間のうち、②昭和 50 年 9 月から同年 12 月までについては、申立人が所持する昭和 51 年 1 月 21 日発行の国民年金手帳及び社会保険庁の記録において、申立人は、同日に任意加入したものとされており、制度上、加入手続を行ったときからさかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、国民年金保険料をさかのぼって納付することもできず、申立人が 50 年 9 月に国民年金に任意加入したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、昭和 50 年 9 月から 51 年 3 月までの保険料を一括納付し、領収書をもらったとしているが、申立人が所持する国民年金手帳には、51 年 1 月から同年 3 月までの検認記録欄に検認印が押印されているのみであり、申立内容には不自然な点がある。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 77

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 46 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 46 年 11 月まで

私は、30 歳代であった当時、数年間さかのぼって国民年金に加入し、保険料を納付したと記憶しており、当時は集金人が来て手帳に何かを貼^はり付けていたことや、その後には領収書をもらったことを覚えている。今は何の証拠となる資料も所持していないが、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 46 年 12 月 23 日に払い出され、資格は任意加入となっており、制度上、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできないものであるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、数年間さかのぼって国民年金に加入したとする申立人の主張は不自然である。

また、申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

さらに、申立期間は 10 年余と長期間であるが、その間、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 78

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月から 59 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月から 59 年 2 月まで

昭和 58 年 9 月に離職し、その後、国民年金に加入した。国民年金保険料は妻が自宅で集金人に夫婦二人分を支払っていたはずなので、国民年金保険料の納付がなかったか改めて調査し、納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、離職後、社会保険事務所で昭和 58 年 9 月から国民年金に加入する手続きをしたと主張しているが、社会保険庁の記録では、申立人は、申立期間について国民年金には未加入となっており、その後、59 年 3 月から厚生年金保険の第四種被保険者となっていることが確認できる。

また、申立人は、妻が自宅で集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を支払っていたと主張しているが、妻の申立期間における国民年金保険料は口座振替制度を利用して納付されており、申立内容に齟齬^{そご}が見られる。

さらに、国民年金保険料を納付したとする時期や金額について、申立人の記憶が不明確であるとともに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで
昭和38年4月に結婚して以降、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

妻は20歳から国民年金に加入しており未納期間も無く、年金加入についての意識は高い。

社会保険庁の記録で、婚姻後2年間も私の分の国民年金保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、妻が申立人の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行っていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していなかったため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年4月時点では、申立期間に係る国民年金保険料の過年度納付が可能であるが、申立人及びその妻は過年度納付したとする明確な記憶が無い。

さらに、当時、A市の国民年金保険料の収納方法は印紙検認方式であり、国民年金手帳が無ければ納付できない期間であるが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、同じ敷地内に居住していた両親についても、申立人と同時期に国民年金手帳が払い出されているが、申立期間について、両親も国民年金保険料が未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年4月から46年3月まで

私の国民年金保険料の納付記録は、昭和42年4月から46年3月までの期間が未納とされている。

未納とされている期間に何度か転居しており、その都度、住民票は異動したが、転入手続の際には国民年金及び国民健康保険の住所変更の手続も併せて行うことが当然と思っていたので、国民年金の手続を行っていた。

また、国民年金保険料の納付は、納税と同様に国民の義務と思っているので、故意に未納とすることなど考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、申立期間に2度転居しており、転居の際には、国民年金及び国民健康保険の住所変更を併せて行ったと主張しているが、国民健康保険に係る住所変更の届出は行われていたものの、社会保険庁の特殊台帳の記録によると、申立期間における住所はA市B区（現在は、C区）D町とされており、同市E区及び同市B区F町への住所変更の記載が無く、国民年金に係る住所変更の届出が行われていないことがうかがわれ、申立人の主張と異なっている。

このため、A市E区に居住していた期間（昭和42年8月から43年7月まで）は、E区役所で国民年金被保険者名簿が作成されず、その後転居したB区F町での期間（43年8月から47年3月まで）は、国民年金被保険者台帳の住所と同一区内に戻っているもののB区D町の住所のままでは、集金人による納付は行うことができなかったと考えられるとともに、当該申立期間は、区役所で納付可能な期間であるが、区役所で納付していたとすると、2年半もの期間、住所の変更がなされなかったことは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 97

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年12月まで

私たち夫婦は、国民年金保険料を一緒に納付してきたが、平成6年4月から同年12月までの分について、社会保険庁の記録では、妻の分は納付済みになっているのに、私の分だけが申請免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書、預金通帳等）が無く、申立期間当時、申立人が国民年金保険料を納付していたとする妻の記憶は曖昧で、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、妻と一緒に納付したと主張しているが、A市の収滞納記録から、申立期間当時、妻の国民年金保険料については、納付書による納付又は妻名義の口座からの振替による納付が確認できる。一方、申立人の国民年金保険料については、社会保険庁及び同市の収滞納記録で申請免除となっており、妻と同様に納付書による納付及び口座振替手続が行われたことは確認できず、そのほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 98

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から50年3月まで

私は20歳になった際、市役所から国民年金保険料を納付してほしい旨の連絡を郵便で受け取り、その後、自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は銀行で納付書により納付した。

当時、私は短期大学在学中から自宅でピアノ教室を開き、実家も自営業（菓子業）をしており、国民年金保険料を納付できる十分な収入があり、社会保険庁の記録で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和50年9月に払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるほか、申立人は国民年金保険料を過年度納付した記憶は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、A市の昭和50年度の収滞納記録では、新規取得である旨の記号が記載されており、また、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料が、国民年金手帳記号番号の払出日（同年9月1日）以降の同年10月23日に一括で納付されているのが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 99

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から50年3月まで

私は、国民年金については、両親から納付するように言われ、市役所から請求があれば遅滞なく納付してきた。子供が小学生だった、当時は生活が苦しくて、兄から借金をして一括で妻の分と併せて納付した記憶があり、社会保険事務所の記録で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い。

また、申立人の国民年金保険料を併せて納付したとする妻も申立期間は未納となっており、申立人は納付時期について子供が小学生だったと主張していることから、第3回の特例納付であれば申立期間について納付することは可能であるが、申立人は、特例納付した場所、納付金額の記憶が無い。

さらに、申立人は、国民年金保険料を一括で納付するために、申立人の兄に借金したとしているが、その金額の記憶も無く、借用書等借金をしたことをうかがわせる関連資料も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から47年3月まで

国民年金制度ができて2年程経ったころ、さかのぼって加入することができるしゅうとめと民生委員の姑から聞いたので、市職員が集金に来る近所の公民館で国民年金保険料を何回か納付した。その後は納付組織による集金で納付していた。

当時、公民館に集金に来ていた職員の名前や、大きな台風が来て自宅を建て替えた時にも納めていたことを覚えているので、社会保険庁の記録で未加入や未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、国民年金手帳等）が無く、国民年金の加入あいまい手続や国民年金保険料の納付金額の記憶も曖昧である。

また、申立人は、国民年金制度発足後2年程度経過してから公民館で納付したとしているが、A市では、当時公民館で個人が納付する取扱いや過年度納付の収納事務も取り扱っていなかったとしている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年10月に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

国民年金制度ができて2年程経ったころ、さかのぼって加入することができると民生委員の母親から聞いたので、市職員が集金に来る近所の公民館で妻が国民年金保険料を納付したはずであるので、社会保険庁の記録で未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、国民年金手帳等）が無く、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の妻は、当時の記憶が曖昧である。

また、申立人は、国民年金制度発足後2年程度経過してから公民館で納付したとしているが、A市では、当時公民館で個人が納付する取扱いや過年度納付の収納事務も取り扱っていなかったとしている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年2月に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

私は、昭和36年から国民年金保険料を納付していたが、社会保険庁の記録では、45年4月からの納付となっている。

申立期間には、同一町内で引っ越したが、国民年金保険料は、転居前の自治会の集金人にきちんと納付したと記憶しており、社会保険庁の記録で未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を自治会の集金人に納付したとしているが、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたとしているが、申立期間における夫の納付状況は、厚生年金保険の被保険者期間を除いて、すべて未納となっており、申立人の主張と異なっている。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は昭和47年8月14日に夫婦連番で払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から40年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から40年2月まで
国民年金の納付記録について社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、申立期間について納付の事実が確認できないとの回答があった。
昭和39年3月から国民年金保険料を集金人による集金又は納付書により納めてきたので、社会保険庁の記録で未納とされていることに納得できない。
当時の領収書等はないが、国民年金保険料は納めていたので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人の記憶が明確でなく、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を集金人に納付していたとしているが、国民年金手帳記号番号の払出日からすると、申立期間に係る国民年金保険料を納付する場合は過年度納付となり、集金人に納付することはできず、申立人も過年度納付した記憶は無いとしているとともに、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 10 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 58 年 10 月から 60 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録について社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、申立期間について納付の事実が確認できなかったとの回答があった。

妻が私の国民年金保険料と一緒に支払っていたので、社会保険庁の記録で未納とされていることに納得できない。

当時の領収書等はないが、国民年金保険料は間違いなく納めていたので、納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、毎月、集金人に納付していたとしているが、A市では、申立期間当時、3か月ごとに集金が行われており、申立人の主張する納付方法と異なっている。

さらに、申立人は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとしているが、申立期間において、妻は、厚生年金保険に加入していたため、国民年金保険料を納付しておらず、申立人の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から49年6月までの国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から49年6月まで

私の父親は、昭和49年ごろ、父親の分の国民年金保険料を市役所で一括納付したのと同時に、私の国民年金の加入手続をして、44年4月から49年6月までの国民年金保険料をさかのぼって一括納付した。私の分として納付した国民年金保険料は5万円から7万円程度であった。

しかし、万が一、父親が納付していないとしても、私は、昭和43年4月に婚姻届をA市役所へ提出した際に、妻の分も含めて国民年金の加入手続をした。その後は集金人が来て、私又は父親が、妻の分と併せて私の分の国民年金保険料を納付した。

社会保険庁の記録では、妻の分は納付済みとなっているのに、私の分のみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を一括して納付したとする主張については、申立人の父親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、父親も既に死亡しており、申立人の国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

2 申立人が、昭和43年4月に妻と同時に国民年金の加入手続をし、その後、集金人に国民年金保険料を納付したとする主張についても、その当時、A市で申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、また、申立人又は父親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、申立人の国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、申立期間当時、集金人に国民年金保険料を支払った際、領収書の半券をもらったとしているが、A市では、昭和46年3月までは国民年

金手帳に検認印を押印する方式であり、申立人の主張と異なっている。

加えて、申立人が納付したとしている国民年金保険料の金額は、当該期間についての国民年金保険料を納付した場合の国民年金保険料額と異なっている。

- 3 A市の国民年金被保険者名簿では、申立人については、昭和49年7月1日に任意加入したとの記録となっている。また、社会保険庁の国民年金被保険者台帳では、申立人については、当初、49年7月1日に任意加入したことになっていたものが、61年1月13日に、36年4月1日に強制加入による資格取得へ訂正されており、申立人が国民年金保険料を納付していたとする時期においては、社会保険庁の記録上、申立人は、国民年金の未加入者であったと考えられる。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年1月から14年2月までの期間及び14年4月から15年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年1月から14年2月まで
② 平成14年4月から15年3月まで

平成13年1月から14年2月までの期間及び14年4月から15年3月までの期間は事業所に勤務し厚生年金保険に加入していたが、国民年金保険料の振込用紙が届いていたので毎月銀行で納めていた。

領収書の控えは捨ててしまっていて無いが、国民年金保険料を二重に支払っているのを返してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号は基礎年金番号に統合されているため、国民年金保険料を重複して納付すれば過誤納付が明らかになるはずであるが、A市での収滞納記録は存在せず、過誤納付の記録は確認できない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人に国民年金保険料の納付書が送付されていたことは考え難い。

加えて、申立人は、毎月銀行で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間に近接する平成14年3月の国民年金保険料を、同年10月29日に納付していることが確認でき、毎月納付していたという申立人の主張と異なっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 56

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月まで

会社退職後、国民年金の任意加入手続をするため市役所に行き、昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまでのすべての期間の国民年金保険料を納付していたと思う。社会保険事務所からの回答によると、58 年 7 月 6 日に資格喪失になっているが、そのような届出を提出した覚えは無く、申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は保険料の納付時期、納付金額、納付場所等についての記憶が不明確であり、国民年金の加入状況や保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できず、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 57

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から45年6月まで
会社退職後すぐに、区役所で妻が国民年金の加入手続をし、同区役所へ毎月二人分の国民年金保険料を同時に納めていた。茶色の年金手帳に領収の押印をしてもらっていた記憶がある。

昭和61年の第3号被保険者の手続に、妻が現住所地の役場に行った際、茶色の年金手帳は引き上げられた。申立期間について、未加入で未納とは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、会社退職後すぐに国民年金加入手続をしたとする区役所を管轄する社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿には申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、加入手続をしたとされる区役所でも申立人の被保険者名簿が存在していたことは確認できない。

さらに、申立人の年金手帳には、申立人が当時勤めていた会社を管轄する社会保険事務所が発行した押印があり、国民年金手帳記号番号欄は空欄であり、現住所地の役場で年金手帳が発行されたとする主張に矛盾がある。

加えて、申立人について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間について申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 5 月から平成元年 3 月まで

私の年金記録を確認したところ、20 歳となった昭和 61 年 5 月から、講師として学校に勤務する前の平成元年 3 月までの国民年金保険料の納付記録が無かった。

私は、平成 2 年 3 月末に勤務していた学校を退職し、同年の年末に初めて国民年金の加入手続をしたが、加入手続前の平成 2 年夏ごろと、加入手続後しばらくしてから、社会保険事務所から過去の未納分の国民年金保険料の納付書が郵送されてきて、それにより申立期間の国民年金保険料を納付したと記憶している。

しかし、先日、社会保険事務所から、私の国民年金の資格取得日は平成 2 年 4 月 1 日となっており、それ以前分の納付した国民年金保険料は、昭和 63 年 10 月から平成 2 年 3 月までの保険料として還付されていると聞かされたが、私には還付を受けた記憶は無く、還付金を振り込んだという銀行にも確認したが、10 年以上前の入出金記録は残っていないと言われた。

私の国民年金の資格取得日は、社会保険事務所には平成 2 年 4 月 1 日となっていると聞かされたが、私の年金手帳には昭和 61 年 5 月 4 日と記載されており、現在も訂正されていない。きちんと訂正してくれていれば国民年金保険料の還付についても銀行等に確認できたであろうが、今となっては自分では確認ができないので、第三者委員会に確認を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、加入手続前の平成 2 年夏ごろ、社会保険事務所から過去の未納分の国民年金保険料の納付書が郵送され、それにより申立期間の国民年金保険料を納付したと申し立てているが、国民年金の加入手続前には、社

会保険事務所から国民年金保険料の納付書が郵送されることは考えられず、申立内容には不自然な点がある。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は平成3年1月8日となっており、この時点においては、制度上、申立期間のうち、昭和61年5月から63年9月までの期間の国民年金保険料は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号の払出しをうかがわせる事情も見当たらない。

2 さらに、申立人は、国民年金の加入手続後しばらくしてから、社会保険事務所から郵送された国民年金保険料の納付書により保険料を納付したと申し立てているが、社会保険事務所には、申立人が加入手続をした時点において時効前の納付が可能であった昭和63年10月から平成2年3月までの国民年金保険料の領収済通知書が保存されており、申立人が加入手続後しばらくしてから納付したと申し立てているのは当該納付のことと考えるのが相当である。

しかし、当該納付による国民年金保険料については、資格記録訂正に伴う過誤納として、平成3年6月27日付けで申立人に対し口座振込により還付したことの記録が社会保険事務所に残っており、申立人は国民年金保険料の還付を受けた記憶は無いと申し立てているが、振込口座については申立人名義のものであることが確認でき、適正に還付されていたものと考えられる。

3 このほか、申立人については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月及び同年 5 月

私は、昭和 53 年 4 月末に当時勤めていた会社を退職し、退職後すぐに、市役所に、国民健康保険と国民年金の加入手続に行った。当時、国民年金保険料については、妻が夫婦分をいつも一緒に納付していた。

私達夫婦は昭和 53 年 5 月に別の市へ転居しており、私の申立期間の国民年金保険料を、妻は転居前と転居後のどちらの市役所で納付したか覚えていない。しかし、妻は、私が国民年金に加入している期間は、いつも夫婦分の国民年金保険料を一緒に納付していたと言っており、申立期間については、妻の保険料が納付済みとなっているのだから、私の保険料も納付されているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時勤めていた会社における厚生年金保険の資格喪失日は、当初から昭和 53 年 4 月 30 日となっており、その後における申立人の国民年金の資格取得日は 53 年 4 月 30 日とすべきところであるが、社会保険事務所では、53 年 6 月 6 日と登録されていたため、平成 7 年 10 月 12 日に、申立人の資格取得日を 53 年 6 月 6 日から同年 4 月 30 日に訂正していることが確認でき、申立期間は、当該訂正時点まで未納期間ではなく未加入期間であり、訂正処理をしたことにより未納期間として新たに発生したものである。

また、申立期間当時、申立人の国民年金の資格取得日は昭和 53 年 6 月 6 日となっており、申立人の申立期間の国民年金保険料は納付対象となっていなかったことから、市役所及び社会保険事務所は、申立人に、申立期間の国民年金保険料の納付を請求することはなかったと考えるのが合理的である。

さらに、平成 7 年の訂正時点においては、時効により、申立期間の国民年

金保険料を過年度納付することはできないほか、申立人については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 61

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、結婚後しばらくしてから国民年金に任意加入し、申立期間を含む昭和 55 年 4 月以降は金融機関の窓口で納付書により国民年金保険料を納付した。しかし、過日、私の記録を確認したところ、資格喪失を行ったため、58 年 4 月から 61 年 3 月までの間は国民年金未加入であることを知った。国民年金の資格喪失を行ったことは身に覚えが無く、申立期間中もそれ以前と同様に納付した記憶があるため、国民年金未加入となっていることに納得できない

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についても、申立期間より以前の時期と同様に国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、具体的な納付金額等を記憶していない。

また、市役所に保管されている申立人の被保険者名簿には、昭和 58 年 6 月 4 日届出により 58 年 4 月 1 日に資格喪失した旨が記載され、喪失理由欄には厚生年金保険等の他の年金制度加入者の配偶者であることを示す「配」の欄に丸印が付されていることから、任意加入していた国民年金の喪失を行ったことが確認でき、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 62

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 12 月までの期間、昭和 40 年 1 月から 43 年 3 月までの期間及び昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 38 年 12 月まで
② 昭和 40 年 1 月から 43 年 3 月まで
③ 昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月まで

当時、私は昼夜を問わず働きに出ている状態だったが、母親からは私の国民年金もちゃんと納付してくれていると聞いており、上記の未納期間以外は、母親はきちんと私の分を納付してくれていた。そのため、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 12 月までの期間については、その大半の時期で申立人と母親の居住地が異なっており、さらに、申立期間中に母親と同居していた複数の親族からも、申立期間中に母親が申立人の国民年金保険料を納付していたということについて明確な証言は得られず、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁及び市役所に残された記録によると、昭和 45 年 1 月前後に申立人の母親の 5 年年金加入手続が行われ、同年 4 月前後に申立人の国民年金手帳記号番号の払出しがなされていることから、申立人の母親が自分自身の国民年金加入手続を済ませた後に申立人の国民年金加入手続を行ったと考えるのが自然である。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 65

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月から44年3月まで

昭和44年10月ごろ、両親が、「国の年金は必ず加入して保険料を支払わなければならない。」と言っていたことから、私の国民年金保険料を遡^{さかのぼ}って支払ってくれたはずである。その両親もすでに死亡し、詳しいことは分からないが、国民年金保険料は支払っていたはずなので、申立期間について納付済みとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、両親が申立人の国民年金保険料を納付していたはずであると主張するものの、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書、両親のメモ等）が無い上、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等も不明である。

また、当時の住所地を管轄する社会保険事務所の被保険者記録によると、申立人は昭和44年10月に国民年金に加入しており、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことは確認できず、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 66

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月から46年3月まで

私は、昭和48年12月に市役所へ行き、国民年金の加入手続を行った。その時、自分の過去の未納分すべてを納付したいと思い、市役所の窓口で自分の希望を述べた上で、2、3万円程度支払った。

しかし、現在の記録では、加入手続時に納付したはずの昭和37年8月から46年3月までの期間が未納となっており、46年4月分からしか納付が認められていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続時に、自身の未納期間8年8か月分すべてを納付したと主張しているが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、市役所の被保険者名簿に記載された納付記録及び申立人の国民年金手帳に押印された検認印の日付を見ると、申立人は昭和48年12月20日に、46年4月分から48年12月分までの国民年金保険料を納付した旨が記載されており、この時に納付した保険料額は、申立人が加入手続時に支払ったと主張する金額とおおむね一致している。

さらに、過年度分の国民年金保険料の納付については、制度上、過去2年分しかさかのぼって納付することができず、申立期間の一部は時効により納付することができない期間であり、申立人については、申立期間分を完納するためには特例納付によらなければならないが、申立人が加入手続を行った時点では特例納付は実施されておらず、その後、申立人が特例納付を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 51

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から45年5月までの期間及び46年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月から45年5月まで
② 昭和46年11月

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納との回答をもらった。

昭和43年3月から同年9月までの分については、当初未納とされていたのが、社会保険庁の間違いが明らかになり納付と修正された経緯があるので、申立期間についても間違えているのではないかと。国民年金保険料については、近所の納付団体の代表者に納めたのは事実であるので認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、領収書等）は無い。

また、昭和44年11月から45年5月までの期間及び46年11月については、当時、市町村役場の国民年金保険料徴収簿の記録から、厚生年金保険に加入中として処理されており、納付書の発行はしていなかったことがうかがわれ、したがって当時、申立人は国民年金保険料を納めることはできなかったものと推認される。

さらに、申立期間については、昭和62年の厚生年金保険被保険者の加入期間照会により、厚生年金保険加入期間とされていたものを国民年金加入期間に訂正されたものであり、その時点では、時効であるため保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、当初未納とされ、後に納付と修正された昭和43年3月から同年9月までの保険料については、いったん、申立人が納付した国民年金保険料を社会保険事務所が十分に確認しないまま、誤って昭和45年に還付したものであ

り（平成 19 年 6 月 27 日付けで納付と訂正済み）、納付したことが確認できない申立期間とは同一視できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から46年3月まで

私は、昭和54年か55年ごろに、以前居住していた市町村の役場職員と名乗る男性が自宅に来て、未納であった国民年金保険料を特例納付するよう勧められたため、申立期間の保険料をその場で一括で特例納付したが、社会保険庁の年金記録では納付したことになっておらず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を特例納付したとする時期は、第3回目の特例納付の実施期間であるものの、社会保険庁の年金記録上、申立期間は、すべて任意加入期間であり、特例納付できない期間である。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が納付したと主張する金額も、申立期間について特例納付した場合の金額と大きく異なっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から40年3月まで

私は、母親から「最初から国民年金保険料を納付しておいた。」と聞いていたが、社会保険庁の年金記録では、申立期間が未納とされている。

母親が国民年金の加入手続や保険料納付を行っていたため、納付した保険料額や納付方法等は分からないが、納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人及び申立人の母親は、昭和40年3月に国民年金加入手続を行っていることが確認できるが、申立人の母親も申立人と同様に、40年3月以前の期間の国民年金保険料は未納となっている。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和40年3月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 71

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から51年6月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実の確認ができなかったとの回答をもらった。昭和51年7月に転職後、市役所から国民年金に加入するよう通知が来たので、国民年金への加入手続を行ったところ、その後納付督促があり、金額が多額であったため分割して納付した。国民年金加入後は納付はすべて行っており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の強制加入期間に加入手続を行っていることから、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、加入手続を行った日ではなく、強制加入期間の始期（昭和50年2月）までさかのぼった日となっている。

一方、国民年金に任意加入した被保険者の資格取得日は、加入手続を行った日であることから、申立人が、国民年金の加入手続を行った日は、①申立人の国民年金手帳記号番号より前の番号で任意加入した被保険者の資格取得日と②申立人の国民年金手帳記号番号より後の番号で任意加入した被保険者の資格取得日の間と推定できる。これにより、申立人が国民年金の加入手続を行った日は、昭和53年6月から7月までの間と認められる。

このことから、申立期間の国民年金保険料のうち14か月分は、国民年金被保険者資格取得届の提出日には、時効により、徴収できないものとなっている。

また、申立人は、昭和51年7月ごろに国民年金の加入手続を行い、保険料を分割して納付したとしているが、社会保険庁の記録では、申立人が資

格取得手続をしたと推定できる 53 年 6 月から同年 7 月の後に、51 年 7 月から 53 年 3 月までの保険料を分割して納付したことが確認でき、申立人が納付したとする国民年金保険料は、当該期間についての記憶である可能性がある。

そのほか、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 3 月まで

平成 19 年 7 月 3 日に社会保険事務所に国民年金保険料納付記録の照会申出書を夫婦同時に提出したところ、夫婦とも申立期間について納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間は商店を経営しており、高額所得者でもあり、毎月 2,000 円くらいと記憶している国民年金保険料の納付は困難な状況ではなかった。

毎月の国民年金保険料は、市の嘱託職員が店頭で集金に来ており、領収書は大事に保管していたが、年金をもらうようになって廃棄した。

保険料を支払っていたことは確かであり、経理を担当していた妻が支払っていたので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の前に1年10か月の未加入期間があり、申立人の妻は40歳代半ばになって年金制度（国民年金）に加入しているほか、申立期間当時に同居していた申立人の次男も、申立人が「25歳になって加入すればいいと思っていた。」として、申立期間当時は国民年金に加入しておらず、26歳で国民年金に加入した直後の1年間は、国民年金保険料の支払について全額免除申請している等、申立人夫婦の国民年金に対する意識は必ずしも高かったとは認められない。

さらに、申立人から提出された昭和53年から56年までの確定申告書によれば、申立期間の一部を含む53年分の社会保険料控除額（国民年金分）は「0円」である一方、54年分では昭和53年度の国民年金保険料が含まれると推認される金額で記載があることから、同年度の国民年金保険料に

については、当初、未納であったものを事後に納付したことがうかがわれ、確定申告書が保存されていない 52 年分についても、未納としていた可能性は否定できない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

平成19年7月3日に社会保険事務所に国民年金保険料納付記録の照会申出書を夫婦同時に提出したところ、夫婦とも申立期間について納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間は商店を経営しており、高額所得者でもあり、毎月2,000円くらいと記憶している国民年金保険料の納付は困難な状況ではなかった。

毎月の国民年金保険料は、市の嘱託職員が店頭で集金に来ており、領収書は大事に保管していたが、年金をもらうようになって廃棄した。

保険料を支払っていたことは確かであり、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、40歳代半ばにおいて年金制度（国民年金）に加入しており、申立人の夫も申立期間の前に1年10か月の未加入期間があるほか、申立期間当時に同居していた申立人の次男も、申立人の夫が「25歳になって加入すればいいと思っていた。」として、申立期間当時は国民年金に加入しておらず、26歳で国民年金に加入した直後の1年間は、国民年金保険料の支払について全額免除申請している等、申立人夫婦の国民年金に対する意識は必ずしも高かったとは認められない。

さらに、申立人から提出された昭和53年から56年までの夫の確定申告書によれば、申立期間の一部を含む53年分の社会保険料控除額（国民年金分）は「0円」である一方、54年分では昭和53年度の国民年金保険料が含まれると推認される金額で記載があることから、同年度の国民年金保険料については、当初、未納であったものを事後に納付したことがうかが

われ、夫の確定申告書が保存されていない 52 年分についても、未納としていた可能性は否定できない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 75

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月から同年 12 月までの期間、平成元年 12 月、10 年 10 月から同年 11 月までの期間及び 12 年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 5 月から同年 12 月まで
② 平成元年 12 月
③ 平成 10 年 10 月から同年 11 月まで
④ 平成 12 年 2 月

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

国民年金の加入手続、保険料の納付状況等について、詳しいことは覚えていないが、保険料を納付した記憶がある。

申立期間について未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶は曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間は、国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 76

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年1月から41年2月まで

私は、学生時代に父親から一度だけ「国民年金に加入し、保険料を払っている」と聞いたことがあり、また、領収書を見た記憶がある。

社会保険庁の記録では、申立期間に係る加入記録が無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付について関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、申立人は、見たことがあるとする領収書について、「下二桁が30円だった記憶がある」と述べているが、申立期間についての保険料額は必ず百円単位（下二桁が00円）となることから、申立人の記憶が確かなものであるとは認め難い。

さらに、申立期間は、国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間であり、申立人に対し国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 77

第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から7年6月までの期間、8年6月から同年12月までの期間、10年4月から11年9月までの期間及び11年10月から12年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年6月から7年6月まで
② 平成8年6月から同年12月まで
③ 平成10年4月から11年9月まで
④ 平成11年10月から12年1月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間の国民年金保険料は、自分の両親が、平成15年4月から7月ころ、兄の保険料と併せて納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間について国民年金保険料を納付していることを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の両親が平成15年に申立期間の国民年金保険料を納付したという主張は、その時点では申立期間①、申立期間②及び申立期間③については時効により納付できないこと、及び申立期間①及び申立期間②については未加入期間であることから不合理である。

さらに、申立期間すべてについて納付した場合の保険料額は、申立人の両親が納付したとする金額と大きく相違している上、平成15年時点で納付可能であった、申請免除期間である申立期間④についてのみ追納を行ったと仮定しても、実際の保険料額と申立ての金額は合致しない。

加えて、申立人の国民年金保険料と同時に納付したとされる申立人の兄についても納付の事実は確認できず、申立人に対して、平成9年1月に厚生年金保

険に加入した際に付番された基礎年金番号のほかに、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 78

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から9年3月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
申立期間の国民年金保険料は、自分の両親が、平成15年4月から7月ころ、妹の国民年金保険料と併せて納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間について国民年金保険料を納付していることを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の両親が平成15年に申立期間の国民年金保険料を納付したという主張は、その時点で申立期間は時効であることから納付できないこと、及び申立期間は未加入期間であることから不合理である。

さらに、申立期間について納付した場合の保険料額は、申立人の両親が納付したとする金額と大きく相違し、申立人の国民年金保険料と同時に納付したとされる申立人の妹についても、納付の事実は確認できない。

加えて、申立人に対して、平成9年4月に厚生年金保険に加入した際に付番された基礎年金番号のほかに、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 79

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間当時、私は県外の大学に通学していたが、学生が強制加入となったことを聞いた母親が、実家の所在する市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料も母親が納付していた。

社会保険庁の記録では、申立期間について未加入とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立期間当時、申立人は住民票の住所地を実家の住所地と異なる大学の所在する県に異動しており、申立人の母親が国民年金の加入手続を行ったとする市役所では、国民年金に加入することは制度上できない。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付について関与しておらず、申立人の母親に聴取しても国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間は、国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から48年12月まで
昭和51年4月に旧A町(現在は、B町)役場に婚姻届を提出したが、その際、役場の職員から20歳まで92か月分さかのぼって年金保険料の納付が可能との説明を受け、持ち合わせがあったため、当日、一括納付した。最近、社会保険事務所で確認したところ、27か月分しかさかのぼって納付した記録となっておらず、上記期間が未納となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月に約5年間の未納分を一括納付したと主張しているが、その時点で申立期間の保険料は時効により納付することはできず、当時は特例納付できない期間である。

また、申立人は、未納分の保険料を旧A町役場で支払ったとしているが、当該未納期間の保険料は過年度の保険料に該当し、制度上、市町村では収納できないこととなっている。なお、B町で確認したところ、町で取り扱ったのは現年度保険料のみで、過年度保険料に関しては受け取ることは無いとしている。

さらに、申立人による当時の詳細な状況説明は得られたものの、本人の証言以外に申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

島根国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から55年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から55年6月まで

申立期間の当時、妻は毎月夫婦二人分の国民年金保険料を金融機関の窓口で支払っていたという。また、妻は申立期間についても国民年金保険料は納付済みである。当時、A市区町村等から国民年金への加入の督促も無く、また十分な収入もあったことから、未加入となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（預貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等）は無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の妻に対して聴取することができないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁が保管している記録及びA市区町村が保管している国民年金被保険者名簿の記録には、申立人が申立期間において国民年金に加入していた記録が無く、申立人の妻は、申立期間以前から加入していた国民年金の被保険者種別の変更を適切に行っていないことから、申立人が厚生年金保険の資格を喪失した昭和52年3月に申立人の国民年金加入手続は行われなかった可能性は否定できず、申立人の妻についてのみ国民年金保険料の納付が行われたとしても不自然ではない。

さらに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から44年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から44年4月まで
申立期間当時、A市区町村の職員からさかのぼって過去の保険料を納めないと年金をもらえないと言われたので、4万円程度の保険料ですべて納めたはずである。いつごろ納めたかは全く分からないが、未納の期間は無いはずであり、申立期間について納付記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳記号番号の払出日からみて昭和50年2月ごろに国民年金の加入手続を行ったものと考えられる。

一方、申立人は、大正8年生まれであり、国民年金の老齢給付の受給要件は、国民年金保険料の納付済期間及び免除期間を合算して14年以上あること（老齢年金）又は通算対象期間を合算して14年以上あること（通算老齢年金）が必要となるが、申立人が国民年金の加入手続を行った時点では、通算対象期間（未加入であった国民年金の任意加入対象期間）が45か月あったのみであり、申立人が60歳になるまでの期間から逆算した場合、申立期間後である昭和44年5月以降の国民年金保険料を納付することによって、受給資格を満たすことになる。

また、昭和50年2月の時点で、過年度納付、現年度納付及び当時実施されていた第2回特例納付により、44年5月から50年2月までの国民年金保険料を納付した場合の保険料額は3万9,600円となり、申立人が主張する納付金額（4万円程度）と一致する。

これらのことから、申立人は、国民年金加入とともに、受給資格を満たすために最低限必要な期間について国民年金保険料を納付したと理解するのが妥当である。

さらに、申立人に対して昭和 50 年 2 月より前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から50年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から50年2月まで

申立期間については、A事業所において住み込みで働いており、20歳到達後、国民年金加入の案内が来たため、B市区町村に出向いて加入手続をし、自治会の集金により納付していた。その後、昭和46年11月4日に結婚し、住所を異動した後も、50年3月20日にA事業所を退職するまでB市区町村の自治会で納付していた。当時納付していたことは事実であり、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（預貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等）は無く、申立人が集金により保険料を納付していたことについての証言等も得られず、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年3月10日に任意加入した時に払出しをされているが、その時点で申立期間の大部分は任意加入の対象期間であるため、制度上、さかのぼって加入することはできず、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は昭和46年11月に結婚し、C市区町村に住所を異動した以降は、住所地が異なるため、B市区町村の自治会で国民年金保険料を納付することはできず、申立人の主張は不合理であると考えざるを得ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から46年3月まで

私が昭和43年5月に体調を崩して実家に帰郷した際、母親（平成17年死亡）が、「あなたの国民年金の手続をし、仕事に就くまでは保険料を納付しておく。」と言っていた。また、私が仕事に就いた際にも、「国民年金保険料を納付している。」と言っていたので、保険料は納付されていると思っていた。

母親自身は、申立期間中は漏れなく保険料を納付しているのに、私の分だけ納付していないはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、昭和43年5月の時点で申立人の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和46年5月26日以降と推定され、国民年金被保険者台帳には、申立人の国民年金手帳の交付は同年6月4日と記載されていることから、同年5月以降に国民年金加入手続が行われたと考えられる。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 54 年 3 月まで
大学卒業後に実家の父親が経営する診療所を手伝っていた申立期間については、亡くなった父親から私の国民年金保険料を納付していると聞いており、未加入とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、父親は既に死亡し、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、国民年金の具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 54 年 4 月に国民年金に任意加入しており、その時点では申立期間の一部は時効で納付できない期間であること、及び任意加入の対象となる期間は、制度上、さかのぼって加入できないことから、それ以前の国民年金保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連事情、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 33

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 56 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、市役所の支所で納付したと記憶しており、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が出産のため勤務先を一時退職していた時期における任意加入の未加入期間であり、任意加入は、加入手続後でないと保険料を納付できない期間であるが、申立人から聴取しても申立期間の加入手続の状況が不明であり、加入していたことを示す関連資料や周辺事情も見当たらない。

また、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付状況に関する申立人の記憶も曖昧であり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連事情、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月までの期間、38 年 9 月から 41 年 5 月までの期間及び 42 年 1 月から 43 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 38 年 9 月から 41 年 5 月まで
③ 昭和 42 年 1 月から 43 年 11 月まで

短大在学中の昭和 37 年に 20 歳になり、母親が A 町役場で国民年金の加入手続を行い、婦人会を通じて保険料を納付していた。昭和 43 年 12 月、結婚により B 市に転出した後は、夫又は義母が婦人会を通じて保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、いずれの申立期間においても、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、保険料を納付していたとする申立人の母親及び婚姻後においては申立人の夫又は義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 43 年 12 月に国民年金に任意加入しており、その時点では申立期間の一部は時効により納付できない期間であること、及び任意加入の対象となる期間は、制度上、さかのぼって加入できないことから、それ以前の国民年金保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、仮に申立内容のとおり、申立人が 20 歳の時点で国民年金に加入していた場合、43 年 11 月までの間に、厚生年金保険の資格取得及び資格喪失

に伴う国民年金の資格喪失及び資格取得手続、婚姻に伴う国民年金被保険者種別の変更手続等が必要となるが、申立人にはこれらの手続の記憶は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 40 年 4 月までの期間、42 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月から 40 年 4 月まで
② 昭和 42 年 2 月及び同年 3 月

市町村から国民年金の任意加入を勧められたので、国民年金に加入し、町内会を通じて保険料を納付していた。また、転居後の申立期間②についても、町内会を通じて納付していたので、未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間以降転居を繰り返しているが、申立期間以降の住所歴に関する申立人の記憶は住民票の住所地と相違しており、申立期間②の時期には申立ての市町村では加入手続きができなかったものと認められる。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間に納付したとする金額は当時の保険料額と大きく相違している。

さらに、申立期間は任意未加入期間であり、別の国民年金手帳が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立内容は、申立期間以降の記録上納付済みとなっている時期の事柄（加入手続きの状況等）に符合している部分が見受けられることから、申立期間以降に係る記憶に基づくものであると考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 36

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年10月までの期間、2年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から同年10月まで
② 平成2年1月及び同年2月

父親が経営する自営業の手伝いをしていた申立期間については、父親が父母と姉及び私の4人分の国民年金保険料を出入りの金融機関の職員を通じて毎月納付していたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、父親は既に死亡し、申立人自身は保険料の納付に直接関与していないため、国民年金保険料の具体的な納付状況が不明である。

また、申立人は、納付済みとなっている期間のうちの最初の部分である平成元年11月、同年12月及び2年3月の保険料を平成3年度に過年度納付している一方、申立人と一緒に保険料を納付していたとされる姉については、当該期間を現年度納付していることが社会保険庁の記録から確認でき、姉と同様に納付していたとする申立人の主張と相違する。

さらに、申立人の姉も申立人と同様に国民年金加入当初に未納がみられる。これら申立内容及びこれまでに収集した関連事情、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
平成 19 年 6 月 15 日に、国民年金納付記録を確認したところ、申立期間が未納との回答をもらった。

昭和 48 年 12 月に A 大学を退職、49 年 1 月に国民年金に加入し、母親が保険料を納付し続けてくれていた。52 年 9 月に B 市立小学校に臨時的教諭に任用されたことを契機に、同年 9 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を B 市内の郵便局で自分が納付した。

したがって、申立期間が未納となっていることは、全く考えられない。

領収書などは、昭和 53 年 4 月及び 58 年 4 月に引っ越しをした際に紛失したのではないかと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付済期間となっている申立期間直前の期間については領収書を所持しているが、申立期間について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人に対する事情聴取においても、申立期間である昭和 52 年度第 4 期分の納付場所として申し立てている B 市内の郵便局についての記憶が必ずしも明確ではなく、他界した母親に納付を頼んだのかもしれないなどと、納付状況について申立人の記憶は非常に曖昧であり、保険料の納付を推測できる事情がうかがわれない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から同年6月まで

国民年金保険料は、私の分は60歳になるまで、夫（昭和9年生）の分は62歳まで、夫婦の分を一緒に納めていた。

保険料の納付方法については、昔は町内の婦人会の方に保険料を渡していたが、いつからかはっきり覚えていないが、家に出入りしていた銀行員に保険料を渡していたと思う。その際、預り証や領収書を受け取った記憶は無い。

私の年金額がこんなに少ないはずはないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年3月の国民年金保険料を納付した時点で、昭和10年7月生まれの国民年金被保険者が、老齢基礎年金を満額受給できる加入可能年数である34年間（408か月間）の保険料を納付したことになり、A市からは、申立期間当時、加入可能年数を完納した被保険者に対して納付書を送付しない取扱いを行っていたと思われるとの回答を得ていることから、申立人あてに納付書が送付されなかったと考えられる。

また、申立人が一緒に保険料を納付したとする、その夫の納付状況を確認したところ、夫は平成5年4月30日に国民年金の資格を喪失しており、申立期間当時、保険料が納付された記録となっていない。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から40年3月まで

自営業を始めるため会社を辞めて実家に帰り、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、主として妻が婦人会の集金人に払っていた。婦人会の集金が無くなった後は、市役所の人かどうかは分からないが、集金人にその都度払っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、集金人に国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、未加入期間とされている申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

しかも、国民年金保険料額や国民年金手帳の形態などの記憶が曖昧で、保険料の納付状況も不明である。

また、国民年金手帳記号番号の払出日及び資格取得日は申立人の妻と同一年月日となっており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、国民年金保険料の納付を主に行っていたとされる申立人の妻も申立期間は未加入期間であり、申立人の保険料だけを納付していたことは不自然である。

加えて、婦人会の集金組織の状況や集金関係者への照会を行うことに対して申立人から強い拒絶があり、申立てを認めることについて肯定的な周辺事情を見いだすことができない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 70

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 39 年 3 月までの期間及び 45 年 1 月から 49 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 45 年 1 月から 49 年 12 月まで

私は、昭和 43 年 3 月 9 日まで A 市在住であり、①38 年 3 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料は、母が納付していたと聞いていた。母は既に亡くなっているため、支払方法等の詳細は不明である。

また、②昭和 45 年 1 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料は B 市 C 町の自治会の納税担当者の家まで、私が持って行ってたか、銀行等で納付していた記憶がある。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和 38 年 3 月から 39 年 3 月までの期間については、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿等）が無く、また、申立人は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間のうち、②昭和 45 年 1 月から 49 年 12 月までについては、当初払い出されたものとは別の国民年金手帳記号番号が、申立人が B 市へ転入した昭和 52 年 2 月、同年 3 月ごろに払い出されており、その時点においては、国民年金保険料は時効により納付できない期間である。

さらに、昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料が 52 年 4 月に、また、51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料が 53 年 2 月に過年度保険料として納付されているものの、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 71

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの期間並びに52年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から52年3月まで
② 昭和52年4月及び同年5月

①昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料は、夫が、毎月2,200円をA市役所において納付していた。未納とされていることに納得できない。

また、②昭和52年4月及び同年5月の国民年金保険料は、①の期間に引き続き納付書によって納付した上に、52年5月から口座振替にしたため、重複納付となっているにもかかわらず、保険料の還付を受けていないことについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和51年4月から52年3月までの期間については、申立人は、夫が被用者年金制度（共済組合）の加入者であったため、任意加入対象者であり、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和52年4月に払い出されていることから、国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間のうち、②昭和52年4月及び同年5月については、申立人は、申立期間①に引き続き納付したと申し立てているが、申立期間①が国民年金保険料を納付できない期間であることを前提にすれば、申立内容は不合理である。

さらに、申立期間②当時、国民年金保険料の納付が3か月ごとであったため、この期間の保険料を納付するためには、A市へ1か月ごとの納付の申請を行う必要があるが、申立人は、当時の状況について具体的に記憶しておらず、そのことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(預金通帳、家計簿等)が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 72

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から52年3月まで

昭和51年に結婚した後、妻から国民年金のことを聞かれ、加入していなかったため、52年に妻が市役所へ行き、20歳までさかのぼって加入手続をした。加入手続の際、市役所の人に「20歳からの未納分が納められるか。」と聞いたら「納められる。」と言われ、未納分を計算してくれたので、申立期間の保険料をその場で納めた。「これで20歳からの年金がかかりましたね。」と聞いたら「はい。」と言われた。

妻の記憶では、納付した金額は、7万円か10万円くらいであり、その時20万円くらいのお金の手持ちがあった。

今回の申立てで、保険料納付が分かるものを探したところ、保険料控除申告書が見付かった。この中には、国民年金保険料が社会保険料控除されている年がある。私は知らなかったが、18歳から働いていたので、20歳から母が国民年金保険料を納付していたのではないかと思われる。

私の国民年金保険料を妻と母が納付していたことについて、それぞれ年金記録を確認してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が申立人の国民年金の加入手続をした時に、国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、特例納付が実施されていた時期でもない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付したことに加えて、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたと思われるとの申立てをしているが、申立人から提出のあった給与所得者の保険料控除申告書

については、一部の年の社会保険料控除欄に国民年金保険料の記載があるものの、申立期間すべてに係る資料の提出は無く、国民年金保険料は、同居している家族であれば保険料控除申告書に記載することが可能であることから、申立人の保険料控除申告書について、一部の年の社会保険料控除欄に国民年金保険料の記載があることを根拠に、申立期間すべてについて、申立人が国民年金保険料を納付していたとすることには無理がある。

さらに、申立人から提出された保険料控除申告書以外に、申立人の妻及び母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無い上、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 73

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から49年10月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、「昭和40年1月から49年10月についての納付事実が確認できなかった。」との回答をもらったが納得がいかない。

納付時期は、はっきりと覚えていないが、昭和42年ごろから55年ごろだと思う。毎月の保険料とは別に5万円を納付すれば、過去の国民年金保険料はすべて納付したことになると、市の有線放送で言っていたので、毎月集金に来ていた未亡人会の人に5万円を渡したことを記憶している。

領収書はもらっておらず、未亡人会の人を信用していたので、疑問にも思わなかった。

間違いなく言えるのは、年金を受給しなかったので、過去の分をさかのぼって納付したということである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、任意加入対象者であるため、国民年金の加入手続を行ったことが確認できる時点においては、申立期間は国民年金の未加入期間であり、さかのぼって国民年金保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料の納付時期等についての記憶が不明確である上、申立人が一括納付したと主張している金額は、いずれの特例納付の場合であっても、申立期間の国民年金保険料額と相違している。

さらに、当時、当該地区では、集金組織が存在していたが、特例納付や過年

度納付の集金を行っていたことは確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 74

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から47年3月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、「昭和45年9月から47年3月についての納付事実が確認できなかった。」との回答を受けたが納付できない。

私は、小学6年生のころから、結婚退社する27歳まで、店に住み込みで働いていた。

当時、給料は無かったが、退職時に、店の経営者夫婦が、「将来のことを考えて国民年金に加入し、国民年金保険料を全額納付しているので、後は、自分で納付するように。」と言って国民年金手帳を渡してくれた。

納付金額は、経営者夫婦が納付してくれていたため承知していない。納付場所は、町役場と聞いている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が住み込みで働いていた店の経営者夫婦が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、経営者夫婦は既に死亡しており、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 77

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から57年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から57年6月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間について、「納付事実が確認できなかった」との回答を受けたが納得できない。

結婚式を挙げた後、半年ぐらいして会社を退職し、夫と二人で喫茶店の経営を始め、その際、厚生年金保険から国民年金への切替手続はしなかったと思うが、その後、市から国民年金保険料の納付書が送付されるようになった。

申立期間における国民年金保険料の納付方法については、一部、夫婦別々に納付したことがあったかもしれないが、大半は夫の保険料と一緒に、取引先の信用金庫又は市役所で納付していた。

国民年金保険料の納付時期及び納付額については、よく覚えていないが、数回分の保険料をまとめて納付したこともあったと思う。

申立期間について、夫の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）が無い上、申立人の記憶が不明確であることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、昭和59年6月以降と推測され、申立期間は、一部の期間（57年4月から同年6月までの期間）を除き、時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案58

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月

国民年金手帳の初めて被保険者になった日が昭和49年2月28日になっているので、その時から納付していると思っていた。

一緒に納めてきた夫の分は納付済みになっているのに、私の分だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付方法、納付場所、納付金額等についての記憶が曖昧であり、申立人の夫についても、国民年金保険料の納付について関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿等）が無い。

さらに、申立人は、申立人の義父が申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付を行った可能性があるとして申し立てているが、義父については、申立期間当時の状況を聴取することが困難な状況にある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案 60

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和40年の第1回目の納付の時期に、役場の係員から、5年間さかのぼって支払わないと資格が無くなるし、国民年金を受けるころに国民年金がもらえないと指摘されて、5回の分割で役場に納付した。領収書など証拠になるものは残っていないが、5回で3万円から4万円の国民年金保険料を納付した記憶があり、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和40年に5年間さかのぼって納付したと主張しているが、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の主張する国民年金保険料の納付金額は、申立期間の国民年金保険料と大きく相違しており、申立内容は不自然である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案61

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年8月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年8月から55年3月まで

私が20歳になった時、完成して間もない役場新庁舎で父親が国民年金の加入手続きをしてくれて、父親が役場の出納室で国民年金保険料を納付してくれていた。

20歳以後、ずっと納付してくれているはずにもかかわらず、未納期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親についても、申立期間に係る国民年金の加入^{あいまい}手続き及び保険料納付に関する記憶は曖昧であり、申立期間に係る国民年金の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は過年度となるが、過年度納付をうかがわせる事情は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から53年10月までの期間及び54年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、追納していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から53年10月まで
② 昭和54年4月から同年10月まで

平成3年か4年ごろに、約5年間分の国民年金保険料として15万円ないし20万円を追納するようにとの通知が届いたため、息子の嫁が社会保険事務所に行き納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申請免除とされている申立期間の国民年金保険料を、平成3年か4年ごろに一括して納付したと主張しているが、免除期間に係る保険料の追納は、納付する時点から10年以内に限ってすることができることされており、申立人が追納をしたとする時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫についても、申立期間の国民年金保険料は、申請免除となっており、追納されていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 67

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から52年4月まで

私は、夫の転勤を契機に、市役所支所で国民年金の加入手続を行い、1か月又は2か月ごとに同支所で国民年金保険料を納付していた。その際、国民年金保険料の領収書を受け取っていたが、転居等で紛失してしまった。

市役所支所で国民年金保険料を納付していたと記憶しており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、納付場所や納付方法についての申立人の主張は事実と相違し、納付金額についての申立人の記憶も明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間は任意加入期間で、社会保険庁の記録によると、申立期間は未加入期間となっており、さかのぼって国民年金保険料の納付ができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 69

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 50 年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 50 年 11 月まで

私は、会社を退職した昭和 47 年 4 月ごろ、市役所で国民年金に任意加入し、以後、自宅に来た集金人に保険料を納付していた。集金人は^{だいたい}橙色の年金手帳に月日の入った丸い印を押していた。

昭和 50 年 12 月から銀行での支払いに変更した際、^{うぐいす}鶯色の国民年金手帳が届き、手帳が 2 冊になったが、その後 56 年に転出の手続をした時、^{だいたい}橙色の手帳は「不要」と言われ、市役所に返納した。未納や未加入になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金受付処理簿によると、申立期間当時、国民年金の任意加入の対象者であった申立人が国民年金に任意加入したのは昭和 48 年 1 月であることが確認でき、申立期間の一部（昭和 47 年 4 月から同年 12 月までの期間）は未加入期間で、国民年金保険料の納付ができない期間である。

また、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が居住する市が保管する国民年金手帳検認簿及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は、昭和 48 年 1 月に任意加入したものの、国民年金保険料を納付しなかったため、同年 4 月に任意加入者資格喪失届を行ったこととなっており、社会保険庁の記録に不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 70

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

昭和 36 年に町内会の役員から国民年金に加入するよう勧められ、町内の納付組織を通じて夫の分と併せて、私が毎月 200 円ずつ納付した。保険料月額は、その後、150 円、200 円、250 円と上がっていった。

夫の保険料がすべて納付済みされているのに、私の分が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、昭和 42 年度の申立人及びその夫の国民年金保険料の納付状況に係る検認日が異なっていることから、夫の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立内容には不自然な点が見受けられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 42 年 7 月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 71

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年11月から46年3月まで
昭和42年10月の結婚を契機に、同年11月か12月に夫が市役所で国民年金の加入手続をし、以後、夫が集金人に、義父母、夫及び私の4人分の保険料を支払った。
領収書は処分したので今は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和46年9月時点では、申立期間の一部は時効により納付ができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 72

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 8 月まで

会社に勤めていない間は、実家で国民年金保険料を納付していた。集金人が自宅に来たり自分が集金人宅に行ったりといろいろだったが、集金人に納付していた。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料として月額 500 円か 600 円ぐらいを納付したと主張しているが、申立期間当時の保険料月額とは大きく異なっている。

さらに、申立人が居住していた市では、申立期間当時、国民年金保険料は国民年金印紙による納付方法が採られていたが、申立人の国民年金手帳の該当箇所には検認印が押印されていない。

加えて、申立人の国民年金手帳によると、申立人は、社会保険庁の記録どおり、昭和 46 年 2 月に国民年金被保険者資格を取得し、47 年 6 月に同資格を喪失していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から45年12月まで

昭和44年11月に会社を退職した後、国民健康保険と同時に国民年金にも加入したはずである。申立期間当時は、公会堂で区長が国民年金保険料を集金しており、母親が私と両親の分を一緒に納付していた。

昭和47年9月に再び国民年金に加入する際、申立期間当時の国民年金手帳がどこにあるのかが分からず、新たに年金手帳を発行してもらった記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人及び申立人の母親から聴取しても、加入手続の時期や納付金額等は明確ではなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年11月の時点では、申立期間の大部分（昭和44年11月から45年9月までの期間）は、時効により国民年金保険料を納めることができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から同年9月まで
平成元年1月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、納付場所、金額、納付方法等について、申立人から聴取しようとしても、申立人は病気で聴取を行える状態になく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親及び夫からも、申立期間の国民年金保険料を納付していたこと裏付ける証言は得られず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月から59年3月まで

私は、昭和45年8月に会社を退職した後、妻と義父母と一緒に店を営んでいた。

当時、私の国民年金の加入手続は、義父が行い、国民年金手帳も義父が家族分を含めて一緒に金庫に保管していたものと思っているが、義父が亡くなった時に資料を整理したためか、国民年金手帳などの資料や記録は何も残っていない。

しかし、義父が私の国民年金保険料を含めて、家族全員分を一括して納付していたと聞いており、申立期間が未納とされることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、義父が国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の義父は既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、義父が申立人に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、平成3年2月であることが確認できる。加えて、それ以前に申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払出されたことをうかがわせる事実も見当たらず、当時、義父が家族全員分の国民年金保険料をまとめて納付していたとする申立人の主張と相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月及び同年 3 月

申立人は、高校卒業後、実家で家事手伝いをしていた。

昭和 40 年 9 月に結婚する前に、父が一括して未納分の国民年金保険料を A 町役場（現在は、B 市役所）で納付したとの連絡を父から受けた。

私は、最初に国民年金の被保険者となったときから、父が国民年金保険料を納付してくれていたものと安心していたので、今になって未納があるとされることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、父親が国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に死亡しており、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、父親が、当時、A 町役場で未納分の国民年金保険料を納付してきたとの説明を受けたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、昭和 40 年 1 月であることが確認でき、この時点では、同町役場において納付できる保険料は、39 年 4 月からの現年度保険料のみであったと考えられ、申立人の父親が過年度納付となる申立期間の保険料を同町役場で納付したとの主張は不自然である。加えて、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 50

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から50年3月まで

昭和47年2月に会社を退職後、48年4月に結婚し、A市役所でそれまでの未納期間の国民年金保険料をさかのぼって一括で納付した記憶がある。納付の時期、金額、期間については覚えていない。領収書に「厚生年金からの引き続き」と記載してあったと記憶しているが、その領収書は紛失してしまった。

昭和47年2月から50年3月までの期間の国民年金の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年3月に払い出されており、その時点では、申立期間の一部(昭和48年12月以前)は、時効により納付できない期間であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、昭和50年3月以前の保険料を納付する場合は、過年度納付となるが、制度上、市役所窓口で納付することはできず、当時、A市役所において過年度保険料を収納する取扱いが行われていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、A市からB町へ転居した直後の昭和51年4月30日に、A市に在住していた期間を含む申立期間直後の50年4月から51年6月までの期間の国民年金保険料をさかのぼってB町役場において納付していることが申立人の所持している領収書から確認でき、申立人が納付時期を誤認している可能性がうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料を納付していた

ことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人自身も、納付の時期、金額及び期間については記憶が無いとしており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から42年3月まで

昭和42年の結婚後、妻が妻の母からお金を借り、近隣の元A市職員に36年4月から42年3月までの国民年金保険料6年分と国民年金手帳を預けた。その後、国民年金手帳は返却してもらったが、領収書は受け取っていない。

申立期間の国民年金保険料について、納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、昭和43年に国民年金保険料を納付したと主張しているが、43年は特例納付の実施されていた時期ではなく、特例納付により申立期間の国民年金保険料を一括納付することができない。

さらに、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から61年3月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
申立期間については、夫の勤務先であるA銀行B支店で夫に納付してもらっていた。領収書等、確認できるものは無いが、納付済期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、夫が国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人の夫が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金への加入手続、保険料の納付に関与していないため、国民年金への加入状況や、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が当時居住していたC県D町が保管する国民年金被保険者名簿では、申立人は昭和59年5月1日に国民年金の資格喪失の申出を行い、同日付けで資格を喪失したことが記録されており、申立期間は、国民年金に未加入の期間であると認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付をしていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から47年6月までの期間及び47年8月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から47年6月まで
② 昭和47年8月から48年3月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納となっていた。

両期間については、当時、町内会長が国民年金保険料を徴収に来ており、母が、姉と自分の分をまとめて納付していた。

母と姉の保険料は両期間納付されているのに、自分の分だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金への加入手続、国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、昭和49年8月に、過誤納のため還付された国民年金保険料の一部が、47年7月分に充当されており、その時点において、申立期間が未納となっていたことがうかがわれる。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から49年3月まで

昭和49年4月に店の開店届と転入届の手続のため市役所へ行った。その窓口で係の者から、未納分の国民年金保険料をまとめて納付できる旨の説明を受けたため、後日、店の開店のために実家から借り入れたお金の中から国民年金保険料を市役所の窓口で納付したが、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和50年2月に払い出されており、その時点で大部分が時効によって納付できない。

また、昭和49年4月ごろは第2回目の特例納付の時期であるとともに、申立期間の一部については過年度納付も可能であったが、当時の市役所では、特例納付及び過年度納付は取り扱っていなかったことが確認でき、市役所で国民年金保険料を納付したとする申立人の主張と相違している。

さらに、申立人は、未納分としてまとめて納付した保険料額の記憶も無いとしており、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も無く、周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

熊本国民年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

昭和 37 年 1 月ごろに A 市の嘱託員が国民年金保険料の徴収に来て、36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を一括で 1,200 円支払った。

私は申立期間当時の国民年金手帳を所持しており、昭和 36 年度の国民年金印紙検認台紙には割印が押されている。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料納付の証拠と主張する国民年金手帳の国民年金印紙検認台紙の切り取り線の割印は、当時、「国民年金市町村事務取扱準則」の規定により、国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、国民年金印紙検認台紙を切り離す際に押印することと定められており、A 市においても、申立期間当時、規定どおりの割印の取扱いが行われていたことが確認できる。

また、昭和 36 年 4 月 1 日付けで発行された申立人の国民年金手帳の昭和 36 年度の「国民年金印紙検認記録」欄には国民年金保険料の納付を示す検認印が無く、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿等）も無い。

さらに、申立人については申立期間以外にも国民年金保険料の未納があり、納付意識が高かったとは認められない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 33

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年5月まで
20歳になったら国民年金に加入しなければならないとのことで、私は、国民年金保険料を町役場から届いた納付書により役場窓口で毎月納付してきた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を町役場から届いた納付書で納付してきたと主張しているが、その領収書は所持しておらず、納付したとする金額も当時の保険料額と相違する。

また、申立人は、昭和35年9月から39年4月まで厚生年金保険の被保険者である上、国民年金の加入手続を行った時期等について記憶が無い。

さらに、市役所(旧町)が所持する申立人の国民年金被保険者名簿によれば、最初の資格取得は昭和47年7月1日に任意加入となっており、社会保険庁の国民年金受付処理簿でも、申立人の手帳交付日は同年8月1日となっており、それ以前に国民年金手帳を交付した事情も無く、申立人が申立期間について毎月納付していたとする主張は不合理である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料も無く、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から39年9月まで

私は、昭和41年ごろ、市役所の職員に「今、納付すると得ですよ。」と言われて、申立期間の国民年金保険料及び夫の保険料を一括して市役所勤務の職員に1万8,000円くらい納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をした昭和41年ごろ、市役所の職員から36年からの国民年金保険料を納付できるとの説明を受け、1万8,000円くらい（なお、この金額は、その後8,000円くらいと変更されている。）を同職員に渡したと主張しているが、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、納付したとする時期は特例納付の実施期間ではない。

また、申立人が夫の分と一緒に一括納付したと主張していることについて、その後、申立人は、一括納付したとする金額が水道工事代金に係る市への納付金であったことを自ら認め、一括納付したとする金額について、その後、8,000円くらいであったと主張を変えた。このように、一括納付した国民年金保険料の額の記憶が曖昧である。

さらに、昭和39年7月から同年9月までの国民年金保険料は、41年11月に過年度納付としていったん納付していたが、その後42年2月に、時効であった期間として還付されていることが確認でき、そのほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から54年3月までの期間、56年2月及び同年3月並びに57年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年12月から54年3月まで
② 昭和56年2月及び同年3月
③ 昭和57年2月及び同年3月

私は、昭和46年に夫が死亡してから、国民年金保険料を毎回、期日内に市役所で納付していたが、昭和59年ごろ、市役所の職員から3回の未納期間があると言われた。私は、市役所の職員に未納のはずがないと申し入れたが聞き入れられず、その後、国民年金の裁定時にも再度申立てたが、時効により納付できないと言われた。

国民年金保険料は、すべて期日内に納めており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人はすべて期日内に納付したとしているが、社会保険庁の記録によれば、申立期間を含む昭和55年度から57年度に、国民年金保険料について6回の催告が行われている。

さらに、申立人は、過年度納付で昭和54年5月に53年6月及び同年7月の分を、58年12月に57年8月から58年3月までの分を納付していることが確認でき、申立人は、申立期間当時、国民年金保険料を定期的に納付していなかったと考えられ、申立人の主張と矛盾する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 36 年当時、A 県 B 市に住んでおり、36 年 4 月には国民年金に加入し、国民年金保険料は、近所の人が毎月 100 円を集金に来ていたはずである。申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、国民年金手帳記号番号は、申立人及びその夫とも、昭和 41 年 12 月に連番で払い出されていることが確認できるのみで、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないとともに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 41 年 12 月時点では、申立期間は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人は、申立当初、昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの 5 年間は B 市に居住し、国民年金保険料を納付していたと主張していたが、戸籍の附票によって、同市での居住が 36 年 4 月から同年 6 月までと確認されたことにより、申立期間を 36 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月に変更しており、B 市における国民年金の加入状況等についての記憶が曖昧である上、同市において国民年金手帳が交付された記録も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年6月までの期間及び38年8月から44年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から38年6月まで
② 昭和38年8月から44年2月まで

昭和36年ごろから40年ごろまでは、夫が国民年金保険料として月額170円を市役所支所に持参し納めていた。41年ごろからは、夫が、市役所に、金額は解らないが、国民年金保険料を納めていた。

昭和54年1月ごろ、国民年金の資格喪失手続きに市役所へ行った時、市役所職員に、41年以降は国民年金保険料を納付済みと言われたものの、今回改めて社会保険庁から、41年からではなく、44年3月から納付済みとなっていると言われて納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の夫は、昭和36年当時、軍人恩給受給者で厚生年金保険被保険者でもあったことから、申立人は、国民年金の任意加入対象者であったが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、加えて、申立人自身も、36年当時、国民年金手帳を所持していなかったことを認めている。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳には、申立人が昭和44年3月14日に任意加入で資格取得し、同月から国民年金保険料を納付したとの記録があり、この記録は社会保険庁の記録と一致する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 57

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月から57年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を地区の納付組合長宅に持参して支払った。この当時、国民年金への加入手続を行った記憶は無いが、組合長から国民年金保険料を納めるようにとの再三の督促を受け、保険料を支払ったことから、国民年金に加入しているものと認識していた。

今回、記録を照会した結果、組合長に納めたはずの申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録では、申立人に係る国民年金手帳記号番号が払い出された事実は見当たらないこと、及びA市が保管している昭和57年B町国民年金組合連合会会費納入告知書には、申立人に対する納入告知が行われていないことが確認できることからみて、申立期間当時、申立人は、国民年金に加入しておらず、納付組合での国民年金保険料の徴収対象者とはされていなかったことがうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年12月まで

昭和54年7月、妻と一緒に国民年金に加入し、厚生年金保険に切り替わる62年12月まで、欠かさずに国民年金保険料を納付していたと思っていたのに、社会保険事務所の回答では、60年4月から62年12月までが未納となっていた。

申立期間当時、商売もうまくいっており、税務署の指導もあって、昭和60年5月に有限会社を設立し、63年1月に厚生年金保険適用事業所となるなど、国民年金保険料を払えない状況ではなかったのに、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

国民年金保険料の納付は、昭和56年ごろまでは私が集金人等に納付していたが、それ以降は知人に依頼していた。数年前にその知人が死亡し、私も水害に遭い、関係資料は残っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(領収書、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人から保険料等の支払を任されていた知人も既に死亡していることから、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の妻についても、申立期間は未納となっており、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 33

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から50年10月まで

結婚するまでの間は国民年金の強制加入期間であり、自宅から役場まで近かったので、毎月、役場の受付に国民年金保険料を持参して納付していたことを記憶しているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

なお、結婚したのは昭和50年10月で、結婚後の51年6月に任意加入したが、i) 国民年金保険料が高くなったこと、及びii) 任意加入であったことから、妊娠を契機にいったん加入を取りやめた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人から聴取しても、国民年金の加入手続や交付を受けたはずである国民年金手帳についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年6月時点では、申立期間のほとんどは時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していたその母親は、申立期間の一部について国民年金保険料を納付しているものの、申立期間後の特例納付や過年度納付によるもので、申立期間当時は未納であったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から41年2月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、20歳で国民年金被保険者資格を取得した昭和39年1月から41年2月までの納付の記録が無いとの回答が社会保険事務所からあった。しかし、この間は、洋裁学校に通っていたこともあり、父親が国民年金保険料を支払っていたはずで、父親からも、私の国民年金保険料は20歳から納めていたと聞いている。

また、父親は、国民健康保険税等に係る納期限内納付の成績向上への取組により、市長から表彰されており、このような父親が私の国民年金保険料を納付しないとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、父親も既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の発行日は昭和41年6月14日であり、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳が発行されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 62 年 3 月まで

国民年金の納付記録を確認したところ、昭和 55 年 4 月から 62 年 3 月までについては納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

7 年間にわたる未納は絶対にあり得ない。この期間の保険料については、市町村役場か自治会長を通して支払ったような気がする。免除の処理がなされているが、申請を行った記憶も無いし、考えたことも無い。国民年金保険料、国民健康保険料及び固定資産税に関してはまとめて納付した。よって、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の申立期間に係る保険料の納付方法、納付時期、納付金額等についての記憶が曖昧であり、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間について、免除申請を行った記憶が無いと申し立てているが、社会保険庁の記録において、免除申請年月日及び処理年月日が確認でき、直前の 55 年 4 月から 61 年 3 月までの 6 年間は未納であったことを前提にすると、社会保険庁の記録に不自然さは見られない。

さらに、申立期間が 84 か月と長期間であり、申立期間以外にも未納期間が存在する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄国民年金 事案 33

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 7 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 7 月から 49 年 3 月まで

昭和 45 年 7 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料納付記録について照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

大学を卒業して就職した際、両親から学生時代の国民年金は全部納付しであると聞かされ、その時点で初めて自分が国民年金に加入していたことを知った。両親は教育熱心で、また、嘘をつくような人でもない。現在、両親は亡くなっている。

昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの期間だけが納付済みで、申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、また、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、両親も既に死亡していることから、申立期間の国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和 45 年 10 月に、A 村から B 市に住所変更しており、B 市から A 村在住の申立人の両親へ国民年金保険料納付書が送付されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人の両親が申立期間すべてについて国民年金保険料を納付していたとする主張は不自然である。

さらに、申立期間は 45 か月と長期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄国民年金 事案 34

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から同年11月まで

申立期間について、社会保険事務所から未納との回答をもらった。しかし、A社退職後の当時、B市役所の国民年金課で加入手続をして、後日送られてきた納付書を使って、毎月、近所の銀行で申立期間の分の保険料を納付していたので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことがわせない事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録では、申立期間直後に申立人がC社に就職した際の国民年金資格喪失日及び同社を退職した際の国民年金資格取得日について、C社退職から2か月後の平成13年4月に資格記録の追加がなされており、申立人は同月に国民年金の加入手続を行ったと推認される。

さらに、申立人はA社退職後、同社の健康保険の任意継続制度に加入していたため、健康保険については国民健康保険への切替手続をする必要が無かった上、A社退職時とC社退職時が比較的近接していることもあり、申立人はC社退職後の国民年金資格取得をA社退職後と誤認している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生年金 事案 97

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 34 年 3 月まで

A 庁 B 局 C 事務所時代の厚生年金保険の記録が無いが、当時の仲間には記録がある。昭和 34 年 2 月ごろに入院した時も、間違いなく社会保険の保険証であった。転職した際に発行された前歴証明書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した前歴証明書、事業所前で撮影された写真及び関係者の証言から、申立人が申立期間において、A 庁 B 局 C 事務所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人の後任として同様の業務内容で勤務していたとされる者については、申立期間に近接する期間において厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、上記写真で確認できる上司及び同僚についても、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者がみられることから、事業主は、当時、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

さらに、当時の非常勤職員には、当該事務所の本部採用と D 事業所における現地採用の区分があり、厚生年金保険への加入の取扱いが異なるとする供述がある。

加えて、申立人は、政府管掌健康保険の保険証を使って医療機関に入院し、当該医療機関での一部負担は無かったと主張するが、当時の政府管掌健康保険では、入院時は医療費の一部負担制がとられていたことから、申立人の主張には矛盾があり、このほかに、政府管掌健康保険の被保険者で

あったことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生年金 事案 98

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月ごろから同年 4 月 1 日まで

A社の加入期間について、社会保険事務所の記録では、資格取得日が昭和 37 年 4 月 1 日となっていた。しかし、同社に入社したのは同年 1 月ごろと記憶しており、38 年 8 月 20 日まで勤務していた。その当時の同僚の証明書を提出するので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証明書により、申立人が昭和 37 年 1 月ごろから、A社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、証明書を書いた同僚とA社に勤めていた当該同僚の妻について、入社日と厚生年金保険の資格取得日との関係を見ると、それぞれ資格取得日が、入社日の約 5 か月後及び約 3 か月後となっていることが確認できることから、当該事業所は、従業員が入社後、3 か月から 5 か月の一定期間において厚生年金保険の資格を取得した旨の届出を行っていたと推測され、申立人も、入社約 3 か月後の昭和 37 年 4 月 1 日に資格を取得した旨の届出が事業主から提出されたものと考えられる。

また、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細などの資料は無く、申立人は、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

さらに、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できるその他の関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 17 日から 44 年 4 月 30 日まで
私は、社会保険庁の記録では、A社に昭和 42 年 11 月 1 日から 43 年 1 月 16 日までしか勤務していないことになっているが、夏又は秋にかけて土地販売の契約をしたこと、及び会社職員で忘年会や観劇（3月）をしたことを記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に保険料が控除されていたことに関する具体的記憶を有していない上、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料も無い。

また、申立人のA社における在籍記録及び厚生年金保険に係る記録は、A社が昭和 53 年 3 月に全喪（解散）しているため確認できず、雇用保険の加入記録においてもA社における申立人の記録は存在しない。

なお、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間について国民年金に加入しており、申立期間すべてについて保険料を納付していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 8

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月から 44 年 2 月まで

当該事業所は昭和 52 年 7 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではなかったとの回答があった。社長が前事業所から厚生年金保険被保険者証をもらってきてくれた記憶があり、当時の社長以下従業員と撮った写真があり、勤務していたことは間違いないので、申立期間について被保険者であることを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者情報から、申立人は、申立期間のうち昭和 40 年から 43 年まで当該事業所で夏期間（年度により異なるがおおむね 6 月から 12 月まで）のみの季節雇用であったことが確認できる。

当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは事業所記号払出簿から昭和 52 年 7 月 1 日であると確認でき、申立期間から 8 年以上経過している。当該事業所は、適用事業所となってから 6 回の名称変更をしており、現事業所に照会したところ当時の書類が残っていないため、申立人の厚生年金保険料控除の事実を確認できない。

また、申立人が勤務していた当時の会社役員に照会した結果では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった時期は昭和 52 年 7 月 1 日で社会保険庁の記録と一致する証言をしており、同役員の資格取得日も同日付けであることが確認できる。申立人が記憶するほかの同僚は、当該事業所の被保険者名簿には見当たらず

ない。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除についても確認できるその他の関連資料及び周辺事情が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月から 18 年 6 月まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和 16 年 7 月に A 職業指導所の労務動員により、B 県 C 市の D 社に勤めた。その時の給与支給額、厚生年金保険料をはっきりと覚えているので加入期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、所得税源泉徴収票等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について当該事業所に照会したものの、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所で保管している健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、当該事業所の申立期間に係る被保険者名を全て確認したが、申立人の氏名の記載は見当たらない。

加えて、申立人から聴取した同僚 2 名についても、当該事業所における厚生年金保険加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人については、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 46 年 9 月まで

私は、申立期間においてA社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと記憶しているので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細などの資料は無い。

また、申立人から申立てのあった同僚についても、申立人と同様に厚生年金保険被保険者としての記録が無い者が確認できることから、事業主が一部の従業員についてのみ厚生年金保険の加入手続を行っていたものと思われる。

さらに、当該事業所に関する健康保険被保険者証の整理番号に欠番がなく、加えて申立人の雇用保険被保険者資格に係る記録資料においても申立期間の当該事業所の雇用保険加入記録が無い。

このほか、当該事業所は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 7 月 25 日から 24 年 2 月 1 日まで
社会保険事務所に A における厚生年金保険加入記録について照会したところ、昭和 23 年 5 月 1 日から 23 年 7 月 25 日までの期間と 24 年 2 月 1 日から 36 年 12 月 11 日までの期間との回答を得た。

昭和 23 年 3 月 31 日から 36 年 12 月 10 日まで継続して A に勤務しており、23 年 7 月 25 日から 24 年 2 月 1 日までの期間も厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の養子が、申立人の厚生年金保険被保険者期間の記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する A の被保険者名簿には、申立人は昭和 23 年 9 月 1 日に解雇を理由として同年 7 月 25 日にさかのぼって被保険者資格を喪失し、24 年 2 月 1 日に再度、被保険者資格を取得していることが記録されている。

A が保管する申立人の人事記録には、「昭和 24 年 4 月 4 日、覚書該当者指定を解除せらる (公職追放解除)」との記載が確認でき、申立人は、昭和 23 年 1 月 31 日に連合国最高司令官覚書「公務に従事しない者の公職からの除去に関する件」(昭和 21 年 1 月 4 日付け)に基づく「公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令」(昭和 22 年勅令第 1 号)による仮指定を受けており、同勅令第 3 条第 1 項において、「覚書に掲げる条項に該当する者が現に公職に在るときは、主要公職に在る者は、これを退職されるものとし、又、普通公職に在る者は、これを退職させることがあるものとする。」とされていることから、申立人の A における被保険者資格の得喪は、覚書該当者に指定されたことによる措置であったものと推認される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月4日から同年10月30日まで
② 昭和24年9月1日から33年9月30日まで
私は申立期間①には、A営団B養成所にいた。

また、社会保険事務所では米軍キャンプにいた期間のうち、昭和24年4月1日から同年9月1日までの5か月が厚生年金加入期間（渉外労務管理事務所）との回答をもらったが、その後の申立期間②についても在職していたので、加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間①について、申立人が厚生年金保険に加入していたと主張するA営団B養成所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、C市に名称の類似する事業所（A営団D支所（昭和19年6月1日労働者年金保険適用、22年2月1日全喪）、A営団E事務所（昭和22年6月1日厚生年金保険適用、27年2月1日全喪））が存在したものの、社会保険事務所が保管する当該2事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人は米軍キャンプにいたと主張するが、既に回答のあった渉外労務管理事務所のほかの事業所名を覚えていない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

山形厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 6 月から 54 年 9 月 1 日まで
② 昭和 56 年 12 月 31 日から 57 年 9 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していなかった旨の回答を社会保険事務所からもらった。

しかし、昭和 54 年 6 月から 57 年 9 月まで、A社に勤務していたことを示す「在籍証明書」があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社の清算人が発行した「在籍証明書」等により、申立人が申立期間について、同社に勤務していたことは認められるが、同期間中に、給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料が無く、事業主により給与から保険料を控除されていた事実までは確認できない。

また、申立期間中における厚生年金保険の適用及び給与からの厚生年金保険料の控除の状況について、A社の清算業務を引き継いでいるB社清算事務局に照会したものの、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録を見ると、A社において雇用保険の被保険者となった日が昭和 54 年 9 月 1 日となっており、この日は、社会保険庁の記録上、同社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日と一致しているとともに、同社における離職日は、55 年 9 月 30 日となっていることが確認できる。

なお、申立人は、申立期間中である昭和 57 年 8 月 20 日に、国民年金の被

保険者資格を取得し、同年8月及び同年9月の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 31 日まで
② 昭和 44 年 4 月 1 日から 45 年 6 月 8 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

昭和 43 年 3 月に高校を卒業後すぐに、夜間大学で学びながら 43 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 31 日まで A 病院検査部、44 年 4 月 1 日から 45 年 6 月 8 日まで B 社、45 年 6 月 9 日から 46 年 6 月 30 日まで C 製作所で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は、C 製作所だけとなっており、申立期間についても給与から厚生年金保険料を控除されていた記憶があり、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中に給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細等の関連資料を保管していないことから、厚生年金保険料の控除の事実は確認できず、同保険料控除に関する申立人の記憶も必ずしも明確ではない。

また、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入の有無、給与からの厚生年金保険料の控除の状況について、A 病院及び B 社に照会したものの、申立てを裏付ける関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人から申立期間中、申立人と同様に夜間大学で学びながら一緒に勤務していたとする同僚として申立てのあった複数の者についても、申立人同様、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。

加えて、雇用保険の記録によると、加入期間は昭和 45 年 6 月 9 日から 46

年6月30日であり、厚生年金保険の加入期間と一致している。

申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 9 月ごろから 1 年間弱
② 昭和 51 年から 1 年間弱

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、上記申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。①の期間についてはA株式会社B営業所、②の期間についてはC株式会社に勤務していたことは確かなので、当該期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、事業主が申立てどおりの資格取得届を提出した資料は無く、社会保険事務所の被保険者原票にも申立期間に係る記録は無い。また、申立期間に係る雇用保険加入記録も無い。

さらに、申立期間①については、申立人が当時勤務していたとするA株式会社B営業所の元上司や同僚の名前を記憶しており、申立期間ごろにこれらの上司等が勤務していたことが確認できることから、同社に申立人が勤務していたことが推認できる。しかしながら、これを裏付ける貸金台帳等関連資料は一切無く、聴取した元上司の記憶も不明瞭^{ふめいりょう}で、具体的な勤務状況を確認することができないことから、申立人が給与から保険料を控除されていた事実までは確認できない。

申立期間②については、C株式会社の社長が昭和 47 年 9 月から 52 年ごろまでの期間に申立人が同社に 2 回勤務（1 回目の勤務時の厚生年金加入記録・雇用保険加入記録が存在する。）していたことを覚えている旨の証言があったが、申立期間である 2 回目の勤務時の具体的な時期及び期間についての言及は得られず、これを裏付ける貸金台帳等関連資料は一切無いことから、申立人が給与から保険料を控除されていた事実までは確認できない。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年から 35 年まで (A社)
② 昭和 35 年から 36 年まで (B社)
③ 昭和 42 年から 45 年まで (C社)

私は、申立期間について上記3社に勤務し、それぞれ厚生年金保険被保険者証を受けていたが、厚生年金加入記録が無いとされた。給与明細書などは残っていないが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A社、B社及びC社に勤務していた期間すべてを厚生年金被保険者期間であったと主張しているが、申立期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、社会保険事務所保管のA社、B社及びC社の厚生年金保険被保険者名簿には、整理番号の欠番も無く、申立人の記録は確認できない。

2 A社に係る申立期間①については、申立人が同社に勤務していたと主張する時期について確認したが、申立人の記憶が曖昧であり、申立期間が特定できない。また、申立人は、申立期間当時の同僚として、3人の名前を挙げているが、申立人の記憶している氏名と年齢が一致する人物が在籍していた厚生年金保険適用事業所は存在しない。

3 B社に係る申立期間②については、申立人が同社に勤務していたと主張する時期について確認したが、他の事業所の厚生年金保険被保険者であった期間を主張するなど、勤務時期についての記憶が曖昧である。また、同社には申立期間当時の資料は無く、申立人に係る資料が無いため、申立人の勤務実態を確認できる資料が無い。

4 C社に係る申立期間③については、申立期間当時の同僚の氏名等についての記憶が無く、かつ、同社は昭和46年8月1日付けで全喪事業所となっ

ていることから、申立人の勤務実態を確認できる資料が無い。また、同社の事業所別被保険者名簿には、申立期間を含む複数年にわたり算定基礎届処理が行われたことが記載されており、申立人が厚生年金保険被保険者として同社に在籍していれば、複数年にわたり申立人に係る算定基礎届が社会保険事務所に提出されないことは考えられない。

- 5 このほか、各申立期間当時の同僚の証言等を得ることもできず、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 1 日から同年 4 月 30 日まで
A社に昭和 42 年 7 月から 45 年 1 月まで継続して勤務していたので、その期間内に退職した覚えは無く、関連会社に出向したことも無い。給与明細書などは残っていないが、申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間すべてを厚生年金被保険者期間であったと主張しているが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、社会保険事務所に保管されているA社の厚生年金保険被保険者原票（整理番号B）には、昭和 42 年 7 月 1 日付け資格取得及び 44 年 2 月 1 日付け資格喪失の記録があり、かつ、同原票（整理番号C）には、44 年 5 月 1 日付け資格取得及び 45 年 1 月 11 日付け資格喪失の記録があることから、申立人が同社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。しかし、申立期間である昭和 44 年 2 月 1 日から同年 4 月 30 日までの厚生年金保険被保険者原票を順番に索引しても整理番号に欠番も無く、申立人の名前は見当たらない。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、申立期間当時の関連資料等を確認することができず、かつ、当時の同僚等の証言などを得ることもできず、

このほか、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月31日から28年6月30日まで
A社に会計事務を勉強するため入社し、2年間勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者期間が4か月であることに納得がいかない。
申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間すべてを厚生年金保険被保険者期間であったと主張しているが、申立期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、社会保険事務所保管の厚生年金保険被保険者名簿には、A社が厚生年金保険新規適用事業所となった昭和27年8月1日から同年12月31日までの期間について申立人の加入記録が確認できるものの、申立期間については、整理番号の欠番も無く、申立人の名前は見当たらない。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、申立期間当時の関連資料等を確認できず、かつ、当時の同僚等の証言なども得ることもできない。

このほか、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月 1 日から 37 年 12 月 2 日まで
A社に昭和 36 年 8 月 20 日から 38 年 6 月 26 日まで引き続き勤務しており、退職した記憶は無い。申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間すべてを厚生年金保険被保険者期間であったと主張しているが、申立期間に係る保険料控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、社会保険事務所に保管されているA社の厚生年金保険被保険者名簿（整理番号B）には、昭和 36 年 8 月 20 日付け資格取得及び 37 年 6 月 1 日付け資格喪失の記録があり、かつ、同名簿（整理番号C）には、37 年 12 月 3 日付け資格取得及び 38 年 6 月 26 日付け資格喪失の記録があることから、両期間については申立人が同社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる。しかし、37 年 6 月 1 日から同年 12 月 2 日までの厚生年金保険被保険者記録について、厚生年金保険被保険者名簿を索引しても整理番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらない。

さらに、当該事業所は既に全喪しており、当時の資料等を得ることができない。

このほか、申立期間当時の同僚の証言等を得ることもできず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月から33年12月まで
昭和30年6月ごろから、A社で材木を運搬するトラックの運転手をして
いたため、同社が社会保険の適用事業所となった同年9月から、同社の関
連会社に転籍するまでの期間について、厚生年金保険に加入していたはず
である。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書^{あいまい}などの資料が無く、申立人から聴取しても、保険料控除に関する記憶は曖昧である。

また、A社は昭和39年9月に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和34年1月にA社で働いていた運転手らが中心となって設立されたB社に転籍したとしているが、同社の事業主はA社と同一であり、仮に申立人が同社において厚生年金に加入していたとすれば、その記号番号を使用すると考えられるところ、新規の記号番号が払い出されている上、申立期間当時、申立人と共に運転手として働いていたとする同僚4人は、いずれも申立人と同様、B社に転籍した際に厚生年金に加入した記録となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から同年 7 月まで
② 昭和 39 年 12 月から 40 年 9 月まで

私は、昭和 39 年 4 月から A 社に勤務したにもかかわらず同年 8 月から厚生年金保険に加入したことになるので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、B 社には昭和 39 年 12 月から勤務し、40 年 6 月に開催された全国規模の販売集金社員集会に参加した時の写真も持っているにもかかわらず、昭和 40 年 10 月 16 日付けで厚生年金保険に加入したことになるので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料は無い。

また、申立人は、申立期間①において国民年金に加入しており、そのうち、昭和 39 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していることから、申立人が、国民年金の保険料を納付しながら、同時に A 社の事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

さらに、申立期間②について B 社に照会したところ、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入はしておらず、しかも、厚生年金保険料も社会保険庁に納付していないとの回答を得ており、それを裏付ける資料として、昭和 40 年 10 月 16 日取得と記載された健康保険組合の名簿が提出されていることから、申立人が、健康保険証を交付されずに B 社の事業主より給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

その上、申立人は申立期間②において、B 社に勤務していた証拠として販

売集金社員集会の写真を提出しているが、その写真のみでは当該事業所に勤務していた推測は出来るものの、申立人の厚生年金保険料に係る控除についての判断には至らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 10 月 1 日から 55 年 10 月 1 日まで
② 昭和 56 年 10 月 1 日から 58 年 10 月 1 日まで
③ 平成元年 10 月 1 日から 2 年 10 月 1 日まで

申立期間①はA社からB社へ出向し、申立期間②はA社、申立期間③はA社からC社へ出向し勤務していた。自分で保存している給与明細書で申立期間各年の5月から7月までの給与総支給額を平均して標準報酬月額を計算してみると、社会保険庁の記録上の標準報酬月額と一致していない。実際支給された給与を基に標準報酬月額を訂正してもらいたい。特に昭和52年5月に月例給与とは別途支給されている2万7,610円が計算に含まれていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間において、申立人から提出のあった給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険庁の記録上の標準報酬月額は一致しており、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人が主張する標準報酬月額の相違は、すべての申立期間について、基本的に、基本給の昇級分の差額4月分及び奇数月に後払いで支給されている住宅手当4月分を総支給額から差し引く修正平均により算定しているために生じていると認められるが、厚生年金保険法第24条に一般的な方法で算定すると報酬月額が著しく不当になる場合は保険者決定する旨の規定があり、基本給の昇級分の差額4月分及び住宅手当4月分を差し引く修正平均による標準報酬月額の決定は正しいと考えられる。また、昭和52年5月に

月例給与とは別途支給されている2万7,610円については、厚生年金保険法第20条による標準報酬月額決定の基となる報酬月額に該当することが確認できない。仮に当該支給額が報酬月額に該当するとしても、厚生年金保険法第75条は、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わないとしていることから、本件については標準報酬月額の変更を記録上行ったとしても、保険給付には反映されない。

千葉厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 10 月 28 日まで
厚生年金保険の加入期間を照会したところ、株式会社Aの資格取得日が昭和 38 年 10 月 28 日となっているが、実際には同年 3 月に大学を卒業し、同年 4 月 1 日に入社しているので、同日から厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保存する株式会社Aの厚生年金保険被保険者名簿に、申立人が昭和 38 年 10 月 28 日に資格取得し、40 年 5 月 24 日に資格喪失したことが記載されており、雇用保険の被保険者情報の照会結果によれば、申立人は、38 年 10 月 28 日から 40 年 5 月 24 日までの期間が雇用保険被保険者であったことが確認できる。

また、申立人が勤務していたとする株式会社Aは、2度の吸収合併を経ており、昭和 48 年以降の在職者の資料しか保存されておらず、申立人の申立期間に係る事業主の人事記録も確認できない。

さらに、申立内容に係る事実を確認できる関連資料（被保険者資格得喪確認通知書、賃金台帳、給与明細等）及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 6 月 1 日から 27 年 6 月 15 日まで
申立期間の A 株式会社 B 支店に勤務していた期間の被保険者記録が無いのは納得いかない。
同社では、駅構内の C 課 D 係に在籍し、同僚の名前も覚えているので被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の A 株式会社 B 支店に係る健康保険厚生年金事業所別被保険者名簿では、申立期間を含む昭和 24 年から 27 年までの資格取得者の中に申立人の記録は存在しない上、申立人に係る厚生年金被保険者台帳記号番号払出票には、27 年 6 月 15 日に E 株式会社で資格取得と記録されている。

また、当時の同僚等の証言も得られず、このほかに申立内容に係る事実を確認できる関連資料（被保険者資格得喪確認通知書、賃金台帳、給与明細等）及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月24日から同年11月1日まで
東京大空襲の後、故郷に帰りA社に昭和20年4月から23年10月まで継続勤務していた。この間、給料から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、被保険者期間に空白があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は給料から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、申立期間における保険料控除を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和20年8月24日に全喪しており、20年11月1日に再度新規適用となっていることが確認できるが、申立期間中は厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と一緒に勤務していた兄の記録も申立期間中の記録が無いことが確認できる。

このほか、A社は昭和26年7月1日に再度全喪しており、当時の同僚等について申立人の記憶は鮮明とはいえ、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 45 年 1 月まで

A社での厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所の記録では昭和 45 年 2 月 1 日に資格取得となっているが、実際は 39 年 7 月に入社し、それ以後は健康保険証を使用し、厚生年金保険料を控除されていた記憶があるため、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の大部分の期間についてA社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録により確認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が働き始めたとしている昭和 39 年 7 月から、申立人の資格取得年月日である 45 年 2 月 1 日までのA社の資格取得者の被保険者整理番号に欠番は無い。

さらに、A社は既に全喪しており、当時の事業主の証言も得ることができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者期間として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月から 38 年 9 月まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A事業所に勤務していた期間について厚生年金保険の加入期間が無いとの回答を得た。
保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、当時、健康保険証を使用して入院したことがあり、厚生年金保険に加入していたと思われるので申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に保管されていた「失業保険被保険者転出届受理通知書」及び「失業保険被保険者資格確認通知書」により、申立人が当該事業所に雇用され、申立てのとおり勤務していたことは推認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A事業所は厚生年金保険の適用事業所になっているが、社会保険庁の記録によると当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に、申立人の記録は無い。

さらに、A事業所には、前述の失業保険に関する通知書以外に申立期間当時の賃金台帳、人事記録等の資料が保管されておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者期間として認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 23 日から同年 6 月 30 日まで
私は、当時勤めていた事業所で、昭和 53 年 6 月の厚生年金保険料を給与から控除されており、当時の給与明細書もあるので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している給与明細書により、昭和 53 年 6 月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和 53 年 6 月 23 日から同年 10 月 1 日まで国民年金の加入期間とされている。また、A社が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書では、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失年月日は、同年 6 月 23 日とされており、雇用保険の被保険者資格照会回答書でも、申立人は同年 6 月 22 日に同社を離職したとされている。さらに、B市が保管していた申立人の「前職申告書」においても臨時職員としての採用年月日は同年 6 月 23 日であるとされているほか、申立人はA社退職後に採用されたB市から支給された同年 6 月の給与に関して、申立人自身が日給を計算したメモを所持しており、そのメモによると、申立人は、B市の臨時職員としての採用日を同年 6 月 23 日であると認識していたことがうかがえる。

以上のことから申立人の申立期間については、A社における勤務の実態があったとは認められず、申立期間については、厚生年金保険の被保険者期間とは認められず、同社では誤って、昭和 53 年 6 月の給与から申立人の厚生年金保険料の控除を行ったものと認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間については、厚生年金保険被保険者期間として、認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月1日から34年7月31日まで
社会保険庁の記録では、A病院での、厚生年金保険被保険者期間が、昭和34年8月1日から35年5月1日までの記録しかないが、実際には、31年1月1日から栄養士や準看護婦として勤務しており、当時から保険料も控除されていた。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、記憶が曖昧であり、また厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる関連資料（給与明細書等）及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人が勤務していたと主張するA病院は、社会保険事務所の記録によると、昭和34年8月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となったことが確認できる。そのため、同病院は申立期間において適用要件を欠いていたものと思われ、従って、申立期間において同病院の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできなかつたと推認される。

さらに、申立人が一緒に働いていたとしている当時の同僚についても、申立期間において同事業所の厚生年金保険被保険者としての記録が確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

長野厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 26 日から 37 年 12 月まで
昭和 36 年 10 月から A 社に入社し、37 年 12 月まで継続して勤務しており、途中から厚生年金保険に加入していないことになっているのは納得できない。

一緒に勤務していた同僚の証明書を提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の証言により、申立人が申立期間中も A 社に勤務していたことは認められるが、申立人が事業主により厚生年金保険料を控除されていたことまでは確認できない。

A 社が保管していた申立人の申立期間に係る健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日は昭和 36 年 11 月 26 日となっていて、社会保険事務所の記録と一致していることから、事業主が同日を資格喪失日として社会保険事務所に届け出たことが確認でき、また、事業主に対して、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したものの、申立てに係る事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

長野厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月 5 日から同年 8 月 31 日まで

昭和 39 年 1 月に退職した工場長の代わりをしてくれと頼まれてA社を辞め、同月 5 日からB社に勤務することになった。工場長という責任ある仕事を任されたのだから当然、入社した日から厚生年金保険に入っているものと思っていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてB社に雇用されていたか否かについては、B社は既に全喪しており、雇用保険の被保険者記録が存在せず、これを証言できる元同僚もいないことから確認できない。

また、このほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長野厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月から 35 年 12 月まで

昭和 31 年 4 月にA社に入社して 35 年 12 月まで勤務し、毎月給与から厚生年金保険料を控除されていたのに厚生年金保険の被保険者になっていない。当時の給与明細等保険料控除を証明する資料は持っていないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の証言により、申立人が当時新聞記者として当該事業所に勤務していたことは認められるものの、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことまでは確認できない。

また、A社は、昭和 30 年 5 月 24 日に設立され、申立人は 31 年 4 月に入社しているが、32 年 12 月 1 日に適用事業所となったことによって給与から厚生年金保険料が控除されることになったことは従業員にとって重大な関心事であると考えられるが、この点に関する申立人の記憶は曖昧である。

さらに、申立人は、昭和 35 年 12 月まで勤務したと申立てているが、B村の住民異動記録から同年 3 月 28 日にC市に転出していることが確認でき、申立人もB村からC市での再就職先が用意してくれた寮に転出したと説明していることから、B村からの転出時点ではA社を退職していたと考えられる。

このほか、A社は昭和 54 年 12 月 2 日に解散し、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳等）は既に廃棄されているほか、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

長野厚生年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から同年9月30日まで
昭和19年4月1日にA社(現在は、B社)に就職し、試用期間を経て同年6月1日に本採用となり、電柱に登るなど肉体労働も行っていった。申立期間について社会保険事務所から「厚生年金保険制度の事務手続のための準備期間であったため、被保険者期間には算入されない。」との回答をもらったが納得できない。「厚生年金保険被保険者証」には、厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和19年6月1日と記載されており、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社史において、昭和17年6月1日に施行された労働者年金保険法(昭和16年法律第60号)による被保険者は、「変電所、外線工事及び引込線以下屋内工事に従事する工務雇、工手、工手見習」とされている。

また、職員は社員と雇員とに区別され、雇員が上記の被保険者に該当し、申立人は、社員として位置付けられている工務員である。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者台帳において、申立人の記載があるページ(30人を記載)を見ると、健康保険番号は連番となっていて、いずれも資格取得年月日は昭和19年6月1日となっていることから、申立人は、厚生年金保険法(昭和19年2月16日法律第21号)に基づく被保険者として資格を同年6月1日に取得しているが、同法の附則第1条及び第3条に基づき保険料の徴収は19年10月1日からとなり、申立人に係る社会保険事務所の記録は正しい。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

長野厚生年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月から 30 年 10 月まで

夫は生前、昭和 26 年から 30 年ごろまで A 市の B 社に勤務したと話していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、社会保険事務所の記録において適用事業所となっていない。

また、B 社はすでに存在せず、雇用保険の被保険者記録は無く、このほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年1月から32年12月まで (A社)
② 昭和35年1月から36年4月まで (B社)
③ 昭和36年4月から同年7月まで (C社)
④ 昭和37年2月から38年6月まで (D社)

私は、申立期間について、いろいろ会社は変わっているが、間違いなく働いており、給料からも社会保険料として差し引かれていたはずである。申立期間につき、自分の厚生年金保険の記録が無いということに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

申立期間①について、E社(当時はA社)への照会を行った結果、事業所が保管している当時の従業員名簿に申立人の名前は見当たらないとの回答であった。

申立期間②について、B社は既に全喪しており、当時の関係者の所在も不明であった。また、B社の社会保険適用年月日は、昭和36年1月1日であるため、申立人は35年1月から同年12月の期間はB社に係る厚生年金保険の被保険者となることができない。

申立期間③について、F社(当時はC社)への照会を行った結果、事業所が保管している昭和36年退職者名簿に申立人の名前は見当たらないとの回答であった。

申立期間④について、D社は既に全喪しており、当時の関係者の所在も不明であった。

さらに、申立期間の各事業所において、申立人が同僚であったと主張する人

物すべてについて社会保険庁の記録が確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 1 日から 40 年 3 月 9 日まで
(A社)
② 昭和 42 年 6 月 21 日から同年 11 月 9 日まで
(B社)
③ 昭和 43 年 2 月 1 日から同年 11 月 4 日まで
(C社)
④ 昭和 52 年 11 月 21 日から 53 年 8 月 3 日まで
(D社)

私は、申立期間について上記 4 社に勤務していたが、厚生年金保険に加入した記録が無いとされた。それぞれの事業所に勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細などの資料は無く、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。また、雇用保険の加入記録も確認できない。

A社に係る申立期間①については、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 40 年 3 月 10 日より前の期間であり、申立期間について申立人が当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。また、当時の同僚等の証言も得られず、申立人が申立てに係る事業所に勤務していた事実の確認ができない。

B社に係る申立期間②については、社会保険事務所の被保険者原票に、資格喪失届（昭和 42 年 6 月 20 日付けで退職）の受付年月日及び健康保険被保険者証の返納年月日が 42 年 8 月 25 日である旨の記載が確認できることから、42

年11月9日まで被保険者であったとする申立人の主張は不合理である。

C社に係る申立期間③については、同社が厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人が、当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

D社に係る申立期間④については、同社には当時の資料は保存されておらず、勤務状況及び厚生年金保険料の控除の事実について確認ができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 7 月ごろまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
給与明細等はないが、働いていたことは事実であるので、当該期間について被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る給与明細等、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料は無い。

また、申立人は、申立てに係る事業所の所在地、事業所名、業務内容を明確に覚えているが、厚生年金保険料の控除及び退社した時期に関する記憶は曖昧であり、同僚の名前を覚えていない。

さらに、社会保険庁の記録では、申立てに係る事業所は厚生年金保険の適用事業所とされておらず、同事業所の従業員として被保険者記録を有する者は見られない。

加えて、申立てに係る事業所は既に廃業しているため、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料等は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月1日から32年10月1日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。役員として勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に係る給与明細等、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料は無い。

また、社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が申立てに係る事業所において昭和32年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるが、申立期間における申立てに係る事業所の健康保険被保険者番号に欠番は無く、この処理に何ら不自然な点は見られない。

さらに、申立期間当時役員であった申立人の厚生年金保険被保険者記録について、事業主等が3年4か月の長期にわたり関係帳簿を確認していないことは不自然であり、厚生年金保険料を控除していたと推認することはできない。

加えて、事業所は既に廃業しており、関係資料は処分済みであり、当時の事務担当者は死亡していることから、新たな資料、証言等を得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。申立てに係る事業所において継続して勤務し、保険料も控除されていたはずなので、加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る給与明細書等、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料は無く、厚生年金保険料の控除についての確かな記憶も無い。

また、社会保険庁が保管している厚生年金保険被保険者名簿では、申立人が健康保険被保険者番号 29 番として昭和 26 年 4 月 16 日に資格取得、29 年 5 月 1 日に資格喪失し、さらに、208 番として同年 10 月 1 日に資格取得したことが確認でき、この処理において、何ら不自然な点は見られない。

さらに、事業主及び健康保険組合に照会を行ったものの、これらを確認できる関連資料は既に廃棄済みであるとのことであった。

加えて、申立人自ら、共に勤務していたとする同僚 3 名に当時の状況を確認したが、具体的な記憶は無いとのことであり、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から同年冬ごろまで
② 昭和 33 年冬ごろから 34 年 5 月 9 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。事業所に勤務したのに加入記録が無いのは納得いかないもので、申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る給与明細等、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は、申立期間における保険料控除に関する記憶が無く、申立期間①に係る事業所から申立期間②に係る事業所に勤務先を変更した時期の記憶が曖昧である。

また、中学卒業後すぐに申立期間①に係る事業所に勤務したと申し立てているが、申立人の卒業した中学校が保存している卒業生名簿によれば、申立てに係る事業所とは別事業所の就職先が記載されている。

さらに、両事業所とも現存していることから、申立人の厚生年金保険の適用、保険料控除の状況について照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から同年11月6日まで
② 昭和27年1月31日から同年4月1日まで

昭和26年3月31日に高校を卒業後、学校の紹介で同年4月1日から合資会社Aに入社し、27年3月31日に退職した。しかし、社会保険事務所の記録では、26年11月7日から27年1月30日までが厚生年金保険被保険者とのことである。納得できないので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

また、当該事業所は昭和43年2月2日に全喪しているが、事業承継した株式会社Aに照会した結果、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料が事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

さらに、申立人が紹介を受けたとする学校へも照会を行ったが関連資料等の存在は確認できなかった。

加えて、申立期間①について、健康保険・厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和26年11月7日に厚生年金保険記号番号が払い出されており、整理番号の欠番も無く、同年11月6日以前に払い出された形跡は認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 1 日から 55 年 4 月 21 日まで
申立期間については、A事業所に勤めており、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況については、A事業所が既に全喪しているため、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、申立人の当該事業所における被保険者名簿を確認したが、申立人の記録および雇用保険の加入記録は確認できない。

なお、申立期間において、申し立てているA事業所とは別の事業所における雇用保険の加入記録が確認できたため、当該事業所における被保険者名簿を確認したが、申立人の記録は確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 1 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 39 年 2 月から 40 年 8 月まで A 事業所に勤務していたが、社会保険事務所の記録では、40 年 1 月 1 日に資格喪失となっている。A 事業所の在職証明は 40 年 8 月までとなっているので納得できない。厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について事業主に照会したところ、申立期間については申立人を雇用し厚生年金保険料を控除したと証言しているが、これらを確認できる関連資料は得ることができなかった。

また、申立人から聴取しても、当該事業所における勤務実態や保険料控除の状況について明確な回答は得られず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録は、確認できない。このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 20 日から 48 年 6 月 20 日まで
昭和 47 年 6 月から 48 年ごろまでの厚生年金保険への加入期間について照会したところ、48 年 6 月 20 日から同年 7 月 21 日までの 1 か月であるとの回答であったが、1 年間程度、加入していた記憶がある。当時勤務していた A 事業所の在職証明書を添付するので再調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書及び雇用保険の記録により、申立人が A 事業所に勤務していたことは認められるが、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことまでは確認できない。

また、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について事業主に照会したところ、申立期間については、申立人を雇用し厚生年金保険料を控除したと証言しているが、これらを確認できる関連資料を得ることはできなかつた。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月 31 日から 49 年 5 月 31 日まで
② 昭和 53 年 12 月 21 日から 54 年 2 月末まで

A社における社会保険庁の記録では、昭和 49 年 6 月 1 日から 53 年 12 月 21 日までとなっているが、A社には、43 年 7 月 31 日から 54 年 2 月末まで勤め厚生年金保険にも加入していた。同僚の証明があるので当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における勤務期間については、B厚生年金基金への資格喪失届（社会保険にも複写式で同様の内容を通知）によれば、昭和 49 年 6 月 1 日から 53 年 12 月 20 日までの間と確認できる。また、雇用保険の記録においても同様に、申立人のA社における勤務期間は、49 年 6 月 1 日から 53 年 12 月 20 日の間と確認できる。

さらに、申立期間①については、申立人は昭和 48 年 4 月から 49 年 6 月 1 日まで国民年金に加入し保険料も納付している。

なお、同僚の証言において、申立期間①の在職についての証言はあるものの、保険料控除については明らかでなく、申立期間②については、何ら証言は確認できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

A社での在職について、厚生年金保険の加入期間の照会をしたところ、加入していた事実が無い旨の回答があった。在職期間中当時、歯医者に通院しており政府管掌の健康保険証はあった。また、社会保険料は給料から控除されていた。厚生年金保険加入事実が確認できる資料は無いが、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の在職状況については、申立人が先輩及び同僚として名前を挙げている者の大半が、A社の事業所別被保険者名簿で確認できること、また、社内事情についての記憶が明確であることなどから、同社に申立期間の前後において在籍していたことがうかがえる。

一方、被保険者名簿を見ると、昭和 40 年 3 月に 39 年 5 月から同年 7 月にかけて資格取得した 19 人の資格取得日が一齐に訂正されている。これは社会保険事務所により事業所調査が行われ、その指導の結果によるものであることが、被保険者名簿に押印された訂正印から確認できる。訂正の内容は、対象となった者ほぼ全員の資格取得日を 3 か月遡^{そきゅう}及させるものである。このことから同社は試用期間の 3 か月間は厚生年金保険に加入させる取扱いとしておらず、保険料も控除しないこととしていたものと推認できる。

申立人は、同期入社であると申し立てている者と同様に、昭和 39 年 3 月に入社したものと推認されるものの、試用期間中に退職したため、厚生年金保険の資格取得手続きが行われなかったと考えるのが相当である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月から28年12月まで

申立期間について、個人経営のA商店に勤めていたが、社会保険事務所に照会申出書を提出したところ、社会保険庁の記録では厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。当時、給与からは常に年金ほかの費用が控除されていた。A商店に勤めていたことは間違いなく、保険料も控除されていたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、申立人が記憶している当時の業務内容や、B社（昭和48年5月(株)A商店から社名変更）から申立人が勤務していたとの回答があることから、期間は特定できないがA商店に在職していたと推認できる。

一方、社会保険事務所が保管する事業所記号簿を見ると、A商店の厚生年金保険新規適用は、法人化された6年後の昭和31年7月1日であり、ほかにA商店として適用を受けていた状況も見られなかった。また、同社における従業員の社会保険への加入はすべて31年7月1日であり、申立人は申立期間について、厚生年金保険の適用を受けておらず、同社としても保険料の控除を行っていなかったとの回答が得られている。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料や周辺事情も見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間にかかる厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月1日から44年6月21日まで

昭和27年1月から44年6月までA事業所に勤務していたが、社会保険庁の記録では加入記録が無かった。A事業所で同僚であった人を記憶しているし、申立期間中に保険証を持って病院を受診したことも記憶しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所に勤務していたことは、関係者の証言などから認められるが、当該事業所の社会保険の適用期間は、昭和31年12月2日から37年8月30日までであり、関連事業所を含め、申立期間当時の給与台帳等の関係書類は保管されておらず、厚生年金保険料控除を確認できる資料は無い。

また、社会保険庁が管理する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の記載は無く、欠番も無い。

さらに、申立人が記憶している同僚の中にも、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載の無い者が多数存在し、当時のA事業所の関係者は、「社会保険加入当初は社会保険料控除を拒否する従業員が多く、理解を示したのは役職者等が主であった。」と説明している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 9

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月から 49 年 2 月まで

私は、昭和 48 年 6 月から 49 年 2 月まで、A 社に勤務していたと記憶している。給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかは不明であるが、元上司の証言に基づく A 社発行の在職証明書を提出するので、同社の当時の厚生年金保険包括加入先である B 協同組合の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

A 社の申立人に係る勤務実態等を確認できる資料等は保管されていないものの、申立人の元上司の証言に基づき作成された同社発行の在職証明書により、申立人が同社に勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実までは確認できない。

また、B 協同組合は、当時の A 社に係る厚生年金被保険者名簿を保管しており、その記載において申立人の名前が無いことを証言している。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録においても、申立期間に係る記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 13

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月 26 日から 57 年 4 月 5 日まで
厚生年金保険被保険者の加入期間について照会したところ、
A 社の期間が、昭和 51 年 11 月 1 日から 52 年 8 月 26 日までの
期間及び 57 年 4 月 5 日から 58 年 9 月 21 日までの期間とされた。
しかし、52 年 8 月 26 日に退職した覚えはなく、社会保険事務
所に調べてもらったとおり、夫の扶養にも国民健康保険にも入
っていないので、納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

また、社会保険庁が保管する A 社の厚生年金保険被保険者原票では、①申立人が健康保険被保険者番号 32 番として昭和 51 年 11 月 1 日に資格取得、52 年 8 月 26 日に資格喪失し、同年 8 月 31 日に健康保険証を返納していること、及び②その後、申立人は健康保険被保険者番号 36 番として 57 年 4 月 5 日に資格取得しており、健康保険被保険者番号 33 番から 35 番は、申立人とは別人に対し、53 年 7 月 3 日から 56 年 1 月 10 日までの期間に付与されていることから、申立期間において申立人に健康保険証が交付されていた状況は見られない。

さらに、申立期間中の昭和 55 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、B 社 C 支社の被保険者となっていることが社会保険庁の記録により確認できる。加えて、申立人は、昼間は A 社で勤務

し、夜間に自宅近隣のB社C支社で集金業務を行っていただけであると主張しているが、同社同支社は、当時の状況として、3か月の研修期間を設け、その研修終了後に厚生年金保険の資格取得の手続を行っていたこと、及び同社同支社の保管している被保険者台帳により、申立人が営業職として勤務していたことが確認でき、通常、夜間だけの勤務形態では勤まらないとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から 36 年 1 月まで

私は昭和 33 年 4 月から 37 年 3 月まで A 事業所に勤務していたが、社会保険庁の記録では当該事業所における加入期間は昭和 36 年 2 月から 37 年 3 月までとなっており、33 年 4 月から 36 年 1 月までの記録が無い。上記の期間を通じて勤務していたことは間違いないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚（3名）の記載が、昭和 36 年 1 月以前の厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、申立人が同年 1 月以前から A 事業所で勤務していたことについては推認できる。

しかし、申立人は、申立期間に保険料が控除されていたことに関する具体的記憶を有していない上、給与明細書等、申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる資料は無く、被保険者名簿においても健康保険の番号が連続しており、欠落もみられないため、名簿に記載された申立人の資格取得年月日（昭和 36 年 2 月 1 日）以前に申立期間に係る資格取得の届出が行われた事実は確認できない。

また、当時の勤務先である A 事業所も既に存在しないため、申立人の雇用関係を確認できる資料は無く、同事業所の申立期間当時の事業主や同僚も所在が不明であり、申立人が厚生年金被保険者であったことを示す証言を得ることもできないため、申立期間当時における申立人の勤務実態を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から43年10月まで

私自身が事業主であり、昭和41年11月に社会保険事務所で、社会保険の新規適用事業所届を提出したはずである。当時住んでいた市役所において、私が提出した厚生年金手帳により厚生年金保険に加入したとして、申立期間に納付していた国民年金保険料は還付されている。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が事業主であった当該事業所は、昭和41年11月から厚生年金保険の適用事業所であったと主張しているが、社会保険庁が保管する事業所別被保険者名簿により適用日は43年11月1日であることが確認でき、申立期間については厚生年金保険適用事業所では無い。

また、申立人の妻の国民年金被保険者記録は、申立人が事業主であった当該事業所が厚生年金保険の適用となり、申立人が厚生年金保険被保険者の資格取得をした昭和43年11月1日と同日で国民年金任意加入被保険者への種別変更が行われている。

さらに、社会保険庁が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同僚についても昭和43年11月1日に厚生年金保険に加入していることの確認ができ、同名簿の健康保険被保険者番号に欠番や補正等の痕跡は無い上、申立人が経営していた会社は既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 3 月 5 日まで
ただし、このうち加入記録が無い期間は
①昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 6 月 1 日まで
②昭和 19 年 2 月 15 日から同年 3 月 5 日まで

私の所持している職業能力申告手帳では昭和 17 年 1 月からの就労となっているため、厚生年金保険制度発足時の同年 6 月から厚生年金保険へ加入していたはずが、社会保険庁の記録では、18 年 6 月 1 日からの加入となり、また、退職による喪失日も 19 年 2 月 15 日となっている。これは明らかに社会保険庁の記載誤りであるので、そのミスを認めて申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①の資格取得日については、申立人の所持している労働者年金保険被保険者台帳記号番号通知票の写では、資格取得年月日が昭和 18 年 6 月 1 日と記載されており、社会保険庁の厚生年金保険手帳記号番号払出簿、厚生年金保険被保険者名簿及び氏名順名簿の資格取得日と符号する。

また、②の資格喪失日が昭和 19 年 2 月 15 日となっていることについて、申立人は、同年 3 月 4 日まで勤務し厚生年金保険に加入していたと主張しているが、事業主による厚生年金保険料の控除を確認できる資料等はない。

さらに、申立人の所持している職業能力申告手帳の記録により、申立人が、申立期間中勤務していたことは推認されるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる証言や給与明細書等などの資料はない。

加えて、当該事業所は既に全喪しており、申立にかかると確認できる関

連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月16日から23年3月1日まで
私は、昭和22年11月16日から61年4月1日まで運送会社に勤務していたが、社会保険庁の厚生年金保険の加入記録では、23年3月1日から加入していたことになっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和22年11月16日に当該事業所に入社した時、「当初は臨時採用とし、20日後から正社員とする。」との説明を受けたとしているが、社会保険庁の記録によると23年3月1日に厚生年金保険に加入していたことが確認できる。

また、雇用保険の加入記録により、申立期間のうち昭和22年12月21日から23年2月末日まで勤務していたことが確認できるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、申立人が入社した時、すでに勤務していたとする同僚2名についても申立人と同じ昭和23年3月1日付けで厚生年金保険に加入していることから、当時、当該事業所では採用後一定期間経過後に厚生年金保険被保険者の資格取得手続を行っていたものと推認される。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月から 36 年 3 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。

私は、中学卒業後に就職した事業所に、昭和 31 年 3 月から 36 年 3 月まで勤務しており、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に申立に係る事業所に勤務していた事実を確認できる人事記録等の資料や同僚の証言は無く、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給料明細書等の資料も無い。

また、申立人が申立期間中に勤務していたとする事業所は、社会保険庁の記録から厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険記号番号は当時の厚生年金保険手帳記号番号払出簿から、昭和 37 年 11 月 1 日に払い出されていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月から平成 5 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 63 年 6 月に正社員で採用され、平成 6 年 5 月まで働いていた。
その間、健康保険証も交付されていたので、申立期間を厚生年金保険の被
保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立人は、昭和 62 年 7 月から平成 5 年 3 月までの期間、国民年金の第 3 号被保険者として記録されているとともに、健康保険においては、申立人の夫の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、申立人が受診していた医療機関からの回答により、申立期間当時、申立人は、申立人の夫の健康保険証を使用していたことが確認でき、申立内容に不合理な点が認められる。

加えて、雇用保険の記録においても、申立期間の加入記録は無い。

このほか、申立てに係る事業所は既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

島根厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から 43 年 8 月 31 日まで
昭和 41 年 4 月から 43 年 8 月末まで、A 事業所に勤務し、常勤で勤務していたことから、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立てに係る事業所は現存せず、当時の役員等に対する連絡もできないことから、申立人の当時の勤務状況や保険料控除状況を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

島根厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 26 日から 40 年 3 月 11 日まで

申立期間は、A事業所に勤務していた。当時は住み込みで仕事をしてきたため、在職していたことは間違いないことから、この期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間を含む昭和 39 年 8 月 26 日から 40 年 4 月 13 日まで、A事業所に在籍していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A事業所は、申立期間中に厚生年金保険の適用事業所では無いことが確認できる。

また、申立人が同僚として名前を挙げた1名のほか、元代表取締役及びその妻についても、社会保険事務所の記録では、申立期間にA事業所で厚生年金保険に加入している記録は確認できない。

さらに、申立期間において、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

島根厚生年金 事案 14

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月 1 日から 49 年 3 月 31 日まで
のうち 3 年間

申立期間は、A 事業所に勤務していた。勤務形態は、日勤や夜勤で、残業もあった。

申立期間は国民年金にも加入して、保険料は母親が納めていた。厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 41 年 10 月 1 日から 43 年 8 月 31 日までは、雇用保険の記録により、申立人は A 事業所に在籍していたことは確認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていた記憶及び事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上に、勤務していた期間についても申立人の記憶が曖昧である。

また、B 市区町村及び社会保険庁の記録から、申立人は申立期間中、国民年金及び国民健康保険に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間後に納付した 49 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料は、申立人が 49 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、50 年 1 月 22 日に還付決定されている。

仮に申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたならば、国民年金との重複加入として届出がなされ、同様に還付手続きが採られることとなるが、そのような事実は確認できない。

この点からも、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

なお、A 事業所の清算を行っている C 事業所では、当時の保険料控除状況等については資料等一切が A 事業所から承継されていないため不明としている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 30 日まで
昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 30 日までの厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所へ照会したところ、加入記録は無いとの回答をもらった。同期間、A病院に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、A病院は、申立期間について、従業員名簿、厚生年金保険資格取得届及び同喪失届並びに被保険者報酬月額算定基礎届を確認したが、申立人に関する記録は無かったと回答している。

さらに、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、申立期間中、雇用保険の被保険者とはなっていない。

このほか、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月 15 日から同年 8 月 1 日まで
昭和 52 年 1 月 15 日から同年 7 月 31 日まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者となっていないのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細などの資料が無い。

また、申立人は、昭和 48 年 10 月以降平成元年 10 月まで、国民年金に加入し、同保険料の免除を受けている上、申立期間を含めた免除期間 47 か月分の保険料を、申立期間後の昭和 59 年 5 月に追納している。

さらに、雇用保険の加入記録によれば、申立期間は、雇用保険の被保険者とはなっていない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 20 日から 48 年 6 月 1 日まで
昭和 47 年 6 月から 48 年 6 月までの厚生年金保険の加入記録について照会したところ、加入記録無しとの回答を得た。A社に常勤社員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳によると、申立人の雇用期間は昭和 47 年 6 月から同年 8 月までであり、同期間について、事業主により、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できた。

また、雇用保険の加入記録によれば、申立期間は、雇用保険の被保険者とはなっていない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 12 月 16 日から 34 年 12 月 31 日まで
昭和 31 年 5 月から 35 年 1 月 31 日まで A 省 B 事業所に勤務していたが、
同期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないのは納得いかな
い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除して
いたことを推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、申立人は、昭和 33 年 12 月 16 日から 35 年 1 月 30 日まで、A 省共
済組合の組合員であったことが確認された。

なお、A 省 B 事業所の多数の職員が、申立人と同様、昭和 33 年 12 月 16
日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している状況がみられた。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事
業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

山口厚生年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月から 34 年 10 月まで
中学校卒業後、昭和 32 年 3 月から 34 年 11 月 15 日まで A 社に勤めていたが、厚生年金保険の加入記録が無い。
勤務時間は 8 時から 18 時までだった。
A 社に勤務していたのは事実なので、被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主に給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立人は、A 社を退職後、昭和 34 年 11 月 17 日に別の事業所において厚生年金保険の被保険者資格を新規に取得しており、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の加入記録は見当たらない。

また、申立人が、同時期に入社したと主張する 1 名について社会保険庁の記録を確認したところ、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前は見当たらなかった。

さらに、同僚等の証言も得られず、申立人が当該事業所において勤務していた事実を裏付ける確認資料も無い。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から48年2月まで

A(株)に勤務していた期間について、厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、加入期間が無いとの回答があった。

昭和46年1月から健康保険に加入していたと記憶しているので、厚生年金保険の加入期間が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料は無い。

また、A(株)は、申立期間後の昭和48年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人が記憶していた申立期間当時の同じ職種と同僚二人のうち、B氏の年金記録をみると、その期間は国民年金に加入している。

さらに、社会保険庁の記録によれば、厚生年金保険新規適用時の被保険者11人のうち6人については、昭和48年5月までは国民年金に加入していたことが確認できる。

このほか、A(株)は既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月から同年12月
平成19年7月23日に社会保険事務所から昭和33年5月から同年12月の間、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。
A(株)には、33年5月1日に入社したのに、厚生年金保険被保険者として34年1月25日から適用されていることは納得できない。保険証も交付されていたし、保険料も給与から控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和33年5月からA(株)で勤務しているので、厚生年金被保険者期間は同月からであると主張しているが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が勤務していたA(株)において、当時の保険料を控除していたことを確認できる賃金台帳等の関係書類は保存されていないが、同社に残されている「厚生年金被保険者資格取得台帳」によれば、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日は昭和34年1月25日であり、同社の健康保険組合の資格取得日及び社会保険事務所の記録とも一致している。

さらに、A(株)からは「記録は無いが、当時の販売関係従業員については、試用期間やパート雇用があり、当該雇用形態の者には社会保険関係は掛けていなかったと思う」との証言があり、申立期間に係る給与からの保険料控除は無かったものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月1日から40年1月31日まで
昭和37年に中学校を卒業し、学校による正式な手続により入社した。
当時健康保険証も交付されていたと記憶している。

社会保険事務所に対し、申立期間に係る厚生年金被保険者期間の照会をしたところ、申立事業所が、厚生年金の適用事業所であったことは確認できるが、申立期間に係る加入記録は無いとの回答であった。

同じ学校から入社した同僚もおり、申立事業所に勤務していたのは事実であるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できるとともに、同期入社同僚の証言、申立人が記憶している当時の同僚の氏名等から申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は確認できず、申立人が同じ学校から入社したと主張する同僚についても確認できない。

また、同事業所は昭和54年12月に全喪しており、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月から同年4月まで
② 昭和40年9月から41年9月まで

私は、昭和38年3月に高校を卒業し、同僚のAと共にB事業所に入社した。会社と喧嘩して1か月くらいで退社したが勤務していたのは間違いがない。

また、昭和40年9月から41年9月までの間については、C県にあったD事業所で勤務し、先に入社していた同僚Eとよく一緒に仕事をしていたのを覚えている。

給与明細等は残っていないが、勤務していたのは事実であるので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、一緒に入社したとする同僚は、B事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できることから、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できるが、申立人の氏名は当該被保険者名簿で確認できない。

また、当該同僚の健康保険厚生年金保険被保険者の資格取得日については、当初、昭和38年5月1日とされていたが、39年12月8日に資格取得日が38年3月1日に訂正されていることが確認でき、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

次に、申立期間②について、D事業所の厚生年金保険の適用期間は、昭和

40年3月1日から42年3月31日までとなっており、この間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（1番～27番）を確認したところ、申立人が名前を覚えていた同僚については、40年3月1日からの資格取得が確認できるが、申立人の氏名は確認できず、健康保険の記号番号に欠番も無い。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険被保険者記録は確認できないほか、当該事業所は全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月1日から55年6月1日まで

昭和53年8月1日にA事業所に入社して、途中でB事業所に社名が変更されたが、58年12月1日に退社するまで勤務しており、社会保険に加入していた。

しかしながら、社会保険事務所へ照会したところ、1か月間の空白があるとの回答があった。継続して勤務していたのは事実であり、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、組織変更の前後を通じて継続して勤務していたと主張しているが、申立人を含む5名の従業員は、昭和55年5月1日にA事業所の厚生年金被保険者資格を喪失しており、また、申立人の雇用保険については、同年4月20日離職と届出がされていることが確認できる。

さらに、B事業所は昭和55年6月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立人を含む5名は同日に被保険者資格を取得していることからみて、申立期間は適用事業所になる以前の期間である。

加えて、両事業所は既に全喪しており、申立期間に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月から23年8月まで
昭和21年10月に、姉の退職に伴う入れ替わりでA事業所に勤め始めた。
当時一緒に勤務していた同僚については厚生年金保険の加入記録があるのに、私の加入記録が無いのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA事業所の同僚から、申立人が申立期間当時、同事業所に勤務していた旨の証言があるほか、申立人の姉は、昭和21年10月1日に同事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、姉と入れ替わりで就職したとする申立人の主張を裏付けており、申立人が申立期間当時、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁が保管する同事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の加入記録は無く、また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたかを記憶しておらず、保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立期間当時、同事業所に勤務していた給与担当者は、「申立人は勤務期間が短かったため、臨時雇用ではなかったか」と証言しており、同事業所における雇用形態ごとの厚生年金保険の適用実態は確認できないものの、申立人は申立期間当時、臨時雇用であったため厚生年金保険に加入していなかった可能性がうかがわれる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 2 月から 51 年 9 月ごろまで
② 昭和 58 年 11 月から 59 年 6 月まで

A 社（①の期間）及び B 社（②の期間）に勤めていた期間について、厚生年金保険に加入していなかった旨の回答をもらった。

厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁が保管する A 社及び B 社の厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人の記録は無く、B 社が保管している社員名簿等においても、申立人の記録を確認することができない上、雇用保険の加入記録においても、申立期間に係る申立人の記録は確認できない。

さらに、申立期間当時の A 社の会計担当者から「申立人は短期間のパートであったと思われ、当時、正社員については雇入れから社会保険の加入手続を行っていたが、パートについては社会保険に加入していないと思う」旨の証言があるとともに、申立人は、申立期間において、夫の健康保険の被扶養者として認定されていることが確認できることからみて、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入手続は行っていなかったものと推認できる。

一方、B 社においても、申立期間当時、勤務していた役員及び従業員から聴取しても、申立人が勤務していたとする証言を得ることができず、申立人は「勤務していたのは港の近くのレストランで、事業主の妻の妹と一

緒であった」と説明しているが、事業主の妻の妹から「申立人が勤務していたかどうかの記憶は無く、当時、レストランは厚生年金保険に加入していなかった」旨の証言があることから、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入手続を行っていなかったものと推認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月から同年 7 月まで
申立期間当時、A社に勤めていた。

給与明細書等はないが、給与の賃上げ交渉をした時に「保険料をかけているので、これ以上経費をかけるのは無理だ」と言われたことや「保険番号は一生変わらない」と言われた記憶があり、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人の記録は無く、また、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、A社の元社員に問い合わせても、申立人が同社に勤務していたとの証言を得ることができない。

また、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても保険料控除の状況は不明である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

高知厚生年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 10 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで
② 昭和 47 年 10 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

私は、①昭和 44 年 10 月から 46 年 3 月末までA事業所に、また、②47 年 10 月から 48 年 3 月末まで臨時的任用職員としてB地方公共団体に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所及びB地方公共団体については、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかの記憶は無いと申し述べているほか、保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

A事業所については、申立期間の前後の期間を含む被保険者名簿をみても、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した^{こんせき}痕跡は認められず、また、申立期間において、申立人が雇用保険に加入した記録は残っていないほか、同僚等の証言も得られず、同事業所も当時の資料等が無いことから、申立人の勤務形態及び保険料控除の有無等については不明であるとしている。

B地方公共団体については、申立期間において、同地方公共団体の辞令書及び雇用保険の加入記録により、勤務していたことは確認できるが、申立期間の前後の期間を含む被保険者名簿をみても、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した^{こんせき}痕跡は認められず、同団体からの回答により、申立期間当時、臨時的任用職員は、本人の意向が無ければ厚生年金保険へ加入させていなかった実態が見受けられる。

このほか、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

高知厚生年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 13 日から 59 年 12 月 1 日まで

私はA社に、昭和 56 年 4 月から 62 年 1 月まで勤務していたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入期間となっているので、加入期間として認めてほしい。

なお、A社のB町にある工場からC村にある工場に異動したことはあるが、同日付けで異動したと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを記憶していないと申し述べているほか、保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、申立人の雇用保険の加入記録によると、昭和 58 年 8 月 13 日に離職し、同年 11 月 29 日付けで失業給付の受給資格が決定されて翌日から 59 年 2 月 15 日までの間、失業給付を受給していることに加え、厚生年金保険被保険者の資格を喪失した 58 年 8 月 13 日の直後の同年 9 月 17 日に健康保険証を返納した記録が確認できることから、申立人が同日付けで勤務する工場を異動したとする主張は不合理である。

さらに、当時の事業主の妻は、一時退職した申立人を再雇用した記憶はあるものの、厚生年金保険への加入については覚えていないと証言しているほか、同僚の証言等も得ることができず、A社にも当時の賃金台帳等の資料が保存されていないため、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうか確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 15 日から 31 年 12 月ごろまで
中学校を卒業し、昭和 28 年 3 月 15 日から 31 年 12 月ごろまでA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険加入の記録は該当無しとのことだった。退職後、職業安定所において手続し、失業保険を受給した。会社は既に存在せず、給与明細も保管していないが、この会社で働いていたことは間違いないので、厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料及び明確な記憶が無い。

一方、A社は既に廃業しており、人事記録、賃金台帳等、申立人の在籍を確認できる書類は存在しないものの、申立人の当該事業所での仕事内容、同僚の氏名の記憶等から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は見当たらず、かつ、健康保険番号にも欠番は見られない。

また、申立人が名前をあげた複数の元同僚については、申立人が一緒に勤務したと主張する期間よりも相当期間経過後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認される。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 5 月 1 日まで

A社（現B社）に昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 30 日まで勤務した。会社に勤務したのは初めてで給料を頂いて明細書を見るのがあたりまえであり、数回目の給料で厚生年金保険料を支払っているのがわかり、同僚とこんなところにも支払っていると話し合っていた。当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。一方、B社（当時A社）に申立人の在籍を確認できる書類は存在しないものの、申立人のA社での仕事内容、同僚の氏名等に関する記憶及び元同僚の証言から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所が保管している労働者名簿では申立人を含む現場作業員 10 数名の名前を確認できない。同名簿の記録によると、昭和 39 年 6 月 1 日の新規適用時に厚生年金保険に加入した者は 4 名のみであり、以降 46 年 5 月 1 日まで加入者がいないことが確認できるとともに、この記録は社会保険庁の記録と一致している。

また、申立人が給料から厚生年金保険料の控除等について話し合ったとする元同僚は「申立期間当時は国民年金に加入しており、厚生年金保険に加入したのはそれより 10 数年経過してからである。」と証言している。

さらに、当該事業所の当時の現場監督者に確認したところ、現場作業員は申立人のほかに 10 数名いたが、全員が国民年金と国民健康保険に加入していた、との証言を得ている。これらの証言等により、当該事業所は申立期間当時、現場作業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年ごろの半年間
② 昭和 54 年から 57 年ごろの 3 年間
③ 平成 2 年から 3 年ごろ
④ 平成 3 年ごろの 2、3 か月間

昭和 53 年ごろ、約半年間（①の期間）、A社に勤務した。同事業所を退職後、昭和 54 年から 57 年ごろまでの 3 年間（②の期間）、B社に勤務した。

平成 2 年から 3 年ごろまで（③の期間）は、C社に勤務した。

平成 3 年ごろの 2、3 か月間（④の期間）は、D社に勤務した。

職場は転々としたが、すべて公共職業安定所からの紹介であったので、福利厚生はきちんとしていたし、厚生年金保険にも加入していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、すべての申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかを記憶しておらず、給与明細書など、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料も無い。

社会保険庁の記録では、申立期間①に係るA社は昭和 59 年に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②に係るB社は平成 5 年に厚生年金保険の適用事業所となっている。申立期間①及び②については両事業所ともに申立期間当時適用事業所とはなっていないため、申立人は当該両期間については当該両事業所に係る厚生年金保険の被保険者となることができない。

申立期間③のC社は、当該事業所が保管している会社日報から、申立人は平成 2 年 10 月 21 日から同年 12 月 21 日までの間に 43 日間勤務していたことが確認できるが、C社の事業主は、申立人について記憶しており、申立人の雇用形態は日当を支払うアルバイトであり、社会保険の加入手続は行わなかったと証言している。また、社会保険庁のC社に係る申立期間前後の被保険者記録に申立人の記載は無く、整理番号に欠番は無い。

さらに、申立期間④のD社の事業主から、申立人は3 か月間の試用期間中に退

職したため社会保険の加入手続は行わなかった、との証言を得ている。加えて、社会保険庁のD社に係る申立期間前後の被保険者記録に申立人の記載は無く、整理番号に欠番は無い。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月から 4 年 8 月まで

平成 2 年 9 月にタクシー会社を退職した後に 2 年間加入した厚生年金保険の記録が無い。その間については、社会保険事務所から納付書が郵送されてきて、近くの郵便局で納付していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、社会保険の適用を受ける事業所に勤務していた事実無く、社会保険庁が管理する申立人の年金記録では、申立期間は国民年金の未納期間となっていることが確認できる。

また、申立期間について、申立人が厚生年金保険の第 4 種被保険者であったことをうかがわせる資料も存在しない。

さらに、申立人が当時居住していた A 市において、①国民健康保険の資格を取得した日は平成 4 年 9 月 26 日（退職から 2 年後）となっていること、②その取得理由が「社会保険離脱のため」であること、③2 年間、社会保険事務所から納付書が送付されたこと、及び当時の社会保険事務所の職員が申立人に対し書いた書簡の中に、「2 年間の加入は、次の会社に就職するまでの繋ぎのための健康保険の任意継続である」旨の説明があることから、申立人が健康保険法第 37 条に規定する健康保険の任意継続被保険者であった期間を厚生年金保険被保険者期間であったものとして申立てを行っているものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大分厚生年金 事案 7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 1 日から 41 年 6 月 15 日まで

A社で一緒に働いていた先輩や姉は、厚生年金保険に加入しており、自分が勤務していたことを証言してくれる。自分だけが加入していないのはおかしいと思うので、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における当時の同僚の供述及び当時の監査役（後の取締役）が書いた就業証明書から、申立人がA社に勤務していたことは推認されるものの、給与明細書など保険料控除の事実を確認できる資料は無く、保険料控除に関しては申立人の記憶が曖昧である。

また、上記の就業証明書には、申立人の在職期間の特定が無く、当時の監査役に事情を聞いたところ、申立人の在職期間については記憶が無いとのことであった。その上で、当時の監査役は、自らは福利厚生業務に携わっていないことから、申立人から厚生年金保険料を控除したか否かは不明であると述べており、厚生年金保険加入の事実については確認することができない。

なお、申立人については当該事業所における雇用保険の加入記録が無く、申立人の主張を裏付ける関連資料等も無い。

さらに、申立人は申立期間当時に健康保険証を所持し、入院歴があると主張しているが、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険記号番号順索引簿に欠番は無く、健康保険証が発行された事実は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

宮崎厚生年金 事案 7

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月から同年 9 月まで

私は、高校を卒業した昭和 30 年 3 月に、A 社に入社し、同年 9 月まで同社の工事現場で働いた。社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、同期入社の方には加入記録があるにもかかわらず、私の加入記録が無いとされたことに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、入社当時、健康保険被保険者証及び厚生年金保険被保険者証をもらった記憶が無く、給与から控除されていたのが厚生年金保険料であったのかについても不明とするなど記憶が曖昧である。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人に厚生年金保険被保険者記号番号が最初に払い出されたのは平成元年 11 月で、それ以前に厚生年金保険被保険者記号番号が払い出された形跡が無い上、社会保険事務所が保管している申立期間当時の A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中にも、申立人の氏名は無く、健康保険番号の欠番も無い。

なお、A 社によれば、昭和 40 年以前に退職した従業員の人事記録及び賃金台帳等は廃棄しているため、申立人に係る厚生年金保険料の控除状況については確認できないとしている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 6

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月から 33 年 2 月まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立事業所に勤務していたことをはっきり記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が在籍していたと主張する申立事業所については、申立人がその後に雇用された事業所の工場長の妻の証言により、在籍をしていたことは推認できるものの、社会保険庁の記録により、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人が当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

このほか、厚生年金保険の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 7

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 3 日から 58 年 7 月 8 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間当時の資料が無く、厚生年金保険料が控除されていたかについては定かでないが、A社には正社員として入社し、簡易水道工事と茶園のスプリンクラー設置工事に従事していたことを記憶している。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無い。

また、申立期間について、A社に係る厚生年金保険の被保険者原票等により、申立人の加入記録は存在しないことが確認できる。

一方、申立人に係る雇用保険の被保険者情報により、申立期間内である昭和 57 年 5 月 15 日から同年 9 月 30 日までは社会保険の適用事業所ではない B 社、58 年 2 月 1 日から同年 5 月 28 日は A 社に係る加入記録が確認できる。申立期間を通じて A 社に在籍していたとする申立人の主張とは異なるものの、申立期間の一部において申立人が同社に在籍していたことは確認できる。

しかし、A社では、申立期間当時の同社に係る厚生年金保険の加入記録が存在しているのは、専務、現場監督者など月給者として勤務していた従業員だけで、日給者については厚生年金保険に加入していなかったのではないかと説明していることから、同社では厚生年金保険の資格取得について、このような取扱いが行われていたものと推察される。

このほか、厚生年金保険料控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺

事情等は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 8

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 1 日から 41 年 5 月 31 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社B工場に勤務していた期間について、厚生年金保険の加入記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、A社B工場長名による「運送業務における無事故」及び「精励皆勤」に対する昭和 41 年 4 月 19 日付け表彰状をもらっており、同工場に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無い。

また、社会保険庁が管理している健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票により、申立人に係る厚生年金保険の加入記録は存在しないことが確認でき、同名簿には欠番もみられない。さらに、雇用保険の被保険者情報では、申立人の加入記録は無い。

一方、申立人が所有しているA社B工場より受けた昭和 41 年 4 月 19 日付けの表彰状により申立人が当該事業所において運送業務に従事していたことは推認できるものの、事業所照会を行ったところ、申立期間における同社同工場の社員名簿には、申立人の記録は確認できない。

加えて、社会保険庁の記録により、昭和 36 年 4 月から平成 4 年 6 月までの間について、申立人が国民年金の被保険者となっており、昭和 55 年 4 月から 56 年 4 月までの間を除き、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 9

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 38 年 12 月まで
② 昭和 45 年 3 月から 46 年 2 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間①の A 社及び申立期間②の B 社（現 C 社）に勤務していた期間については、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

両社に勤務していた記憶は確かであるので、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細、所得税源泉徴収票などの資料は無い。

A 社に係る申立期間①については、社会保険庁の記録により、同社が昭和 38 年 11 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっているため、申立人が厚生年金被保険者となることができるのは 38 年 11 月の 1 か月のみである。また、社会保険事務所が管理している健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人に係る厚生年金保険の被保険者に申立人の記録が存在せず、健康保険の番号にも欠番は見受けられない。なお、A 社に対し、事業所照会を行ったものの、当時の人事記録等関連資料は無いとのことであった。

C 社に係る申立期間②については、在職証明書、同僚の証言、雇用保険（申立期間の一部である昭和 45 年 3 月 10 日から同年 6 月 30 日まで）の加入記録などから、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できる。しかし、申立人の在職を証言している同様の業務に従事していた元同僚二人のうち一人については申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者とはなっておらず、勤務形態等により従業員に対する厚

生年金保険加入の取扱いが異なっていた可能性がうかがえる。

なお、C社に照会を行ったものの、人事記録等関連資料を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 15 日から同年 5 月 1 日まで
退職前に経歴書を確認した際、入社日は昭和 40 年 3 月 15 日であったが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、40 年 5 月 1 日から厚生年金保険に加入している旨の回答を受けた。

申立期間を含めて、A社において、B社からの委託業務等に5年間従事していた。

申立期間について、厚生年金保険料が給与から控除されていたのか記憶していないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無い。

また、厚生年金保険の被保険者原票及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、申立人の被保険者資格の取得日が昭和 40 年 5 月 1 日と確認できるものの、申立人に係る人事記録簿により、40 年 3 月 15 日付け臨時補充員を命ずる、と確認できることから、申立人は申立期間にA社に勤務していたものと認められる。

しかし、申立人が同時期の昭和 40 年 3 月にC社に入社した、と述べている同僚D氏についても、厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日が、E社(A社及びC社の社会保険事務を執り行っている)に係る厚生年金保険の被保険者原票により、同年 5 月 1 日となっていることが確認できる。E社への照会の結果、これらの事情は分からないと説明があったが、同社では厚生年金保険の資格取得について、このような取扱いが行われたものと推察される。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 1 日から 35 年 12 月 31 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間について、加入記録が無かった旨の回答をもらった。

申立期間当時、就職後 1 週間程度してから健康保険証をもらったことを鮮明に記憶している。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無い。

また、社会保険庁の記録により、申立人が勤務していたと主張しているA社(B社の関連事業所)並びに事業所名がA社と類似するC社及びD社(両社ともB社の関連事業所)については、いずれも申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人が当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、事業所名が類似し、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であるB社については、社会保険庁が管理している厚生年金保険被保険者原票により、申立人の加入記録は確認できない。また、同様に、申立人のA社における当時の上司であったと述べている二人に係る記録も確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 5 年 6 月 6 日から 6 年 8 月 1 日まで
② 平成 7 年 8 月 31 日から同年 9 月 30 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立事業所に勤務していた平成 5 年 6 月 6 日から 7 年 9 月 30 日までのうち、6 年 8 月 1 日から 7 年 8 月 31 日までの加入記録はあるが、申立期間①及び②について、加入記録が無かった旨の回答をもらった。

実際に勤務していた期間は、私が保有している乗務員証に記載の発行日と同じ平成 5 年 6 月 6 日から 7 年 9 月 30 日までである。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無い。

申立事業所保管の健康保険厚生年金保険の被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届の写しにより、同事業所では、社会保険庁の記録のとおり、平成 6 年 8 月 1 日から 7 年 8 月 31 日までの申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得届等を行ったことが確認できる。

雇用保険の被保険者情報により、申立人の申立事業所における雇用保険の資格取得日及び離職日が、社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

また、申立事業所では、厚生年金保険及び雇用保険への加入については、従業員に対して入社の際、指定した期日に関係書類を提出することにより、厚生年金保険等への加入手続を行う、としているが、従業員本人に厚生年金保険等へ加入する意思が無く、社会保険への加入手続を行わない従業員が現在でもいる、と説明しており、従来からそのような取扱いが行われていたものと推認できる。

さらに、申立人は、両申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる上、申立期間①の一部において国民健康保険に加入していることも確認できる。

加えて、申立人は乗務員証の発行年月日が厚生年金保険の被保険者資格の取得日であると主張しているが、申立事業所の事務担当者から、乗務員証は雇入時に発行するもので、発行日は厚生年金保険の被保険者資格の取得日ではないとの証言を得ている。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 33 年 9 月まで
高校卒業後に勤務していたA社に係る厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、当時の上司B氏に係る記録は確認ができるが、私の記録は確認できなかった旨の回答をもらった。
A社の女性事務員から厚生年金手帳を受け取り、将来、厚生年金がもらえると言われた記憶がある。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間については、社会保険事務所が管理している健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人に係る厚生年金保険の加入記録が確認できず、不自然な訂正が行われた形跡も見受けられない。

また、申立人の記憶から姓しか判明しないA社の女性事務員についても、社会保険庁の記録により、同社に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。さらに、A社（現在は、C社）への照会を行ったものの当時の人事記録等関連資料は残っていないとの回答であった。なお、申立人は、A社における同僚名について上司B氏以外は明確に記憶していないことから、今後、新たな証言等を得ることは難しい。

このほか、厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 24 日から 40 年 7 月 24 日まで

私は、A社に研修生として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとされた。保険料の控除の事実が確認できる書類は無いが、当該事業所に研修生として勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

外国人研修生受入団体が保管している研修記録により、申立人が、昭和 39 年 3 月 21 日から 40 年 8 月 3 日までの間、A社を受入企業とした研修生であったことが確認できるほか、39 年 4 月 1 日から同年 7 月 24 日までの間は、A社における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

一方、申立人の資格喪失日は、A社保管の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、昭和 39 年 7 月 24 日であることが確認できる。

また、受入企業における研修生の活動は、外国人を対象とした、入国管理法による在留資格に基づく研修活動とされており、元より就労活動は認められていないことから、受給していた手当も研修滞在費であり、本土復帰前の沖縄出身者も同様の取扱いであった。

さらに、申立人を含めた当該期研修生のみならず、研修期間の重複している前期研修生も、申立人と同様に昭和 39 年 7 月 24 日付けで厚生年金の資格を喪失しており、次期以降の研修生の厚生年金保険の加入記録が無いことも確認できることから、申立人が厚生年金保険の被保険者になり得ないことを認識した時点でA社が資格喪失の届出を行ったものと推認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。